

第2次宮若市環境基本計画



令和6年 2月

宮若市

小さな積み上げ 大きな環境保全

本市では、平成 25 年 3 月に、宮若市の目指す環境像を『犬鳴と八木山水系が育んだ豊かなみどり・きれいな水を大切にすまち みやわか』とする「宮若市環境基本計画」を策定し、さまざまな環境施策を進めてまいりました。

市民の皆様のご協力に心より感謝申し上げます。

近年、環境問題は、地球規模の問題へと拡大しています。これらの問題に対応するため、SDGs（2030 年までに達成すべき 17 の「持続可能な開発目標」）や、ワンヘルス（人と動物の健康と環境の健全性を一つと捉える考え）、カーボンニュートラル（2050 年までに温室効果ガスの排出を実質ゼロ）等の様々な取り組みが推進されています。同時に、市民の皆様の環境に対する意識も変化しています。

こうした社会的状況の変化やさまざまな環境問題に対応するために、令和 4 年度（2022 年度）から「宮若市環境基本計画」と「宮若市地域温暖化対策実行計画」の見直しに着手しました。

市民や各種団体、事業者、有識者等多くの皆様のご協力・ご意見をいただく中で、『環境を守ることは、自らの健康を守ることである』という事が確認され、宮若市の目指す環境像を『豊かなみどり・きれいな水を大切に、健やかに暮らせるまち みやわか』とする「第 2 次宮若市環境基本計画」（令和 6 年度～令和 12 年度）を策定しました。

本計画では、行政をはじめ、市民や事業者の皆様がそれぞれの立場で環境保全のために実行していただきたいことをまとめています。市民や事業者の皆様には、「あらゆる環境問題解決への取り組みは、自らの健康を守り、事業の持続可能な繁栄につながる事」と受け止め、身近にできる取り組みをお願い申し上げる次第であります。

皆様と一丸となって、宮若市の目指す環境像の実現に取り組み、誇りある宮若市の環境保全の精神と行動のバトンを未来の子どもたちにつなげていきたいと願っています。

最後に、本計画の策定にあたり、アンケート調査にご協力いただきました市民、事業者の皆様をはじめ、計画の策定に携わっていただきました皆様や、貴重なご意見をいただきました市民の皆様にご心から感謝申し上げます。



令和 6 年 2 月

宮若市長
塩川秀敏

目 次

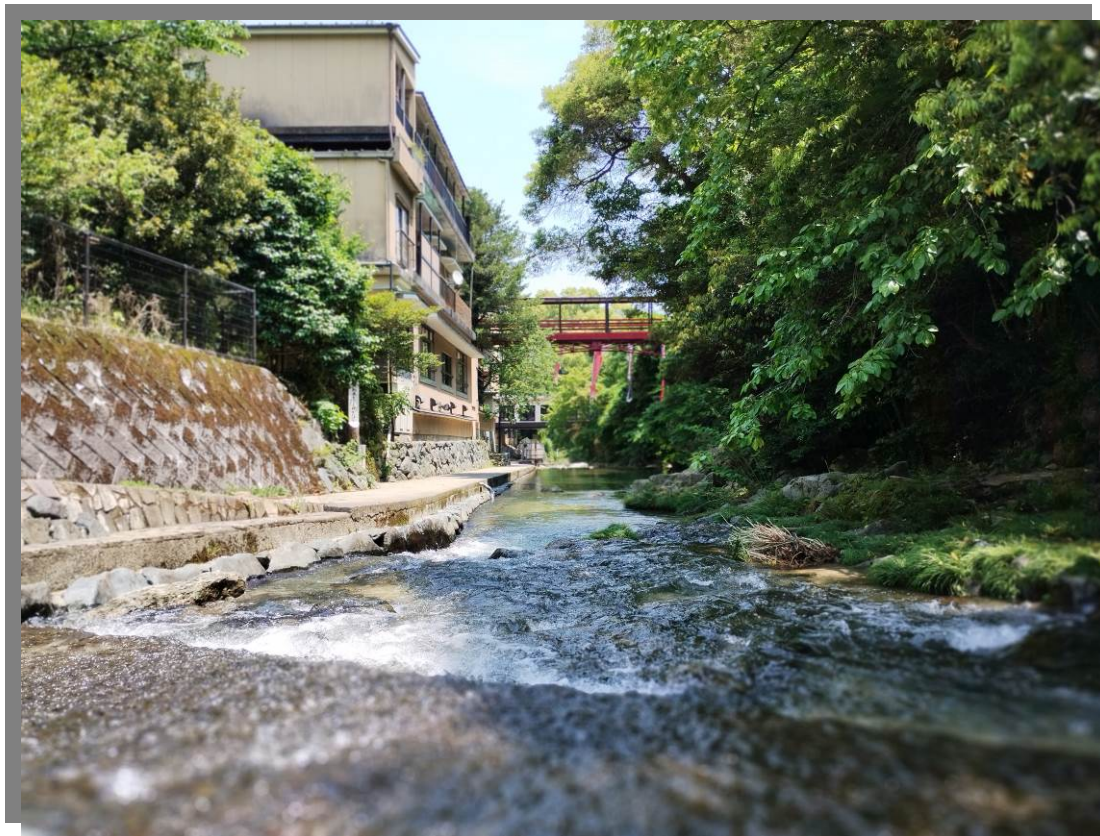
第1部 第2次宮若市環境基本計画	3
I章 計画の基本的事項	3
1 計画策定の目的と理念・背景	3
(1) 計画策定の目的	3
(2) 計画策定の理念	4
(3) 計画策定の背景	6
2 計画の位置づけ	15
3 計画の目標年度・期間	16
4 計画の構成	16
II章 第1次宮若市環境基本計画の振り返り	19
1 第1次宮若市環境基本計画に基づく施策の実施状況	19
2 目標指標の達成状況	21
3 環境に関する市民の思い	23
(1) 宮若市の環境に関する満足度・重要度	23
(2) 将来にわたり残していきたい宮若市の環境	24
III章 計画の目標	29
1 環境像	29
2 4つの目標	29
3 各主体の役割	30
4 施策体系	31
IV章 施策の展開	35
1 安全で循環型の社会を目指す環境づくり 【生活環境】	35
(1) 環境中の化学物質への対策	35
(2) 循環経済への転換	47
2 自然と人間が共生する環境づくり 【自然環境】	53
(1) 自然と共生する社会	53
3 快適な地域環境づくり 【地域環境】	63
(1) 都市景観の創出	63
(2) 歴史及び文化の保存及び継承	70
4 地域で取り組む地球温暖化対策の推進 【地球環境】	74
(1) 地球温暖化の緩和	74
(2) 地球温暖化への適応	82
5 すべての主体の参加による環境保全活動の推進 【環境保全活動】	84
(1) ワンヘルスと環境教育・学習の推進	84
(2) 環境保全活動の促進	89

6	重点的に取り組む施策	93
7	複数の施策にまたがって取り組む重点項目	95
8	成果指標一覧	97
9	各主体の行動計画（アクションプラン）	99
V章	計画の推進	109
1	計画の推進体制	109
	（1）市・地域・家庭・学校・市民団体・事業者協働の取り組み	109
	（2）宮若市環境審議会	109
	（3）宮若市環境基本計画推進委員会	110
2	計画の進行管理	110
第2部	第2次宮若市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）	113
I章	背景	113
1	地球温暖化問題に関する国内外の動向	113
2	計画の基本方針	114
II章	第1次計画について	115
1	第1次計画の概要	115
2	温室効果ガス排出量の算定範囲及び算定方法	116
3	第1次計画の目標達成状況	116
	（1）温室効果ガス排出量	116
	（2）個別の目標	116
III章	基本的事項	117
1	目的	117
2	対象とする範囲	117
3	対象とする温室効果ガスの種類	117
4	計画期間	118
5	上位計画や関連計画との位置付け	118
IV章	エネルギー消費及び温室効果ガス排出状況	119
1	温室効果ガス排出量の経年変化	119
2	エネルギー消費量の経年変化	119
V章	計画の目標	120
1	目標設定の考え方	120
2	目標	121
VI章	目標達成に向けた取り組み	122
1	重点的な取り組み	122
	（1）公共施設の省エネルギー化の推進	122
	（2）再生可能エネルギーの最大限の導入	122
	（3）公用車の電動車への切替促進	122

(4) 廃棄物の5 Rの徹底.....	122
(5) 職員の行動変容.....	122
2 各項目における取り組み.....	123
(1) 財やサービスの購入に関する取り組み.....	123
(2) 財やサービスの使用に関する取り組み.....	123
(3) 5 Rの取り組み.....	124
(4) 施設設備の改善に関する取り組み.....	125
(5) 再生可能エネルギーに関する取り組み.....	125
(6) 建設工事に関する取り組み.....	125
(7) 吸収作用の保全及び強化に関する取り組み.....	125
VII章 事務事業編の進捗管理の仕組み.....	126
1 推進体制.....	126
(1) 宮若市地球温暖化対策実行計画推進委員会.....	126
(2) 事務局（環境保全課）.....	126
2 進捗管理の方法.....	127
資料編.....	131
1 宮若市環境基本条例.....	131
2 宮若市環境審議会.....	133
3 宮若市環境基本計画策定委員会.....	134
4 宮若市環境基本計画策定作業部会.....	135
5 宮若市環境基本計画策定の経過.....	136
6 環境基本計画策定のための市民アンケート調査.....	137
(1) 調査の概要.....	137
(2) 調査の結果.....	137
7 環境基本計画策定のための事業所アンケート調査.....	156
(1) 調査の概要.....	156
(2) 調査の結果.....	156
8 宮若市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）にかかる資料.....	168
(1) 温室効果ガスの算定方法.....	168
(2) 2022年度におけるエネルギー使用量.....	171

第1部 第2次宮若市環境基本計画

I章 計画の基本的事項



犬鳴川（脇田温泉）

※ 『宮若市で将来にわたり残したい環境』（市民アンケート調査より）

第1部 第2次宮若市環境基本計画

I章 計画の基本的事項

1 計画策定の目的と理念・背景

(1) 計画策定の目的

宮若市は、福岡市と北九州市のほぼ中間に位置し、西部には西山、犬鳴山、鉾立山、笠置山などの太宰府県立自然公園に指定されている三郡山系が連なるとともに、中央を東へ貫流する犬鳴川と八木山川に流れ込む支流があり、その流域に農地や市街地が形成された、水と緑に恵まれた地域です。また、歴史的な資源としても、国内でも屈指の彩色壁画をもつ竹原古墳（国指定文化財）をはじめ、地域の歴史や文化を物語る文化財が各所に存在しています。

旧宮田町では、このみどり豊かで心安らぐ空間を未来の子どもたちにより良い環境で残していくために、平成9年3月に九州地方で3番目となる「宮田町環境基本計画」を策定し、先進的に環境に関する施策を推進してきました。平成18年に旧宮田町・旧若宮町が合併し、宮若市となってからは、平成18年2月に「宮若市環境基本条例」を制定し、平成25年3月には「宮若市環境基本計画」（以下、「第1次計画」という。）を策定しました。

第1次計画は、令和4年度までの10年間を計画期間とし、目指す環境像である「犬鳴と八木山水系が育んだ豊かなみどり・きれいな水を大切にするまち みやわか」の実現に向けて、「生活環境」「自然環境」「地域環境」「地球環境」「啓発、環境保全活動」という多様な分野に対して積極的に施策に取り組んできました。

近年、社会をとりまく環境は大きく変化しています。地球温暖化が原因とみられる記録的な集中豪雨や猛暑などによる災害の発生、プラスチックごみによる海洋汚染、食べきれずに廃棄される食品ロス¹など、地球規模の危機が身近な地域の環境に直接的に影響を及ぼすようになってきています。このような様々な社会課題の解決に向けて、地球上の「誰一人取り残さない」というSDGs（持続可能な開発目標）²の理念や、人間だけではなくペットや野生動物のすべてを含めた全体の環境の健康を保つという「ワンヘルス³」という考え方が重要になってきます。

このような社会動向の変化や第1次計画に基づく取り組み状況などを踏まえて、宮若市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進するために「第2次宮若市環境基本計画」を策定します。

¹ 本来食べられる食品であるにも関わらず廃棄されていること。世界中で食品ロスの多さが問題となっています。

² 2015年9月の国連サミットで採択された「持続可能な開発のための2030アジェンダ」にて記載された2016年から2030年までの国際目標。持続可能な世界を実現するための17のゴール・169のターゲットから構成され、地球上の誰一人として取り残さない（leave no one behind）ことを誓っています。

³ 「人の健康」「動物の健康」「環境の健全性」を一つの健康と捉え、一体的に守っていくという考え方のこと。森林破壊や気候変動などを要因とする人獣共通感染症などに対して、ワンヘルスの考え方に基づいて取り組んでいくことが国際間の枠組みで合意されています。

(2) 計画策定の理念

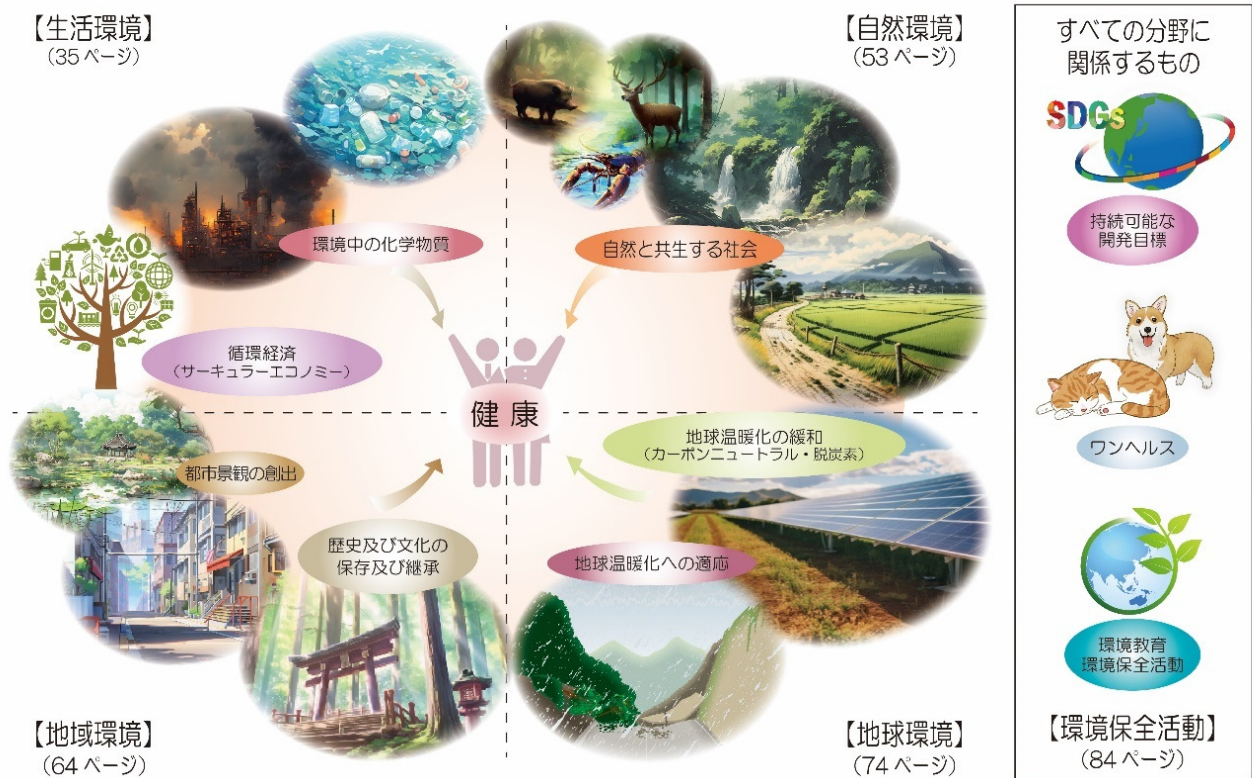
なぜ、私たちは環境を守り、保全していかなければいけないのでしょうか。

その理由は、私たちをとりまく環境が保たれていることが、私たち自身の健康に直結しているからです。きれいな空気や水が身体にいいことは容易に想像できると思います。

では、空気や水だけを守ればいいのでしょうか。実はそれだけではなく、自然環境や動植物などすべてを含めた環境を保全する必要があります。地球温暖化による気温の上昇や気象災害の激甚化は、すでに私たちの生活を脅かしており、早急な対策が必要です。また、新型コロナウイルス感染症のような人獣共通感染症を未然に防ぐには、人だけでなく生態系全体が健全であることを目指す『ワンヘルス』の理念が重要になってきます。

◆私たちの健康と環境問題との関連

私たちの健康のために



新しい計画では、市民一人ひとりの安全と安心、そして心と体の健康を守ることを最も重視しています。古くから「健全な心は健全な体に宿る」と言われてきましたが、この計画も同じ考えに基づいています。フランスの生理学者クロード・ベルナール⁴は彼の著書「実験医学序説」で、人間の体には「外部環境」と「内部環境」があると説明しています。私たちの体は、外部の環境の変化から内部を守り、生命を維持するために常に調整を行っています。

本計画では、そんな私たちの体が直面する外部環境の問題を理解し、環境問題を『私の健康と直結している自分事』としてとらえ、そこから来る私たちの内部環境へのゆがみや変形などの好ましからざる影響を最小限に抑え、私たちの健康な毎日を守っていくために、一人ひとりがその解決に向けて行動していきます。

◆外部環境と内部環境の関係



そして、私たちの生命・健康の源は自然の営みであり、そこでは植物が土台を担っています。植物学者である牧野富太郎博士⁵は、『植物は人間がいなくても少しも構わずに生活するが、人間は植物が無くては生活の出来ぬ事である。そうすると、植物と人間とを比べると人間の方が植物より弱虫であるといえよう。つまり人間は植物に向こうでオジギをせねばならぬ立場にある。』との言葉を残しています。私たちが健康に生きていくためには、自然を、植物を大切にしていかなければいけません。

宮若市は、自然の営みに感謝し、自然と共生しながら、豊かなみどりやおいしい水などのよりよい環境を次世代へ継承し、「住みたくなる・住み続けたくなる まち」を作ります。

⁴ フランス出身の生理学者で、「近代生理学の父」とも呼ばれています。肝臓が糖を生成する「糖新生」の過程を発見し、体内環境の安定性を維持する「ホメオスタシス」の概念を提唱しました。また、内分泌系の働きへの理解を深める研究も行い、科学的な実験手法の基礎を築きました。その厳密な実験手法は、医学および生理学研究の進展に不可欠な貢献をしています。1878年没。

⁵ 日本の植物学者。高知県高岡郡佐川町出身。「日本の植物学の父」の呼び名で一般に広く知られ、多数の新種を発見し、命名も行った近代植物分類学の権威です。代表作に『牧野日本植物図鑑』があります。1928年没。

(3) 計画策定の背景

1) 環境を巡る近年の社会動向

「持続可能な開発目標 (SDGs)」

SDGs とは、17 の目標と 169 のターゲットからなる開発目標で、2030 年度までの達成を目指しています。全ての人を誰一人取り残さず、経済、社会、環境の諸課題を統合的に解決するという理念・考え方が提唱されています。第 2 次宮若市環境基本計画では、この SDGs の理念を積極的に取り入れて、市の施策を推進していきます。

◆持続可能な開発目標 (SDGs)



【出典：国際連合広報センター】

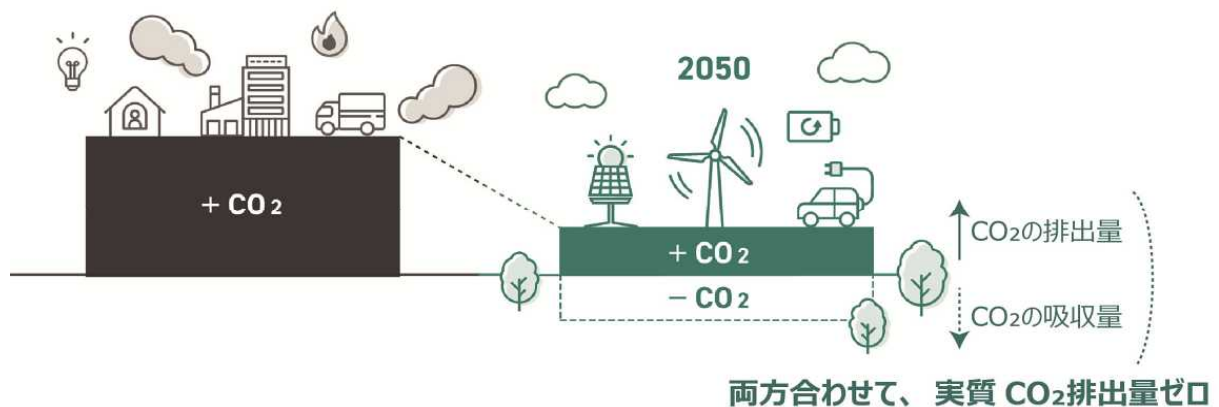
「地球温暖化の緩和（カーボンニュートラル・脱炭素）」

地球規模の課題である気候変動問題の解決に向けて、2015年にパリ協定⁶が採択されました。①産業革命前からの気温上昇を2°C未満にする（1.5°Cに抑えるよう努力する）、②今世紀後半に温室効果ガス⁷排出量を実施ゼロにする、等が合意されており、日本を含む世界中の国々が「2050年カーボンニュートラル⁸」という目標を掲げています。

また、2023年3月に報告されたIPCC⁹第6次評価報告書の統合報告書では、気候変動問題について「全ての人々にとって住みやすく持続可能な将来を確保するための機会の窓が急速に閉じている。この10年間（2024～2033年度）に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つ。」など、この期間の行動が非常に重要であることが示されています。

そのような中、宮若市も令和4年8月に「ゼロカーボンシティ¹⁰」を宣言するとともに、環境省による先行的なモデル事例として「脱炭素先行地域¹¹」にも選定されています。このような背景を踏まえ、宮若市では「2050年二酸化炭素の排出量実質ゼロ」を目指した取り組みを進めています。

◆カーボンニュートラルのイメージ



【出典：環境省脱炭素ポータルサイトより編集】

⁶ 2015年12月にパリで開催された気候変動枠組条約第21回締約国会議（COP21）で採択された気候変動に関する国際枠組み。世界全体の平均気温の上昇を2°Cより十分下方に抑えるとともに、1.5°Cに抑える努力を追求すること、そのために、今世紀後半に人為的な温室効果ガス排出の実質ゼロを目指しています。

⁷ 大気を構成する気体のうち赤外線を吸収し再放出するため、地球を暖める温室効果を持つ気体。地球温暖化対策の推進に関する法律では、二酸化炭素（CO₂）、メタン（CH₄）、一酸化二窒素（N₂O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF₆）、三ふっ化窒素（NF₃）の7物質を温室効果ガスと定義しています。

⁸ 二酸化炭素をはじめとする温室効果ガスの「排出量」から、植林、森林管理などによる「吸収量」を差し引いて、合計を実質的にゼロにすることを意味しています。カーボンニュートラルの達成のためには、温室効果ガスの排出量の削減並びに吸収作用の保全及び強化をする必要があります。

⁹ 世界気象機関（WMO）及び国連環境計画（UNEP）により1988年に設立された政府間組織で、2021年8月現在、195の国と地域が参加しています。IPCCの目的は、各国政府の気候変動に関する政策に科学的な基礎を与えることです。世界中の科学者の協力の下、出版された文献（科学誌に掲載された論文等）に基づいて定期的に報告書を作成し、気候変動に関する最新の科学的知見の評価を提供しています。

¹⁰ 2050年にCO₂（二酸化炭素）を実質ゼロにすることを旨とする首長自らが又は地方自治体として公表された地方自治体のことをいいます。

¹¹ 2050年カーボンニュートラルに向けて、民生部門（家庭部門及び業務その他部門）の電力消費に伴うCO₂排出の実質ゼロを実現し、そのほかの温室効果ガス排出削減についても、我が国全体の2030年度目標と整合する削減を地域特性に応じて実現する「実行の脱炭素ドミノ」のモデルとなる地域です。

「自然と共生する社会」

2022年、「自然と共生する世界」を目指すための世界共通の目標が合意されました（昆明・モンテリオール生物多様性枠組）。

2030年に向けては「自然を回復軌道に乗せるために生物多様性¹²の損失を止め反転させるための緊急の行動をとる」ことをミッションとして掲げ、2030年までに陸域と海域の30%以上を保全する「30by30目標¹³」などの行動目標が示されています。

日本においても、2030年のネイチャーポジティブ（自然再興）¹⁴の実現を目指す「生物多様性国家戦略 2023-2030」を策定して取り組みを進めており、宮若市における豊かな水・緑の保全や、回復させることの意義はますます高まっています。



〔親水空間が整備されている犬鳴川河川公園〕

¹² 生物多様性とは、生物の豊かな個性とつながりのことをいいます。地球上の生物には一つひとつに個性があり、全て直接に、間接的に支えあって成立しています。生物多様性条約では、生態系の多様性（森林、里地里山、河川など）・種の多様性（動物、植物、微生物）・遺伝子の多様性（種の形状、生態）という3つのレベルで多様性があるとされています。

¹³ 30by30（サーティ・バイ・サーティ）とは、2030年までに地球の陸・海それぞれの30%の面積を保全する、という目標のことをいいます。これは、効果的に自然の劣化を防ぐには、まずは自然が適切に保全されている場所を一定面積以上、維持することが必要だという考え方に基づいています。なお、日本として現状の保護地域は陸域約20%、海域約13%となっています。

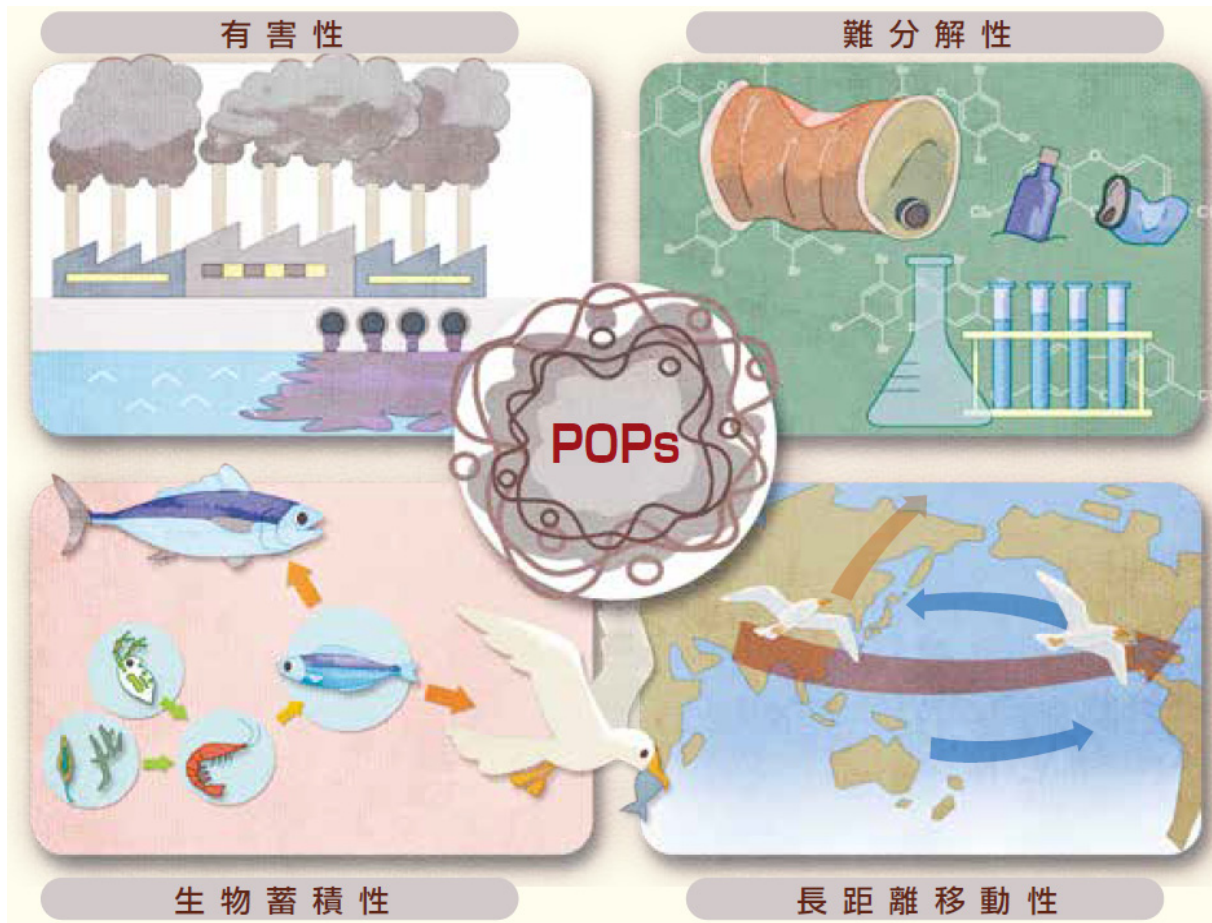
¹⁴ 現在、世界の生物多様性は減少し続けており、1970年以来、約68%の生物多様性が失われたとされています。ネイチャーポジティブとは、この自然生態系の損失を食い止め、回復させていくことを意味する考え方です。SDGs（持続可能な開発目標）の目標14「海の豊かさを守ろう」や目標15「陸の豊かさを守ろう」をはじめとする各目標とも深く関係しており、SDGsの達成のためにも非常に重要といえます。

「環境中の化学物質」

私たちの身のまわりには、プラスチック、塗料、合成洗剤、殺虫剤、医薬品、化粧品、農薬などの数多くの製品があふれており、これらはすべて化学的に合成された化学物質です。化学物質は有用ではありますが、適切な使用や管理が行われなければ、深刻な環境汚染を引き起こし、人の健康や生態系に有害な影響をもたらすおそれがあります。

化学物質による被害として、九州では、熊本県で水俣病¹⁵（原因物質：メチル水銀）や福岡県を中心に西日本でカネミ油症¹⁶（原因物質：ダイオキシン類¹⁷、PCB¹⁸）などが挙げられます。

◆POPsの特性と環境への影響



【出典：POPs 残留性有機汚染物質（環境省）】

¹⁵ 化学工場から海や河川に排出されたメチル水銀化合物を蓄積した魚介類を日常的に食べた住民の間に発生した中毒性の神経疾患です。

¹⁶ 昭和43年10月に西日本を中心に発生した食中毒事件で、カネミ倉庫製のライスオイル（米ぬか油）に鐘淵化学工業（現：カネカ）製のカネクロールが混入しました。その結果、PCBやダイオキシン類などの有害物質がオイルに混入し、摂取した人に健康被害を及ぼしました。

¹⁷ ダイオキシン類は、その量は非常に微量ではあるが環境中に広く存在しており、微量でも強い毒性を持つと考えられています。ダイオキシン類は、主に物が燃焼するときに生成し、環境中に拡散します。分解されにくい性質をもち、田畑や湖沼、海の底泥等に蓄積しています。

¹⁸ ポリ塩化ビフェニル（poly chlorinated biphenyl）の略称で、人工的に作られた油状の化学物質。特徴として、水に溶けにくい・沸点が高い・熱で分解しにくい・不燃性・電気絶縁性が高いなど、化学的にも安定な性質を有することからさまざまな用途で利用されてきましたが、現在は製造・輸入ともに禁止されています。

ダイオキシン類や PCB、DDT¹⁹などは残留性有機汚染物質（persistent organic pollutants: POPs）²⁰とといいます。これらは、一度環境中に放出されると分解されずに長くとどまり、生物濃縮を経て、やがて人間に蓄積される恐れがある物質であるため、POPs 条約²¹のもと国際的に廃絶・削除に取り組まれています。また、近年では PFAS（per- and polyfluoroalkyl substances）²²と呼ばれる有機フッ素化合物が人間に与える影響が問題となっており、2021 年から POPs 条約での規制が始まりました。わが国でも、2021 年以降、一部の PFAS の使用や製造が禁止されるなど、対応が進められています。

「循環経済（サーキュラーエコノミー）」

大量生産・大量消費型の経済社会活動は、大量廃棄型の社会を形成し、健全な物質循環を阻害するほか、気候変動問題、天然資源の枯渇、海洋プラスチックごみ問題、生物多様性の破壊など、様々な環境問題に密接に関係しています。一方通行型の経済社会活動から、持続可能な形で資源を利用する「循環経済²³」への移行を目指すことが世界の潮流となっています。

そのような中、宮若市ではごみの発生抑制と資源の有効利用を進め、環境負荷が少ない循環型社会の実現に向けて、5R 活動を推進していきます。

ごみの減量化 **5R** に取り組もう

5R

Reduce （リデュース）	「食べ残し、使い残しをなくします」
Reuse （リユース）	「すぐに捨てないで繰り返し使います」
Recycle （リサイクル）	「資源として分別排出します」
Refuse （リフューズ）	「ごみになるものは断ります」
Repair （リペア）	「修理して使います」

¹⁹ DDT は、1939 年にスイスで開発された有機塩素系農薬で、安価に大量生産でき、かつ高等生物への急性毒性が弱いため、万能の殺虫剤として多用されてきました。しかし、環境ホルモン作用や発がん性、生物濃縮による蓄積などの危険性が判明し、現在では一部の開発途上国でマラリア対策による散布を除き使用が禁止されています。1962 年にレイチェル・カーソンの『沈黙の春』により化学物質としての危険性について取り上げられ、有害化学物質としての認識が広まりました。

²⁰ POPs とは、残留性有機汚染物質（persistent organic pollutants）の略称で、難分解性、高蓄積性、長距離移動性、有害性（人の健康・生態系）を持つ物質のことを指します。

²¹ POPs の製造及び使用の廃絶・制限、排出の削減、POPs を含む廃棄物等の適正処理等を規定している条約。

²² PFAS とは、per- and polyfluoroalkyl substances の略称で、4,730 種の化学物質の総称です。PFAS は、様々な有用な特性から幅広い用途で用いられ、世界中で多用されてきました。しかし、近年、PFAS の環境残留性や生体蓄積性、人の健康への悪影響が指摘され、さまざまな規制が始まっています。

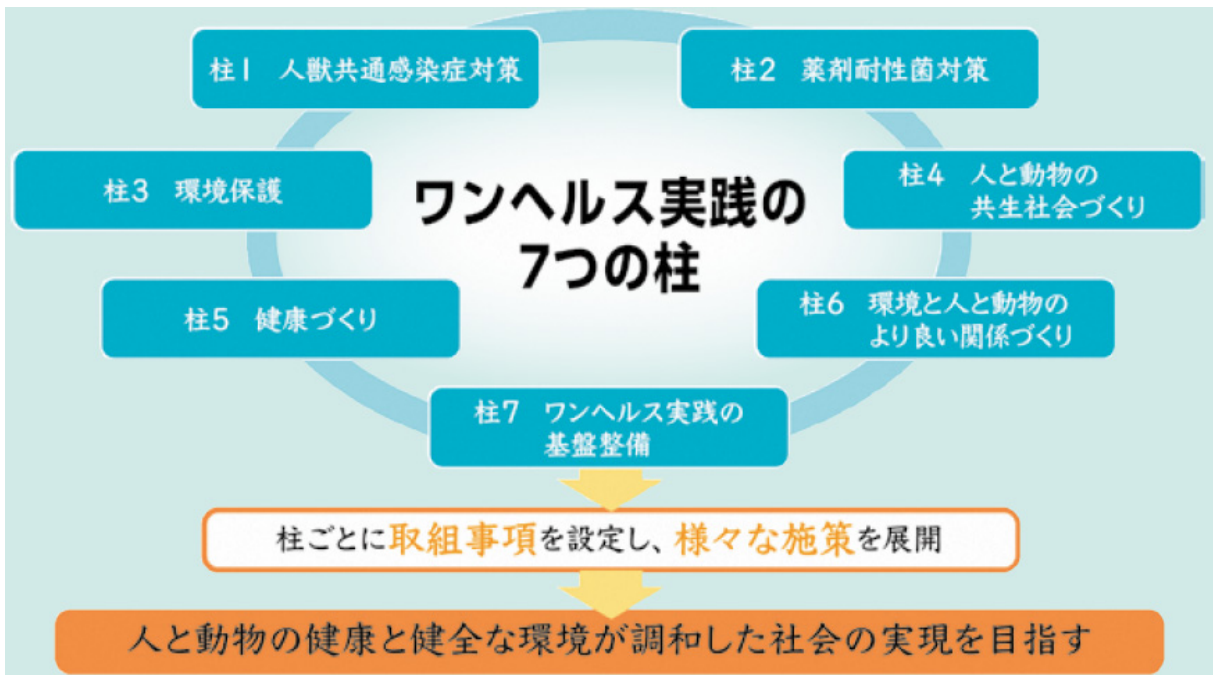
²³ 従来の 3R の取り組みに加え、資源投入量・消費量を抑えつつ、ストックを有効活用しながら、サービス化等を通じて付加価値を生み出す経済活動をいいます。資源・製品の価値の最大化、資源消費の最小化、廃棄物の発生抑制等を目指します。

「ワンヘルス」

近年、新型コロナウイルス感染症の拡大を契機として、人と動物の健康と環境の健全性を一つと捉え、一体的に守っていく「ワンヘルス」の考え方が注目されています。福岡県では、令和2年12月に全国で初めてとなる「福岡県ワンヘルス推進基本条例」を制定しました。

宮若市においても、この県の行動計画に連携協力するなど、ワンヘルスの推進に取り組む上で令和4年5月に「宮若市ワンヘルス推進宣言」を表明しており、ワンヘルスの考え方も踏まえた環境に関する取り組みの総合的な推進やワンヘルスの考え方の普及などに取り組んでいきます。

◆福岡県ワンヘルス推進行動計画 計画の方向性



【出典：福岡県ワンヘルス推進行動計画（福岡県）】

2) 宮若市の概況

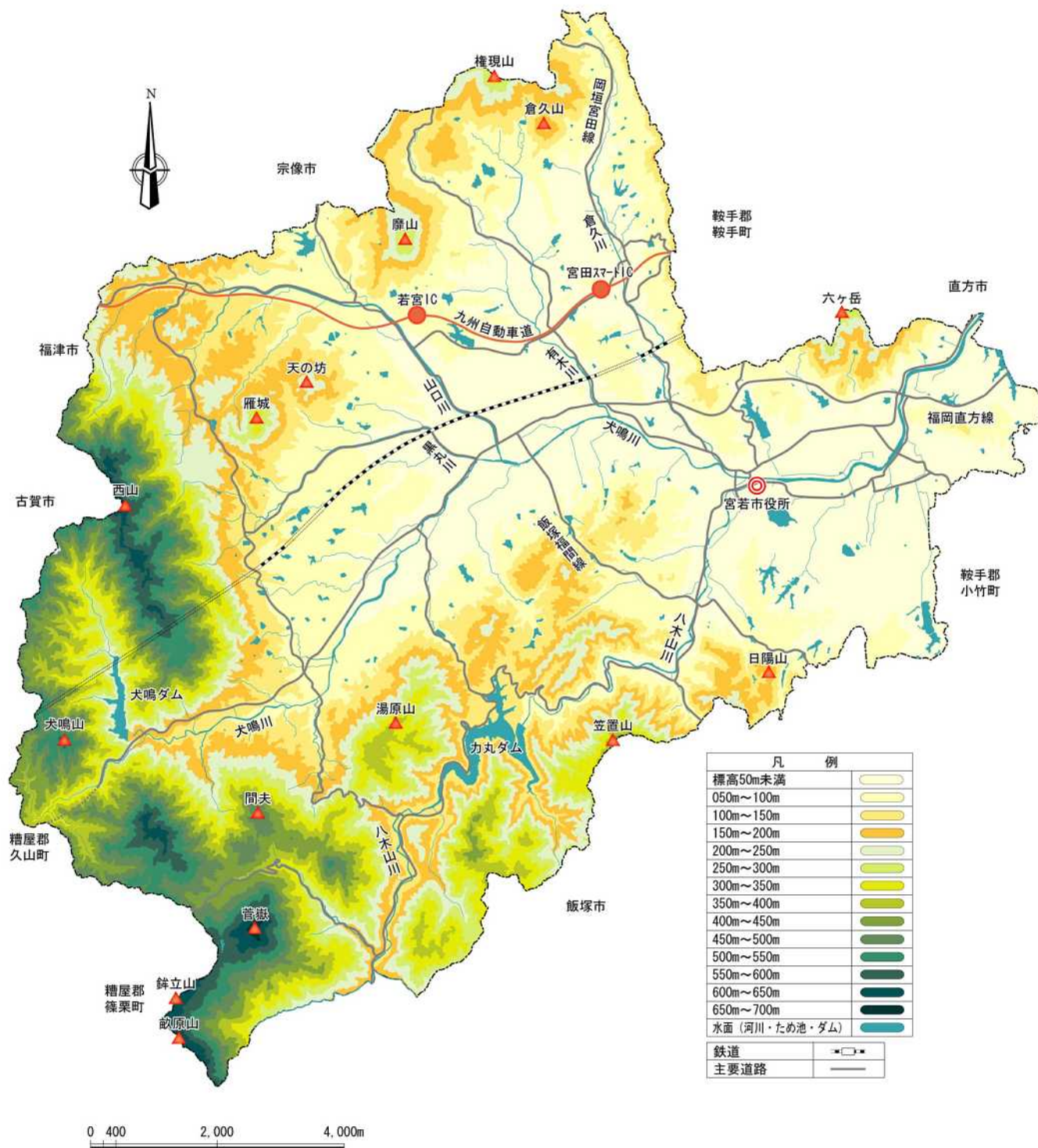
【社会特性】

- 本市は、北は福津市・宗像市・鞍手町、東は直方市、南は飯塚市・小竹町、西は篠栗町・久山町・古賀市と隣接しており、面積は 139.99 km² です。
- 本市内には、東西方向を結ぶ県道福岡直方線、南北方向を結ぶ飯塚福岡線、岡垣宮田線という主要幹線道路があります。また、九州自動車道の若宮インターチェンジ、宮田スマートインターチェンジがあり、自動車交通が便利なまちです。
- 宮田地区は、明治 17 年の石炭採掘開始以来、ほぼ 1 世紀にわたり大規模なエネルギー供給地として発展してきましたが、昭和 30 年代からはじまったエネルギー革命の影響により、炭鉱が閉山し、石炭産業の時代が終わりを迎えました。現在は、自動車関連産業をはじめ様々な分野の製造業が新たな基幹産業となっています。
一方、若宮地区の主な産業は農業であり、農産物の産地直売や、国指定史跡の竹原古墳をはじめとする歴史遺産や、脇田温泉などを活かした観光も力を入れています。近年では、旧小学校跡地を利用して、農業観光振興センター「みやわかの郷」や文化財収蔵・展示・交流センター「宮若トレッジ」が開館しました。
- 本市の総人口は令和 2 年では 26,298 人となっています。年少人口、生産年齢人口は減少傾向、老年人口は増加傾向で推移しており、少子高齢化が進んでいます。宮若市人口ビジョン（令和元年度改定）によると、必要な施策を実施した上での将来の人口展望として、2065 年時点で 19,000～20,000 人程度の人口となると想定されており、人口減少と高齢化は今後も進行していくことが推察されています。
- 本市の産業別就業人口は、第 3 次産業の従業者が多く、令和 2 年は全産業を通じて 11,752 人となっています。平成 2 年と比較して、いずれの産業も減少傾向で推移しており、第 1 次産業では半減、第 2 次産業においても 1,500 人以上の減少となっています。

【自然特性】

- 本市の気候は、概ね穏やかで、比較的温暖な地域となっています。最も近い気象観測所である飯塚市の令和 4 年度における年平均気温は 16.6℃、総降水量は 1,257.0 mm です。
- 市域の西部から南部にかけては、太宰府県立自然公園に指定されており、犬鳴山・菅嶽・鉾立山・笠置山・日陽山などの山々が連なっています。北部から東部にかけては西山・靡山・権現山・六ヶ岳が連なり、これらの山々に囲まれた平地や小丘陵が分布した盆地となっています。
- 市域には、遠賀川水系の犬鳴川・八木山川・山口川・黒丸川・倉久川・有木川が流れています。また、犬鳴ダムや力丸ダムがあり、大小さまざまなため池も点在して、盆地に広がる農地や市街地を潤しています。

◆宮若市の地勢図



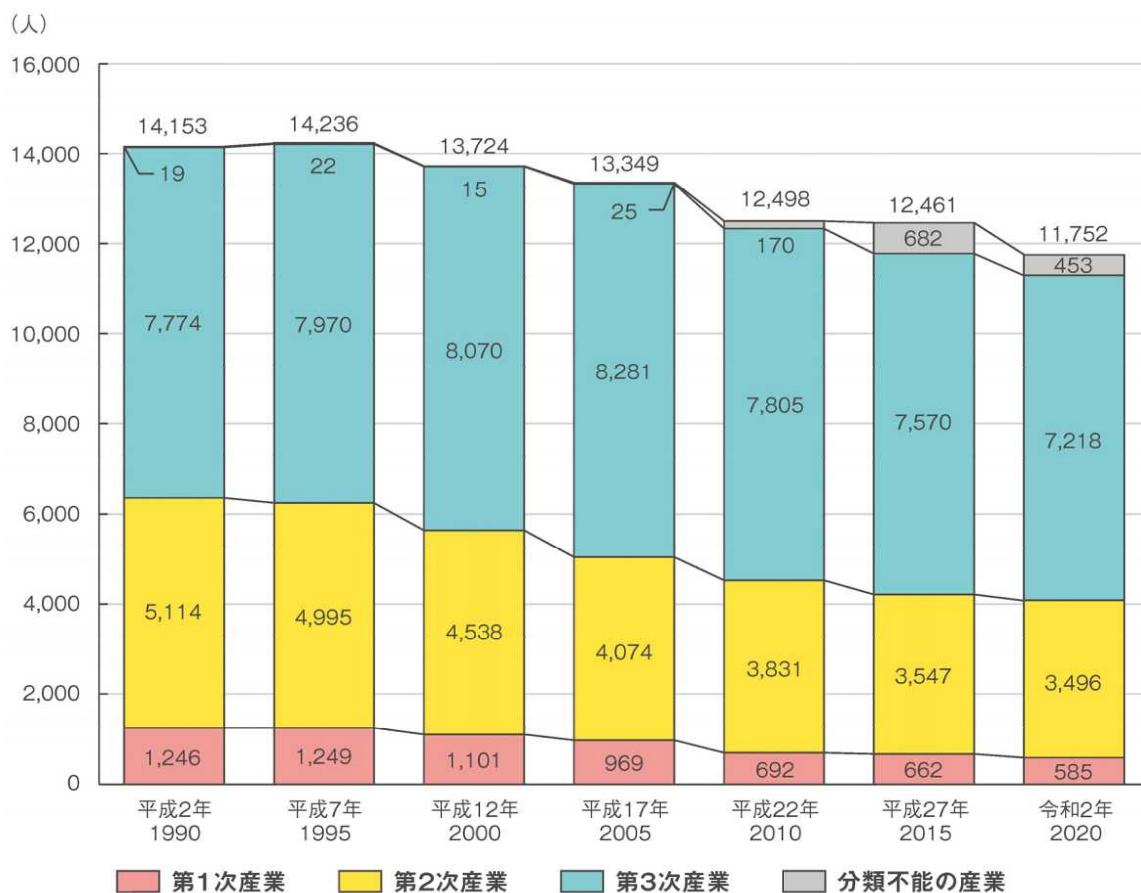
【出典：平成22年度刊行 宮若市都市計画マスタープラン】

◆年齢別人口の推移



【出典：第2次宮若市総合計画 後期基本計画（データ：国勢調査）】

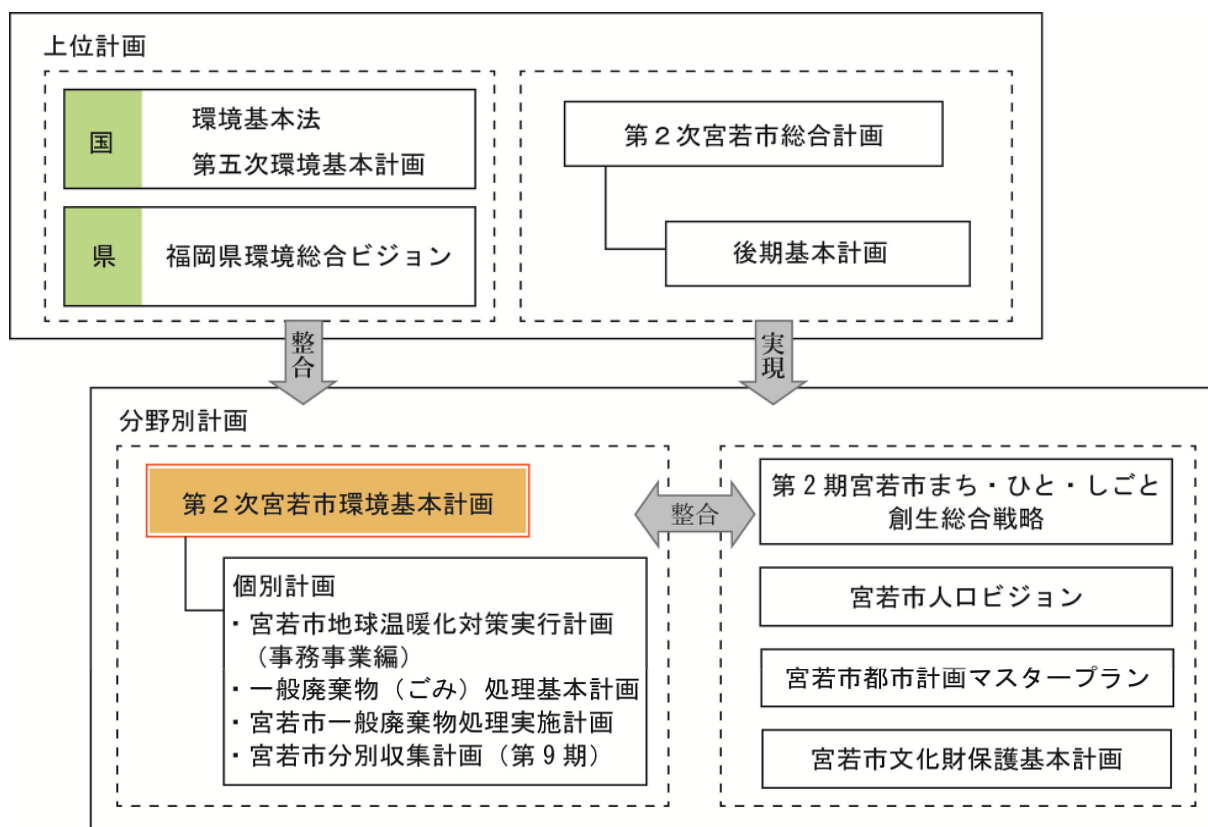
◆産業別就業人口の推移



【出典：第2次宮若市総合計画 後期基本計画（データ：国勢調査）】

2 計画の位置づけ

- 第2次環境基本計画は、本市の最上位計画である「第2次宮若市総合計画」を環境面から実現していくための計画です。
- 宮若市環境基本条例第8条に基づく環境の保全に関する基本的な計画です。なお、本計画の第2部には、地球温暖化対策の推進に関する法律第20条第2項に定める内容（地球温暖化対策実行計画・事務事業編）を含みます。
- 「宮若市都市計画マスタープラン」などの分野別計画との整合性を図りながら、環境保全に関する施策を総合的かつ計画的に進めていきます。

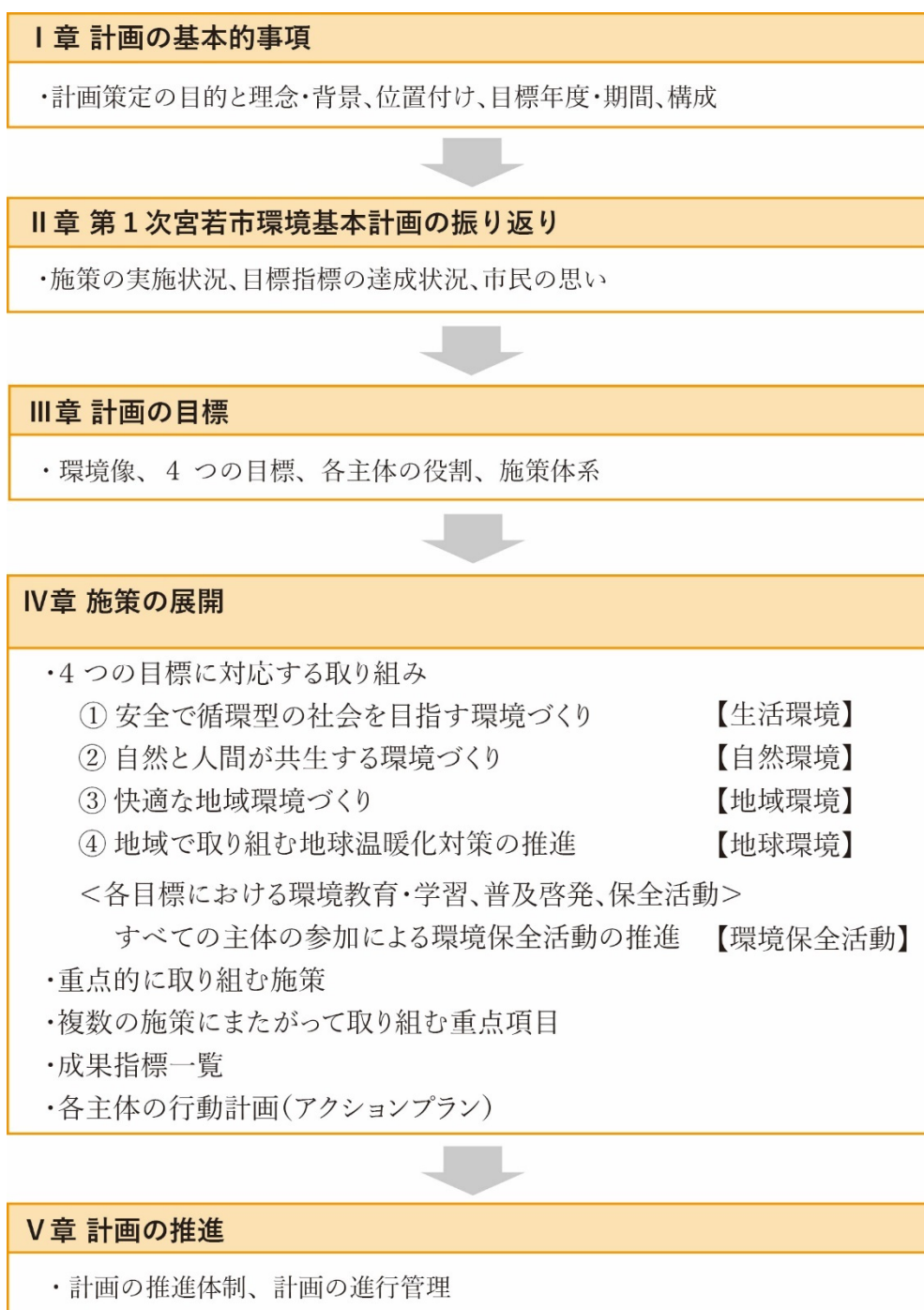


3 計画の目標年度・期間

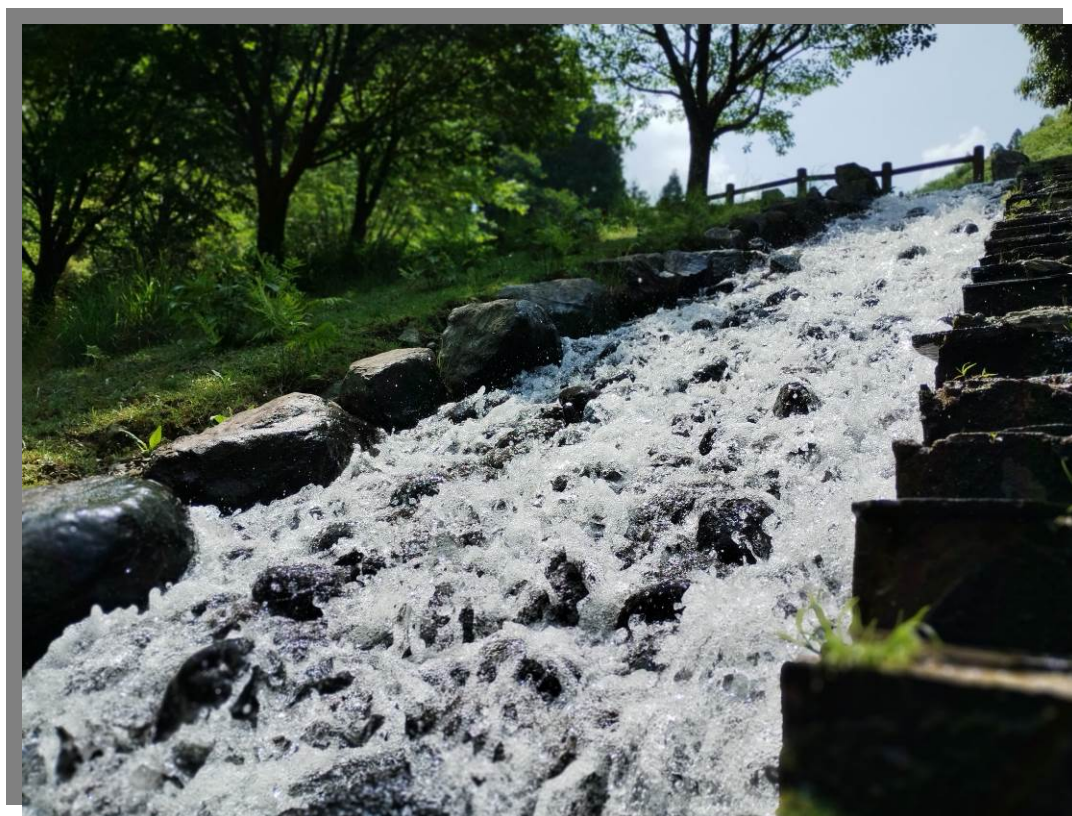
計画の期間は、令和6年度（2024年度）から令和12年度（2030年度）までの7年間とします。ただし、計画の進捗状況や市民ニーズの変化、総合計画の見直し、社会情勢や国内外の環境に対する変化などに対応するため、必要に応じて計画を見直します。

4 計画の構成

計画の構成は以下のとおりです。



Ⅱ章 第Ⅰ次宮若市環境基本計画 の振り返り



〔犬鳴親水公園〕

※ 『宮若市で将来にわたり残したい環境』（市民アンケート調査より）

II章 第1次宮若市環境基本計画の振り返り

1 第1次宮若市環境基本計画に基づく施策の実施状況

第1次計画では10年間の計画期間において、5つの環境目標を軸とする施策の体系に基づく延べ54の取り組みを通じて目指す環境像の実現に取り組んできました。

計画に基づく取り組みの実施は50を数え、実施率は93%でした。一部未実施となった取り組み等の課題を踏まえつつ、第2次計画の取り組みを着実に進めていきます。

◆第1次計画に位置づけられる取り組みの実施状況（令和4年度時点）（1/2）

目標	施策の基本方針	取り組み	実施状況	取り組みの数	実施数	実施率
安全で循環型の社会を目指す環境づくり 【生活環境】	大気環境の保全	大気汚染防止対策・悪臭防止対策の推進	○	2	2	100%
		騒音・振動防止対策の促進	○	2	2	100%
	水環境の保全	水質保全対策の推進	○	5	5	100%
		治水対策の充実	○	3	3	100%
	土壌環境の保全	土壌汚染対策の推進	○	1	1	100%
		農業の適正利用の指導、啓発	○	1	1	100%
	廃棄物及びリサイクル対策	ごみ減量化の推進	○	5	5	100%
		廃棄物の適正処理	○	2	2	100%
自然と人間が共生する環境づくり 【自然環境】	豊かな自然の保全	自然環境に配慮した土地利用の促進	○	4	4	100%
		有害鳥獣対策の推進	○	1	1	100%
		外来生物対策の推進	○	1	1	100%
	自然とのふれあいの場の維持及び形成	自然景観・農村景観の保全	○	1	1	100%
		自然とふれあう機会の充実	○	2	2	100%
快適な地域環境づくり 【地域環境】	身近なみどりの確保	市民の憩いの空間づくりと公園の維持管理	○	2	2	100%
	水辺とのふれあいの確保	親水空間の整備	○	2	2	100%
	都市景観の修復及び創造	周辺景観と調和した土地利用の誘導	○	3	3	100%
		違反広告物の撤去	○	1	1	100%
	歴史及び文化の保存及び継承	歴史的・文化的資源の保存・活用	○	2	2	100%

※赤字は重点施策を示す。

※○: 概ね実施している △: 一部着手（情報収集や着手準備など）している施策を含む

×: 全く着手していない施策

◆第1次計画に位置づけられる施策の進捗状況（令和4年度時点）（2/2）

目標	施策の基本方針	取り組み	実施状況	取り組みの数	実施数	実施率
地域で取り組む地球温暖化対策の推進【地球環境】	温室効果ガスの排出削減	温室効果ガス排出抑制対策の推進	△	5	2	40%
	温室効果ガス吸収源の確保	森林の保全・再生による二酸化炭素吸収源の確保	○	1	1	100%
	地球温暖化への適応	地球温暖化適応策の検討・実施	○	1	1	100%
すべての主体の参加による地域環境づくり【啓発、環境保全活動】	環境教育・学習の推進	学校教育における環境教育・学習の充実	○	1	1	100%
		市民・事業者の環境意識の向上	○	2	2	100%
	環境保全活動の促進	地域における環境保全活動の充実	△	4	3	75%

※赤字は重点施策を示す。

※○：概ね実施している △：一部着手（情報収集や着手準備など）している施策を含む

×：全く着手していない施策

※「温室効果ガス排出抑制対策の推進」の取り組みの中には、新型コロナウイルス感染症流行拡大の影響により実施できなかったものがある。

2 目標指標の達成状況

第1次計画で設定した計画指標と目標値の達成状況は以下に示すとおりです。

計画指標 19 項目のうち、目標を達成しているものは 8 項目、目標を達成していないものの改善がみられるものは 6 項目、目標を達成しておらず改善も見られないものは 5 項目ありました。

◆第1次計画に位置づけられる施策の進捗状況（令和4年度時点）（1/2）

分野	計画指標	現況値 (現況年度)	目標値	令和4年度 の状況	達成度	
生活環境	空気のおいしさに関する満足度	「満足」+「やや満足」	85.5% (H23年度)	上昇	55.4%(↓)	×
		「満足」	48.5% (H23年度)	—	28.3%(↓)	
	川の水のきれいさに関する満足度	「満足」+「やや満足」	43.3% (H23年度)	上昇	38.3%(↓)	△
		「満足」	9.4% (H23年度)	—	12.7%(↑)	
	河川水質環境基準の達成・維持		100% (H22年度)	100%	100%	○
	水道の加入率		87.7% (H23年度)	88.7%	90%(↑)	○
	下水道の整備率		11.4% (H23年度)	21.2%	24.9%(↑)	○
	浄化槽の設置		1,771基 (H23年度)	2,100基	2,404基(↑)	○
	まちの清潔さに関する満足度	「満足」+「やや満足」	33.9% (H23年度)	上昇	33.1%(↓)	△
		「満足」	5.2% (H23年度)	—	7.5%(↑)	
ごみの年間総処理量		276kg/人 (H23年度)	262kg/人	301kg/人(↑)	×	
資源物拠点回収利用者数		延7,856人 (H23年度)	延8,640人	延15,806人(↑)	○	
自然環境	鳥や魚、植物など身近な生物の豊かさに関する満足度	「満足」+「やや満足」	57.3% (H23年度)	上昇	38.9%(↓)	×
		「満足」	14.8% (H23年度)	—	13.9%(↓)	
	山や森林など自然の緑の美しさに関する満足度	「満足」+「やや満足」	67.6% (H23年度)	上昇	49.1%(↓)	×
		「満足」	21.5% (H23年度)	—	16.9%(↓)	

※市民の満足度（市民アンケートによる「満足」+「やや満足」の回答率）を指標とする項目については、令和4年度の市民アンケートの選択肢の変更により数値が変化している可能性があるため、参考として選択肢の変更の影響が小さいと考えられる「満足」のみの回答率を併せて示した。

※○：目標を達成している △：目標を達成していないものの改善がみられる

※×：目標を達成しておらず改善も見られない

◆第1次計画に位置づけられる施策の進捗状況（令和4年度時点）（2/2）

分野	計画指標		現況値 (現況年度)	目標値	令和4年度の 状況	達成度
地域環境	街路樹などのまちな の緑に関する満足 度	「満足」+「やや満足」	35.5% (H23年度)	上昇	27.7%(↓)	△
		「満足」	5.2% (H23年度)	－	6.6%(↑)	
	公園などの憩いの 空間に関する満足 度	「満足」+「やや満足」	30.0% (H23年度)	上昇	27.4%(↓)	△
		「満足」	6.1% (H23年度)	－	8.4%(↑)	
	街並みの美しさ に関する満足度	「満足」+「やや満足」	21.5% (H23年度)	上昇	23.8%(↑)	○
		「満足」	2.4% (H23年度)	－	6.9%(↑)	
歴史、文化財の保 存や活用に関する 満足度	「満足」+「やや満足」	36.7% (H23年度)	上昇	26.2%(↓)	×	
	「満足」	7.3% (H23年度)	－	6.9%(↓)		
地球環境	1世帯あたりの二酸化炭素排出量		2,758 kg-CO ₂ /世 帯 (H21年度)	2,206 kg-CO ₂ /世 帯	1,098 kg-CO ₂ /世 帯(↓) (令和2年度)	○
	宮若市域の総電力消費量		370 GWh (H21年度)	296 GWh	319 GWh(↓) (令和2年度)	△
	荒廃森林整備事業の実施率		43.7% (H23年度)	100%	90%(↑)	△
啓発、 環境保全活動	環境をテーマとした講座の年間実施回数		0回 (H23年度)	2回	4回(↑)	○

※市民の満足度（市民アンケートによる「満足」+「やや満足」の回答率）を指標とする項目については、令和4年度の市民アンケートの選択肢の変更により数値が変化している可能性があるため、参考として選択肢の変更の影響が小さいと考えられる「満足」のみの回答率を併せて示した。

※○：目標を達成している △：目標を達成していないものの改善がみられる

※×：目標を達成しておらず改善も見られない

3 環境に関する市民の思い

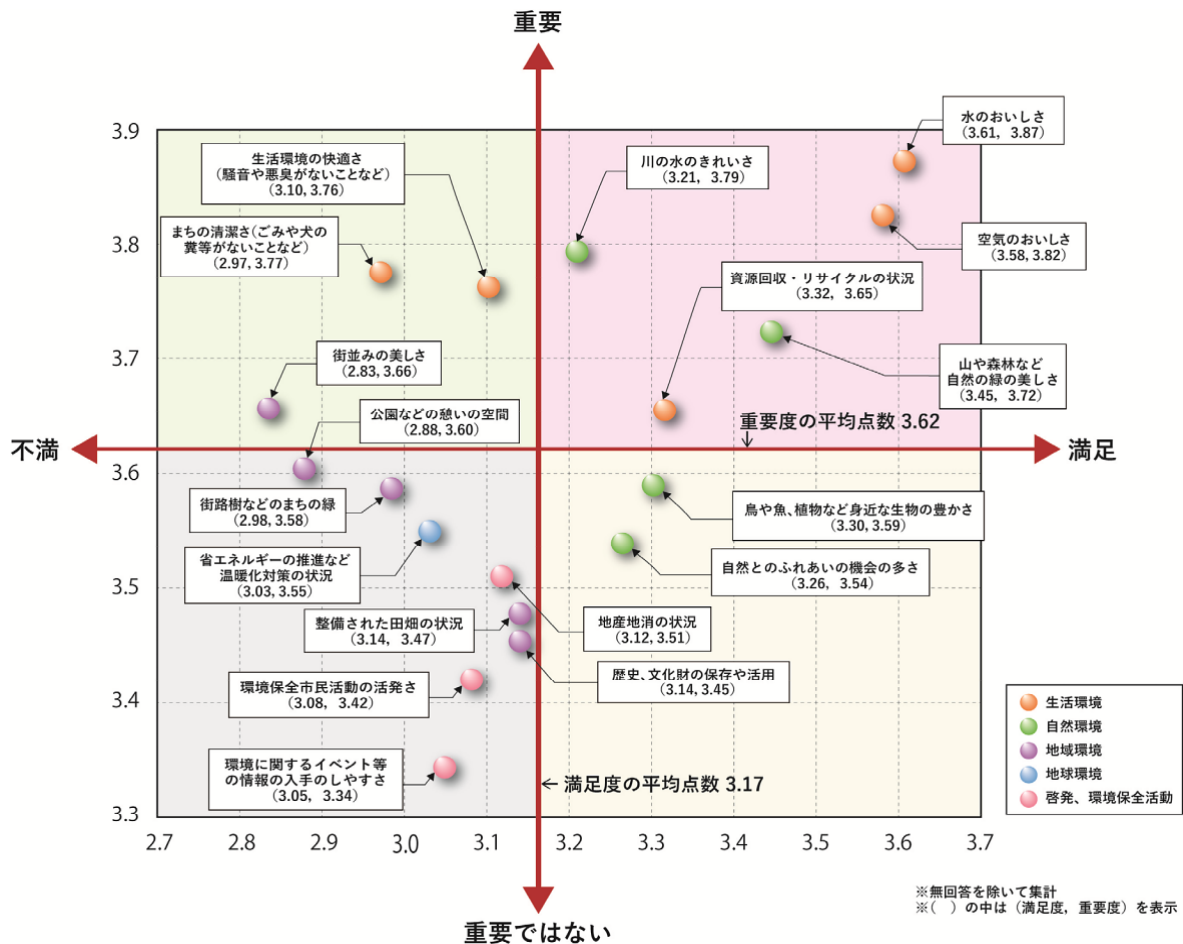
(1) 宮若市の環境に関する満足度・重要度

第2次計画の策定にあたり、令和4年度に市民アンケート調査を実施しました※。第1次計画に示される5つの目標に関連する18の事項について、重要度と満足度を点数化し、相対的に比較したものを下図に示します。

重要度が高く、満足度も高い項目（図中の右上枠）は「水のおいしさ」「空気のおいしさ」「川の水のきれいさ」「山や森林など自然の緑の美しさ」「資源回収・リサイクルの状況」などであり、主に自然環境に関する事項については、市民の意識としても重要と捉えており、現状の満足度も比較的高い状況であると考えられます。

一方、重要度指数が高く、かつ満足度指数が低い項目（図中の左上枠）は、「生活環境の快適さ」「まちな清潔さ」「街並みの美しさ」であり、より市民に身近な生活環境・都市環境は重要である一方で、不満と感じられる市民が多く、今後特に改善が必要と考えられます。

◆宮若市の環境に関する満足度と重要度



※市民アンケート調査では、18の項目毎に満足度と重要度を回答していただいています。この図は、宮若市の環境に関する評価や今後の意向を明らかにするため、それぞれを指数化し、二次の平面上にプロットしたものです。満足度の低い枠内（左側）にある項目を対象に、重要度の高い項目（上側）から優先的に取り組むことが求められています。

●評価点数の算出方法

5段階の評価にそれぞれ点数を与え、評価点数(満足度、または重要度)を算出する。

$$\text{評価点} = \left(\begin{array}{l} \text{「満足(重要)」の回答者数} \times 5 \text{ 点} \\ + \\ \text{「やや満足(重要)」の回答者数} \times 4 \text{ 点} \\ + \\ \text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 3 \text{ 点} \\ + \\ \text{「やや不満(あまり重要ではない)」の回答者数} \times 2 \text{ 点} \\ + \\ \text{「不満(重要ではない)」の回答者数} \times 1 \text{ 点} \end{array} \right) \div \left(\begin{array}{l} \text{「満足(重要)」} \\ \text{「やや満足(重要)」} \\ \text{「どちらともいえない」} \\ \text{「やや不満(あまり重要ではない)」} \\ \text{「不満(重要ではない)」} \\ \text{の回答者数} \end{array} \right)$$

この算出方法により、評価点数(満足度、または重要度)は1点～5点の間に分布し、5点に近くなるほど評価は高くなり、逆に1点に近くなるほど評価が低くなる。

【市民アンケートについて】

宮若市では第2次計画の策定にあたって、市民の視点からみた宮若市の環境の状況を把握するためのアンケート調査を行いました。本計画は、これらの調査より得られた市民意向を重視し検討を経て策定したものです。

市民アンケート調査の概要

- ◇対象 : 1,000人
- ◇対象の抽出方法 : 市内にお住まいの16歳以上の方を対象に無作為に抽出
- ◇配布・回収方法 : 郵送とwebによる回収を併用
- ◇調査期間 : 23日間
(令和5年2月13日～令和5年3月8日)
- ◇有効回収率 : 33.2%(332/1,000)

■アンケートの内容

- ・環境基本計画の認知度
- ・宮若市の環境の現状について
- ・環境の保全や脱炭素社会の実現のための行動について
- ・ワンヘルスの認知度
- ・宮若市の残したい環境や環境施策への意向について
- ・自由意見

※アンケート調査結果の詳細は巻末の資料編を参照。

(2) 将来にわたり残していきたい宮若市の環境

アンケート調査では、市民のみなさまから「将来にわたり残していきたい宮若市の環境」について回答をいただきました。回答が多かったものとして、犬鳴川河川公園、千石峡、犬鳴川、六ヶ岳、脇田温泉、清水寺などがあります。

これらの場所をはじめとした、豊かな緑、きれいな水、歴史的な遺産を「地域資源」として積極的な保全・活用を図り、宮若市の環境の象徴として次世代に繋いでいくことが必要と考えられます。

◆将来にわたり残していきたい宮若市の環境

清水寺

西山の中腹、標高200mに位置し、晴れた日には若宮盆地をはじめ遠く北九州までも見渡せることも。神秘的な雲海の眺望ポイントとしても有名。

犬鳴川河川公園

犬鳴川河川公園には、桜・つつじなどが1万本植えられているほか、ヒガンバナ28万本の植栽、細長い公園敷地を生かしたせせらぎ水路、芝生公園や東屋などが整備されており、水と触れ合うことができる憩いの場として多くの市民に親しまれている。

六ヶ岳

頂上からの眺めは360度。北の響灘に浮かぶ白鳥島を起点にして、血倉・福智・英彦山・古処・三郡・西山・孔大寺・湯川山と筑豊を取り囲む山々の全てが姿を見せる。

犬鳴川(犬鳴親水公園)

宮若市の環境の象徴として、市内の中心を流れる犬鳴川。犬鳴ダムの上流には、源流に親しむことができる親水公園が整備されている。公園では山中の澄んだ空気の下で清々しい気分になることができる。

藤田温泉

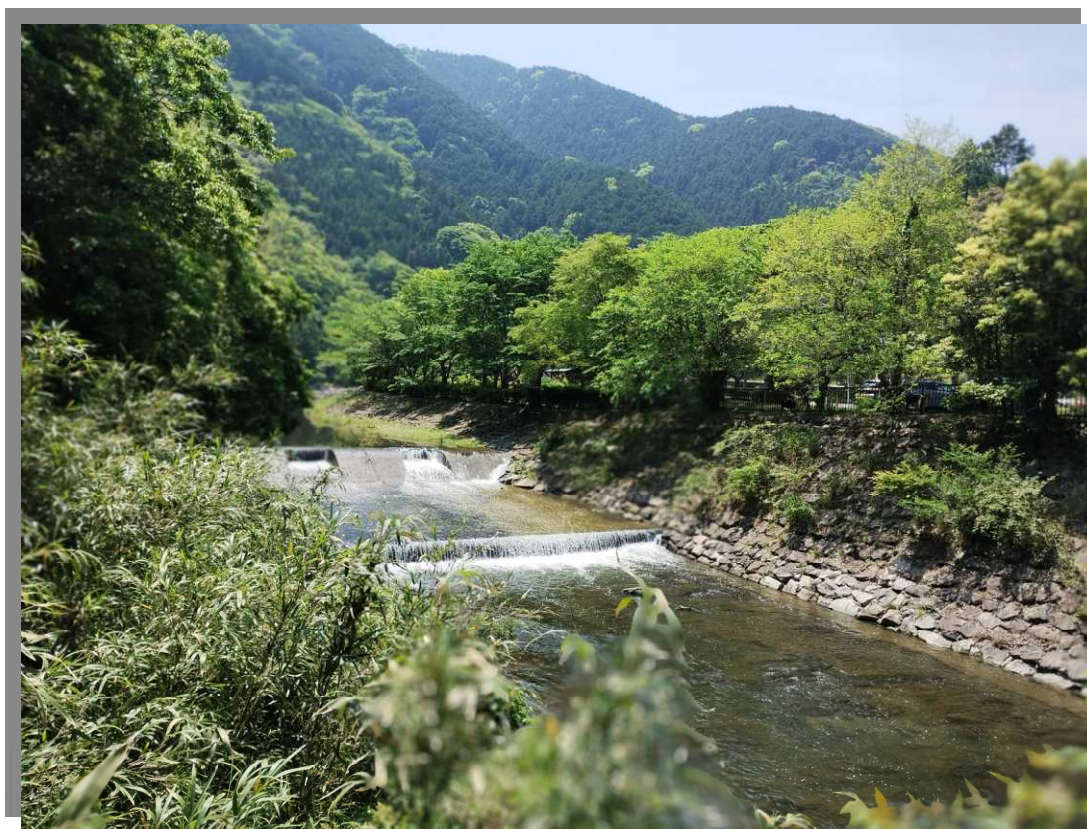
奈良時代からの温泉として古い歴史をもつ。福岡・北九州の奥座敷として、若者からお年寄りまで広く親しまれている温泉郷である。清流の犬鳴川が流れ、自然に満ちあふれており、四季折々の美しい景観を眺めながら、ゆったりとした気分がくつろげる。

千石峡

緑に包まれた公園やキャンプ場、吊橋などが点在。八木山川の渓谷沿いには遊歩道が整備され、春は桜やツツジ、初夏はホタルの乱舞、秋は紅葉狩りなど四季折々の景色を楽しむことができる。

(回答が多かった場所・環境を抜粋し、解説を加えて作成)

Ⅲ章 計画の目標



〔千石峡〕

※ 『宮若市で将来にわたり残したい環境』（市民アンケート調査より）

Ⅲ章 計画の目標

1 環境像

**豊かなみどり・きれいな水を大切にし、
健やかに暮らせるまち みやわか**

宮若市では、豊かな自然と、そこから生まれる“おいしい水”が保たれています。このかけがえのない水資源を後世に引き継ぐためには、水環境はもとより、大気や土壌、自然、地域の環境を大切にし、地球規模の環境問題に対応していかなければいけません。

水は、あらゆる関わりの中で生まれ、私たちの生活を潤し、私たちを育ててくれます。その中でも、水は豊かな樹々を湛える山の中で育まれることから、みどりを大切にし、増やし、管理していくことが、宮若市の環境を守るうえで重要なこととなってきます。また、みどりを増やすことは、脱炭素社会や循環型社会を目指すうえでも重要です。そして、適切に管理されたみどり（里地里山）は、野生生物とのすみわけに必要な緩衝帯となり、人と動物を含めた環境全体の健全性（ワンヘルス）を生み出します。

私たちのまわりにみどりを育むことが私たちの健康な生活に大きく関係します。そこで、第2次計画の環境像は、第1次計画の理念を継承しつつも簡潔なものとする中で、市民一人ひとりの心に残り、日常の心掛けとなるものとししました。豊かなみどりときれいな水を大切に慈しみ健やかに暮らせるまちを目指すことによって、住みたくなる・住み続けたいなるまちを作ります。

2 4つの目標

環境像を実現するために、4つの目標を掲げ、宮若市の環境づくりを進めていきます。また、各目標において、環境教育や普及啓発、保全活動を推進するため、環境保全活動を4つの目標にまたがる横断型の目標として定めます。

1 安全で循環型の社会を目指す環境づくり **【生活環境】**

市民が、安心して健やかに暮らしていけるように、安全な生活環境と資源を循環的に利用する環境づくりを進めていきます。

2 自然と人間が共生する環境づくり **【自然環境】**

豊かな自然を守る取り組みや、身近に自然を感じることでできる取り組みを進め、自然と人間が共生する環境づくりを進めていきます。

3 快適な地域環境づくり

【地域環境】

身近な緑や水辺、本市の歴史・文化的資源を大切にして、快適な地域環境づくりを進めていきます。

4 地域で取り組む地球温暖化対策の推進

【地球環境】

本市における事業活動及び日常生活におけるカーボンニュートラルへの取り組みや、気候変動に対する適応の取り組みを通じて、地球環境の保全に貢献していきます。

<各目標における環境教育・学習、普及啓発、保全活動>

すべての主体の参加による環境保全活動の推進

【環境保全活動】

市・地域・家庭・学校・市民団体・事業者などが一体となった協力体制の下に、環境についての啓発を行うとともに、環境保全活動に取り組み、より良い地域環境づくりを進めていきます。

3 各主体の役割

<市>

市は、環境の保全に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施するとともに、市民や事業者の取り組みの模範となるように、率先して事務・事業に伴う環境負荷の削減に努めます。また、市民や事業者の自主的な環境保全・創造に関する取り組みを支えるために、関連施策の実施や主体間のネットワークづくりを進めます。

<地域・家庭・学校・市民団体>

地域と家庭は、日常生活における環境への負荷をできるだけ少なくする節電などの行動に取り組みます。また、地域環境や地球環境について学び、環境保全活動に主体的に参加します。

学校は、子どもたちの環境意識や郷土への愛着を高めるために、環境に関する資料学習や体験学習を実践します。

市民団体は、専門的な知識や技術を活かして積極的な情報発信を行うとともに、市民・事業者・市・学校と協力して環境活動を実践し、良好な環境づくりに努めます。また、市に対して良好な環境づくりのための提案を行います。

<事業者>

事業者は、事業活動が環境に与える大きさを認識し、環境関連法令に基づく規制基準などを遵守するとともに、事業活動における各段階で、環境への負荷を削減するように努めます。また、地域社会の一員として、市の環境保全に向けた取り組みに積極的に参加・協力します。

環境像

豊かなみどり・きれいな水を大切にし、
健やかに暮らせるまち
みやわか

環境像	目標（基本指針）	施策の基本方針	施策	関連する主な SDGs のゴール 
	1 安全で循環型の社会を目指す環境づくり 【生活環境】	(1) 環境中の化学物質への対策 1) 大気環境の保全 2) 水環境の保全 3) 土壌環境の保全 (2) 循環経済への転換	①大気汚染防止対策・悪臭防止対策の推進 / 騒音・振動防止対策の促進 ②水質保全対策の推進 / 治水対策の充実 ③土壌汚染対策の推進 / 農薬の適正利用の指導・啓発 ④ごみ減量化の推進 / 廃棄物の適正処理	  
	2 自然と人間が共生する環境づくり 【自然環境】	(1) 自然と共生する社会 1) 豊かな自然の保全 2) 自然とのふれあいの場の維持及び形成	①自然環境に配慮した土地利用の促進 / 有害鳥獣対策の推進 / 外来生物対策の推進 ②自然景観・農村景観の保全 / 自然とふれあう機会の充実	  
	3 快適な地域環境づくり 【地域環境】	(1) 都市景観の創出 1) 身近なみどりの確保 2) 水辺とのふれあいの場の確保 3) 都市景観の修復及び創造 (2) 歴史及び文化の保存及び継承	①市民の憩いの空間づくりと公園の維持管理 ②親水空間の整備 ③周辺景観と調和した土地利用の誘導 / 違反広告物の撤去 ④歴史的・文化的資源の保存・活用	  
	4 地域で取り組む地球温暖化対策の推進 【地球環境】	(1) 地球温暖化の緩和 1) 脱炭素の推進 2) 温室効果ガス吸収源の確保 (2) 地域温暖化への適応	①脱炭素の推進 ②森林の保全・再生による二酸化炭素吸収源の確保 ③地球温暖化適応策の検討・実施	  
	5 すべての主体の参加による環境保全活動の推進 【環境保全活動】	◆ 各目標（基本方針）における環境教育・学習、普及啓発、保全活動 ◆ (1) ワンヘルスと環境教育・学習の推進 (2) 環境保全活動の促進	①学校教育における環境教育・学習の充実 / 市民・事業者の環境意識の向上 ②地域における環境保全活動の充実	  
<p>◎重点的に取り組む施策 1 地域における環境保全活動の充実 2 水質保全対策の推進 3 ごみ減量化の推進 4 脱炭素の推進</p>				

◆ 複数の施策にまたがって取り組む重点項目 I ワンヘルスの推進 II みどりの施策の推進

IV章 施策の展開



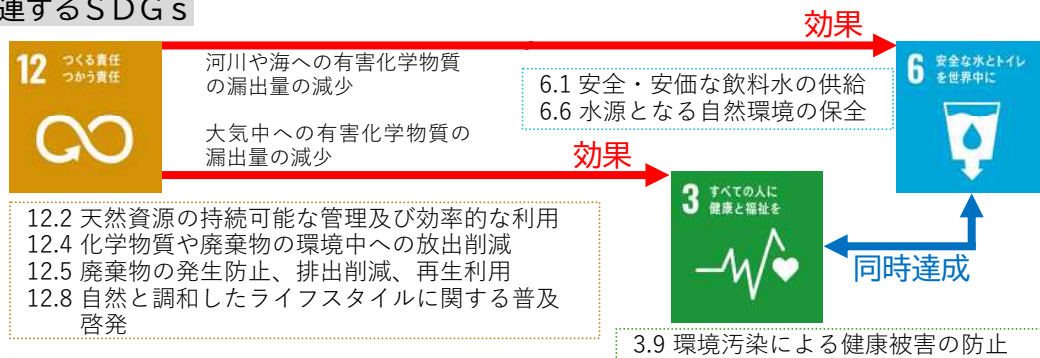
〔清水寺〕

※ 『宮若市で将来にわたり残したい環境』（市民アンケート調査より）

IV章 施策の展開

1 安全で循環型の社会を目指す環境づくり 【生活環境】

関連するSDGs



(1) 環境中の化学物質への対策

1) 大気環境の保全

現状と課題

本市では、市民の「空気のおいしさ」に対する満足度が高くなっています。しかしながら、大気汚染や悪臭、騒音・振動による環境問題や、身近な野焼きや生活騒音などによる問題は発生しており、市民は公害防止対策や野焼きへの指導を重要な施策と考えています。そこで、引き続き良好な大気環境を維持するための取り組みを進める必要があります。

○大気の現状と防止対策の状況

我が国では、高度経済成長期に石油系燃料消費量が増大したため、大気汚染が急速に進行しましたが、昭和40年代に「大気汚染防止法²⁴」などが成立し、工場や事業場における大気汚染防止対策が進展しました。さらに、自動車排出ガス対策が強化されたことから、大気汚染の状況は大きく改善されました。

福岡県では、県内18市町の55箇所に常時監視局を設置し、大気汚染の状況を常時測定しています。その測定結果をみると、近年では、大気中の窒素酸化物²⁵やVOC（揮発性有機化合物）²⁶などが太陽光線中の紫外線により光化学反応を起こすことにより発生する光化学オキシダント²⁷や微小粒子状物質（PM2.5）²⁸などの大気汚染物質に注意が必要です。

²⁴ 工場及び事業場における事業活動や建築・解体等に伴うばい煙、揮発性有機化合物及び粉じんの排出等の規制や有害大気汚染物質対策の実施、自動車排出ガスに係る許容限度を定めるなどにより、大気の汚染から国民の健康を保護と事業者の責任について定めることによる被害者の保護を図ることを目的とした法律。

²⁵ 主に自動車の排気ガス等から発生する気体で、呼吸器系等に悪影響を及ぼすおそれがあります。

²⁶ 揮発性有機化合物（**v**olatile **o**rganic **c**ompound）の略称で、塗料、印刷インキ、接着剤、洗浄剤、ガソリン、シンナーなどに含まれるトルエン、キシレン、酢酸エチルなどが代表的な物質です。大気中の光化学反応により、光化学スモッグを引き起こす原因物質の1つとされています。

²⁷ 大気中の窒素酸化物や炭化水素、VOC等が、太陽光線（紫外線）により光化学反応を起こして生成されるオゾン、アルデヒド等の酸化性物質の総称。呼吸器や植物に影響を与え、光化学スモッグの主な原因になります。

²⁸ 大気中に浮遊している2.5 μm以下の小さな粒子のこと。髪の毛の太さの1/30程度と浮遊粒子状物質よりも小さいため、肺の奥深くまで入りやすく、呼吸系や循環器系へ影響を与えるおそれがあります。

福岡県では、光化学オキシダント濃度が大気汚染防止法の定める基準を超えた場合に「光化学オキシダント注意報」を発令し、注意を呼びかけています。福岡県の注意報発令の際には、宮若市での発令の有無や発令状況を注視してまいります。

光化学オキシダントは、宮若市近隣では宗像市と直方市で県が測定しており、県の注意報が発令された場合には学校などに注意喚起を行っています。平成19年度以降、県内の他地域では、平成19年度、平成20年度、平成21年度、平成24年度、平成28年度、平成29年度、令和元年度に注意報が発令されています。本市では令和元年5月に一度、注意報が発令されましたが、その他の期間には発令されていません。しかしながら、濃度の高い状態は発生しており、学校や住民の方々に対して情報の周知に努めています。

○悪臭防止対策の状況

悪臭防止対策については、工場や事業所から発生する不快な臭いによって、生活環境が損なわれることを防ぐため、本市では、悪臭防止法²⁹に基づきA区域の物質濃度規制を行っています。この規制は濃度の強弱によりA、Bの2段階の区分があり、本市では市全域をA区域に指定しています。このA区域はB区域に比べ厳しい値の規制区域となっています。

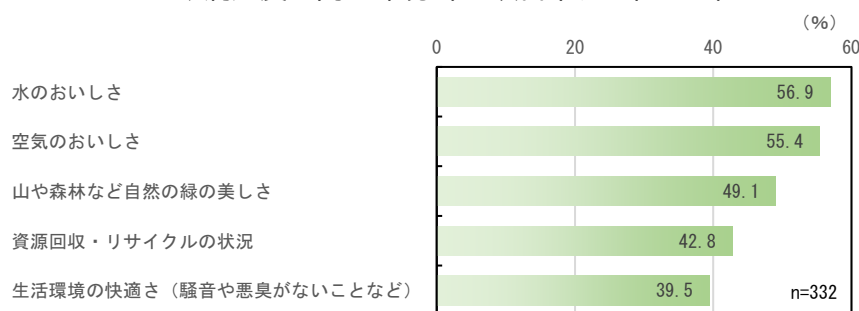
○騒音・振動の現状と防止対策の状況

騒音や振動防止対策については、騒音規制法³⁰及び振動規制法³¹による土地利用に基づいた地域指定を行い、その発生の抑制に努めています。しかしながら、近年ではピアノなどの音響機器やペットの鳴き声などの生活騒音も問題となっています。

○市民アンケート結果

「空気のおいしさ」の満足度は、身近な環境の要素の中で最も高くなっています。また、「野焼きに対する指導」や「公害の防止対策」は重要度の高い施策として挙げられています。今後も良好な大気環境を維持することが求められています。

◆満足度の高い環境（18項目中、上位5つ）

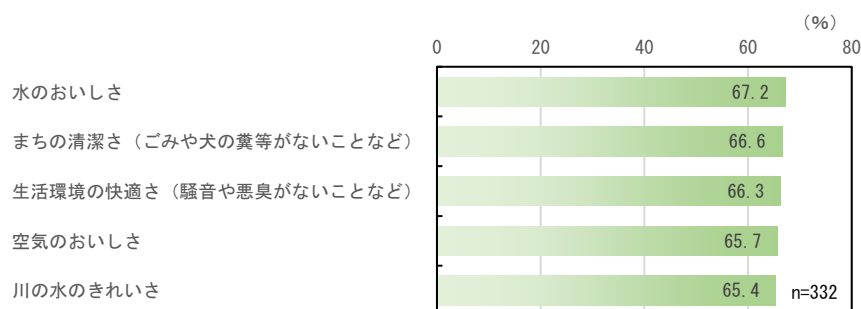


²⁹ 工場その他の事業場における事業活動に伴って発生する悪臭について、必要な規制を行い、悪臭防止対策を推進することにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として定められた法律。

³⁰ 工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる騒音について必要な規制を行うとともに、自動車騒音に係る許容基準を定めることなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として定められた法律。

³¹ 工場及び事業場における事業活動並びに建設工事に伴って発生する相当範囲にわたる振動について必要な規制を行うとともに、道路交通振動に係る要請の措置基準を定めることなどにより、生活環境を保全し、国民の健康の保護に資することを目的として定められた法律。

◆重要度の高い環境（18項目中、上位5つ）



大気環境がよくなると、どのように私たちの健康に役立つのか

- ・空気中の有害化学物質が少なくなるため、きれいでさわやかな空気になります。
- ・喘息や気管支系の病気へのリスクが低下し、子どもたちが健やかに成長できます。
- ・野焼き（伝統行事や農業により行うものを除く）などによる煙や臭いに悩まされなくなります。
- ・日常生活の中の騒音や振動が少なくなり、快適な生活や安眠につながります。

施策の基本方針の達成のために

良好な大気環境を維持するために、大気汚染や悪臭、騒音・振動の防止対策や野焼きなど身近な環境問題に関する指導や啓発を進めていきます。

それぞれの取り組み

●大気汚染防止対策・悪臭防止対策の推進

市は

- ・大気汚染防止法・悪臭防止法に基づき、工場・事業場の大気汚染防止対策・悪臭防止対策を進めます。また、野焼きに関する指導を強化します。【環境保全課】
- ・光化学オキシダントが発生しやすい時期に、広報や公式 SNS、市のホームページなどで注意喚起します。また、注意報などの発令時には、福岡県の情報を市のホームページに掲載するとともに、広報車による市民への周知や学校などへの連絡を行います。

【環境保全課】

地域は

- ・野焼きなどの屋外でのごみの焼却を見つけた場合は市に報告します。

家庭は

- ・家庭ごみは適正に処理し、野焼きなどの屋外でのごみの焼却をしません。

学校は

- ・空気のごれについて、環境学習のテーマに取り上げます。

（福岡県環境教育副読本「みんなの環境」令和4年度版 17ページ）

事業者は

- ・排出ガスの適正処理や粉じんの発生抑制など、悪臭の発生抑制や適正な臭気対策を行います。
- ・工場や事業所では、悪臭防止法に従い悪臭の発生防止に努めます。

いますぐにできること

- ・屋外で物を燃やしません。

●騒音・振動防止対策の促進

市は

- ・市内の主要な幹線道路の通行量などの実態把握や、道路の段差や劣化状況を確認し、必要に応じて路面の整備を行います。【環境保全課、土木建設課】
- ・特に、県道福岡直方線では、道路騒音の実態把握を行います。【環境保全課】

家庭は

- ・ピアノやステレオなどの音や、自動車・オートバイのエンジン音で近隣に迷惑をかけないように、時間帯や音量に配慮します。
- ・ペットの鳴き声が近所の迷惑にならないように、飼い主は適切にしつけをします。

学校は

- ・騒音や振動による公害について学習します。

事業者は

- ・騒音規制法や振動規制法に基づき、工場や事業所から発生する騒音・振動の抑制に努めます。

いますぐにできること

- ・大きな音を出すときは、周りに配慮します。

施策の指標

No.	指標	現状値	目標値など	担当課
1	空気のおいしさに関する満足度 (環境に関する市民アンケート)	令和4年度 55.4%	令和12年度 現状値より増加	環境保全課

2) 水環境の保全

現状と課題

本市を流れる河川や地下水の水質測定結果は、環境基準を満たしていますが、市民の「川の水のきれいさ」についての不満度は高く、市民は河川の水質保全対策を重要な施策と考えています。下水道の整備普及を推進するとともに、下水道整備区域外においては浄化槽の設置を進める必要があります。

森林は、水源のかん養³²や保水など様々な機能を有していますが、近年、長期間手入れがされないで放置された森林が増加し、森林の荒廃が進んでおり、治水対策の観点からも森林の保全が求められています。

○水質の現状と保全対策の状況

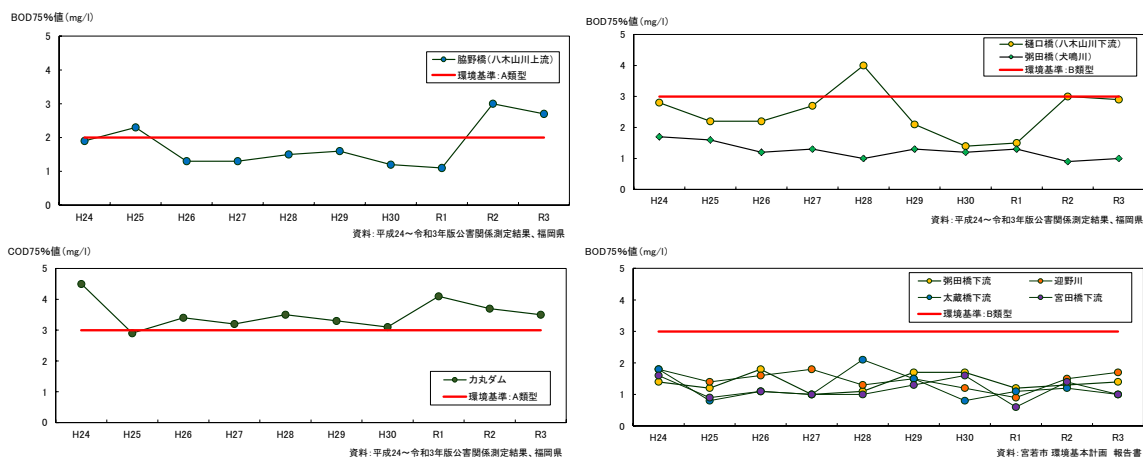
福岡県においては、公共用水域に係る環境基準の類型の当てはめを行っており、河川については水質の状況からAからEまでの6段階に類型区分されています。市内を流れる八木山川上流はA類型、八木山川下流及び犬鳴川はB類型、力丸ダムは湖沼A類型に指定されており、国、県、市では、八木山川及び犬鳴川の20か所で水質測定を実施しています。

河川のBOD³³75%値³⁴については、八木山川では令和2年度と令和3年度を除いて環境基準を満たしています。また、犬鳴川の粥田橋では減少傾向にあり、近年は環境基準を満たしています。力丸ダムのCOD³⁵75%値は、平成26年度以降は環境基準を満たしていません。

県では、地下水の水質の概況を把握するための調査が行われており、市内の井戸での調査結果も基準を下回っています。

本市の水道水源及びその水質を保全するため、定期的に各取水場の巡視を行うなど、水質監視体制の強化に取り組みます。

◆宮若市内の河川BOD（75%値）と湖沼COD（75%値）の推移



【出典：平成24～令和3年版公害関係測定結果（福岡県）、宮若市環境基本計画報告書】

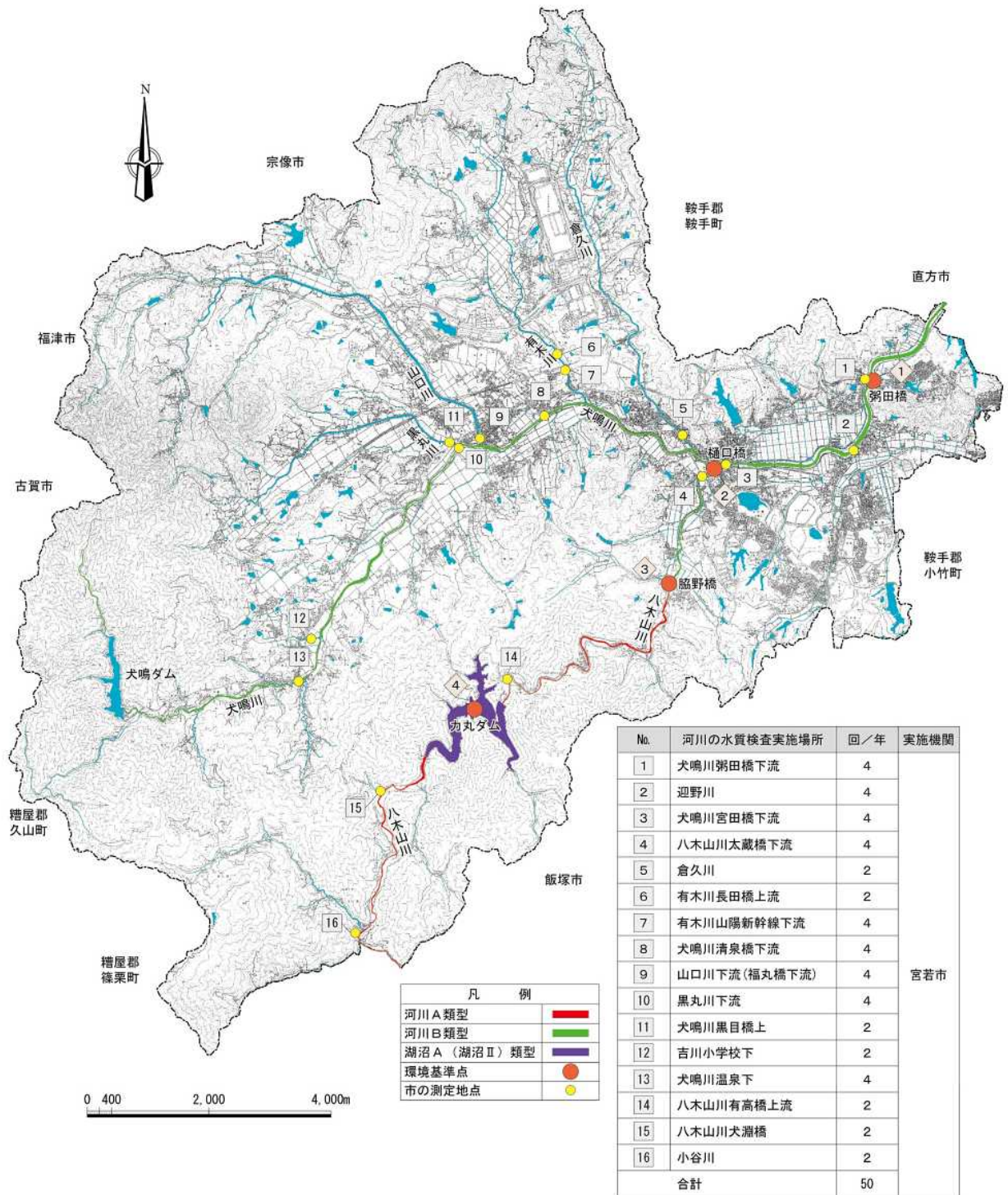
³² 漢字で書くと涵養。水が自然にしみ込むようにゆっくり養い育てること。

³³ 生物化学的酸素要求量（biochemical oxygen demand）の略称で、水中の有機物が好気性微生物によって分解される時に消費される溶存酸素量の測定値。水質の汚染度が高くなるほどBOD値が高くなります。

³⁴ 年間を通じて3/4（75%）はその値を超えない水質を示すものです。

³⁵ 化学的酸素要求量（chemical oxygen demand）の略称で、酸化剤を用いて水を酸化処理したときの酸化剤の消費量を酸素量に換算した数値。水質の汚染度が高くなるほどCOD値が高くなります。

◆公共水域環境基準類型指定図及び水質測定地点



No.	河川の水質検査実施場所	回/年	実施機関
1	犬鳴川粥田橋下流	4	宮若市
2	迎野川	4	
3	犬鳴川宮田橋下流	4	
4	八木山川太蔵橋下流	4	
5	倉久川	2	
6	有木川長田橋上流	2	
7	有木川山陽新幹線下流	4	
8	犬鳴川清泉橋下流	4	
9	山口川下流(福丸橋下流)	4	
10	黒丸川下流	4	
11	犬鳴川黒目橋上	2	
12	吉川小学校下	2	
13	犬鳴川温泉下	4	
14	八木山川有高橋上流	2	
15	八木山川犬瀬橋	2	
16	小谷川	2	
合計		50	

No.	環境基準点	回/年	実施機関
◇1	犬鳴川粥田橋	12	九州地方整備局 遠賀川河川事務所
◇2	八木山川樋口橋	12	
◇3	八木山川脇野橋	12	福岡県
◇4	カ丸ダム	36	

【出典：福岡県環境白書、宮若市資料より作成】

○水利用と上水道の整備状況

本市の水道は、八木山川水系の地下水と犬鳴ダムを水源とした上水道及び簡易水道により供給しています。令和4年度の水道の普及率は90.0%となっています。

○下水道の整備及び浄化槽の設置状況

下水道の処理人口は徐々に増加しており、令和4年度の下水道の整備率は24.9%、行政区内人口の18.4%が下水道を利用できています。引き続き、河川など公共用水域の水質改善を進めるために、下水道の整備及び浄化槽の設置を進めていく必要があります。

○環境汚染化学物質への対策

近年、POPsと呼ばれる残留性有機化合物による水質汚染が問題となっています。特に、有機フッ素化合物であるPFASは生物体内での残留性が高く、健康に与える影響問題となってきました。適切な水質検査による監視体制と有害物質除去技術の導入を検討する必要があります。

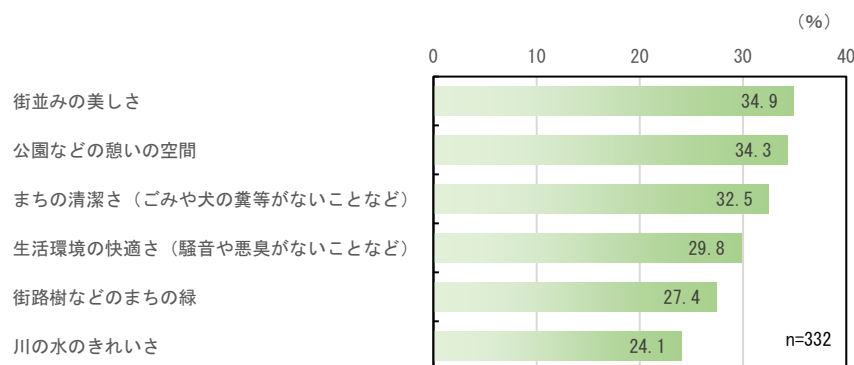
○森林保全の必要性

本市を取り囲む森林は、水源をかん養するとともに、その保水機能により洪水などの水害から市民を守る役割を担っています。しかし、近年、長期間手入れがされずに放置された森林が増加し、森林の荒廃が進んでいるため、こうした機能の低下が進んでいます。市民生活を守る上でも森林保全の必要性が高まっています。

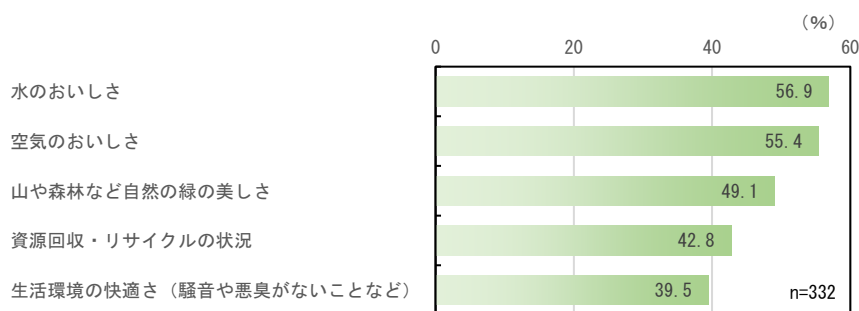
○市民アンケート結果

「川の水のきれいさ」の不満度は、身近な環境の要素の中で6番目に高くなっています。一方、「水のおいしさ」の満足度及び重要度は、身近な環境の要素の中で最も高くなっており、今後も水質を保全することが求められています。

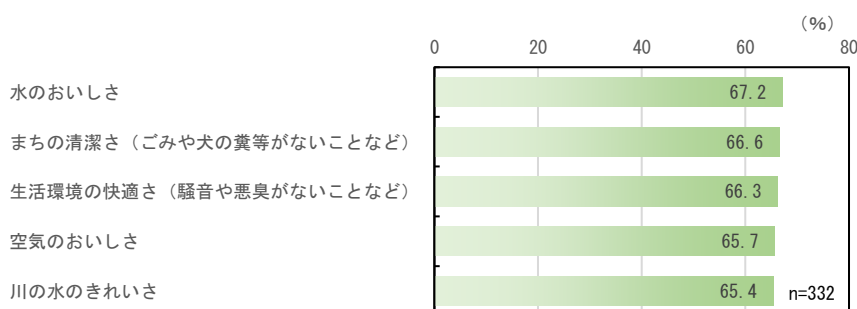
◆不満度の高い環境（18項目中、上位6つ）



◆満足度の高い環境（18項目中、上位5つ）



◆重要度の高い環境（18項目中、上位5つ）



水の環境がよくなると、どのように私たちの健康に役立つのか

- ・いつでも安心でおいしい水を飲むことができます。
- ・犬鳴川や八木山川にアユやウナギなどの生き物が増えるなど、健全な生態系が育まれます。
- ・川遊びなどのレクリエーションが盛んになり、観光客により市がにぎわいます。
- ・子どもたちは水とのふれあいを通して、感受性が豊かに成長します。

施策の基本方針を達成するために

水質の監視や下水道整備の推進、下水道整備区域外での浄化槽設置の促進などにより、河川水質の保全対策を進めるとともに、本市の特徴である「おいしい水」を活かした取り組みを進めていきます。また、地下水などの水源を保全するためにも、保水など様々な機能を有している森林の保全に取り組みます。

それぞれの取り組み

●水質保全対策の推進

市は

- ・河川の水質汚濁防止のために水質検査を実施し、監視を行います。水質の悪化が認められた場合は、国や県と協力してその原因を究明するための調査・検討を行い、適切な対策を講じるよう、原因者に要請します。また、遠賀川水質汚濁防止連絡協議会などと連携し、水質事故に備えています。【環境保全課】
- ・水道水源の水質を保全するために、定期的な各取水場の巡視による監視に取り組みます。【水道課】
- ・設備の更新時期を迎える、し尿処理施設「緑水園」については、長寿命計画に基づき、施設の長寿命化を図ります。【環境保全課】
- ・公共下水道への接続率の向上を図るとともに、下水道整備区域以外での浄化槽の設置を促進します。【下水道課】
- ・下水道への接続を促すために、受益者負担金の一括納付報奨金制度や、水洗化工事に伴う補助制度を継続します。【下水道課】

地域は

- ・河川へのごみのポイ捨てがないかパトロールします。

家庭は

- ・公共下水道の整備区域内の家庭は、下水道の供用が開始された後、速やかに下水道に接続します。
- ・公共下水道の整備区域外の家庭は、浄化槽の設置・維持管理により、生活排水による河川などの汚濁防止に努めます。
- ・宮若市発行「きれいな水を犬鳴川に 下水道の話」を読みます。
(右の QR コードからウェブページにアクセスできます。)



学校は

- ・川や海にごみのポイ捨てや汚れた水・油を流したときに水質に与える影響や、マイクロプラスチックについて、環境学習のテーマとして取り上げます。

市民団体は

- ・川岸やまちなかのごみを拾う環境保全活動を実施し、周囲に参加を促します。
- ・環境保全について広く啓発するとともに、実践する人材を発掘・育成します。

事業者は

- ・工場や事業所からの排水の適正な処理や、排水処理施設の適正な管理に努めます。

いますぐにできること

- ・排水口に油や汚れがひどいものは流しません。
- ・ごみのポイ捨てをしません。
- ・普段から道端のごみを拾います。

●治水対策の充実

市は

- ・ 県の森林環境税³⁶を原資とする福岡県荒廃森林整備事業により、荒廃森林の現況調査及び間伐等を実施し、荒廃森林の再生に努めます。 【農政課】
- ・ 市有林整備事業を継続し、森林整備を進めます。 【農政課】

施策の指標

No.	指標	現状値	目標値など	担当課
2	川の水のきれいさに関する満足度 (環境に関する市民アンケート)	令和4年度	令和12年度	環境保全課
		38.3%	現状値より増加	
3	河川水質環境基準の達成・維持	令和4年度	令和12年度	環境保全課
		100%	100%	
4	簡易水道事業の加入率	令和4年度	令和12年度	水道課
		83.7%	84%※	
5	下水道の整備率	令和4年度	令和12年度	下水道課
		24.9%	31%※	
6	浄化槽の設置	令和4年度	令和12年度	下水道課
		2,404基	2,630基※	

※目標値は第2次宮若市総合計画後期基本計画と合わせていますので、令和9年度の総合計画改定時に目標値の見直しを行います。

³⁶ 個人県民税及び法人県民税を財源に、福岡県の森林を再生し、守り育て、豊かな県民共有の財産として次世代に引き継ぐ目的で創設された制度。森林環境税は、荒廃した森林の再生や県民参加の森林（もり）づくり、森林に関する行事や森林ボランティア活動などに役立つ情報発信を進めるために使われています。

3) 土壌環境の保全

現状と課題

本市には、土壌汚染対策法³⁷に基づく要措置区域と形質変更時要届出区域があります。これらの区域では、薬品や廃棄物の不適切な管理などを原因とする土壌汚染が生じています。このような土壌汚染につながるような活動を未然に防止していく必要があります。

○土壌環境の現状と保全対策の状況

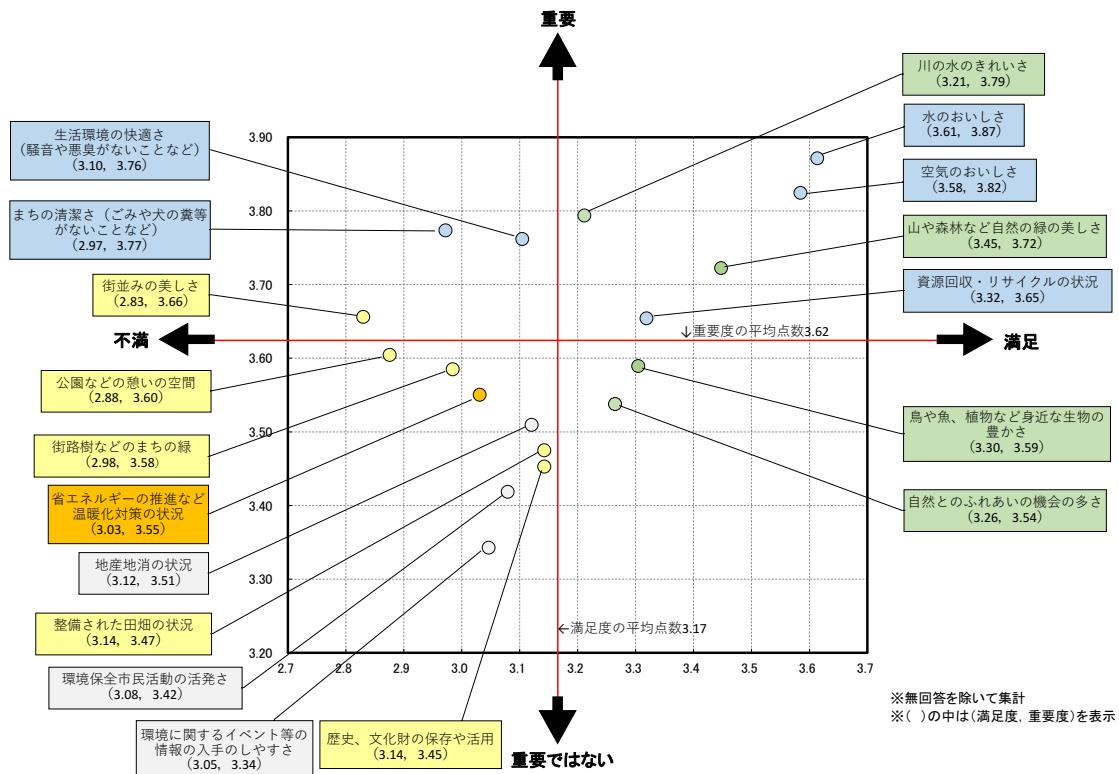
土壌環境について、農用地の土壌の汚染防止等に関する法律や、土壌汚染対策法に基づいた土壌の調査で、基準を超えた場合には、汚染土壌の適切な管理が必要となります。

令和3年9月17日より、土壌汚染対策法（平成14年法律第53号）第6条第1項及び第11条第1項の規定による要措置区域及び形質変更時要届出区域が指定されました。土壌汚染は、薬品や廃棄物の不適切な管理を起因として生じます。このような土壌汚染が生じないよう、土壌汚染につながる活動を防止していくため、事業活動等を注視してまいります。

○市民アンケート結果

「生活環境の快適さ」や「まちの清潔さ」などの公害の防止対策は、満足度が低いが重要度が高い施策として挙げられ、その取り組みが求められています。

◆満足度と重要度の相関（ポートフォリオ分析）



※計算方法等は資料編（143ページ）を参照。

³⁷ 土壌汚染対策の実施を図り、国民の健康を保護することを目的として、土壌の特定有害物質による汚染の状況の把握に関する措置及びその汚染による人の健康被害の防止に関する措置を定めた法律。

土壌の環境がよくなると、どのように私たちの健康に役立つのか

- ・農地や農業用水の汚染がないため、安心して野菜や果物を食べることができます。
- ・子どもたちは、公園や空地などで安心して遊ぶことができます。

施策の基本方針の達成のために

人の健康被害を防止するため、土壌環境の保全を進めていくとともに、土壌汚染対策法などにに基づき、土壌汚染への適切な対策に取り組みます。

それぞれの取り組み

●土壌汚染対策の推進

市は

- ・関係機関と連携し、工場・事業所に対し、土壌汚染対策法に基づく規制・指導を推進するとともに、土地利用に関する履歴の整理及び情報提供を行います。 【環境保全課】

家庭は

- ・壊れた電化製品や薬品などは屋外に放置せず、適切に廃棄します。

事業者は

- ・廃棄物の適正な管理を行い汚染の未然防止に努めます。

●農薬の適正利用の指導・啓発

市は

- ・農薬を使用（または散布）する際には、適切な使用を行うよう指導や啓発に努めます。 【農政課、環境保全課】
- ・残液や空きびん、空き缶、散布機器の洗浄液などについて、適切な処理を行うように指導や啓発に努めます。 【農政課、環境保全課】

地域は

- ・農薬の適正利用について学習し、残液や空きびん、空き缶、散布機器の洗浄液などについて、適切な処理を行います。
- ・農薬の適正利用について学習したことを周囲に伝えます。

事業者は

- ・廃棄物の適正な管理を行い汚染の未然防止に努めます。

いますぐにできること

- ・農薬は適切に使用します。
- ・農薬使用後の容器や残液については適切に処理します。

サーキュラーエコノミー (2) 循環経済への転換

現状と課題

ごみの固形燃料化への移行により、リサイクル率は福岡県平均を大きく上回っています。また、資源物回収や事業所のごみ袋有料化などにより、一般廃棄物の排出量は減少しています。しかし、ごみの固形燃料化にも多くのエネルギーが消費されています。市民は、資源回収やごみの減量化・リサイクルの推進を重要な施策と考えており、さらなるごみ排出量の抑制に取り組む必要があります。

一方、山間部の市道や林道は不法投棄の場となっており、まちの清潔さに対する市民の不満度も高いため、不法投棄の防止や早期発見を進めていかなければなりません。

○ごみ処理及びリサイクルの現状

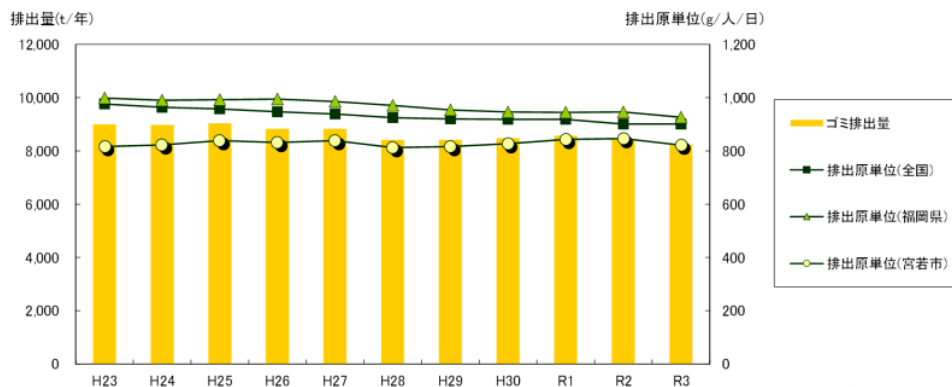
かつての大量に生産し消費する経済や社会では、大量の廃棄物を生み出してきました。このことは限りある資源の枯渇や大規模な資源採取による自然破壊をもたらし、地球規模での環境問題にもつながっています。

このため、循環型社会への転換が求められています。この循環型社会を形成していくには、廃棄物となるそのものの発生を抑制するリデュース(Reduce)、使い終わったものを繰り返し再利用するリユース(Reuse)、再利用できないものを再資源化するリサイクル(Recycle)といった3Rをさらに進める必要があります。これらの取り組みとともに、いらぬものは買わない・使わない、レジ袋や過剰な包装を断るといったリフューズ(Refuse)や壊れたものを修理して使用するリペア(Repair)を含めた5Rの取り組みも重要です。

本市の家庭や事業所から排出される一般廃棄物の総排出量は、平成23年度から令和3年度まではわずかではありますが減少傾向にあります。令和4年度の一般廃棄物排出量の合計は8,064 tで、市民1人1日あたりに換算すると825 g/人・日となりますが、これはわずかに増加傾向にあります。

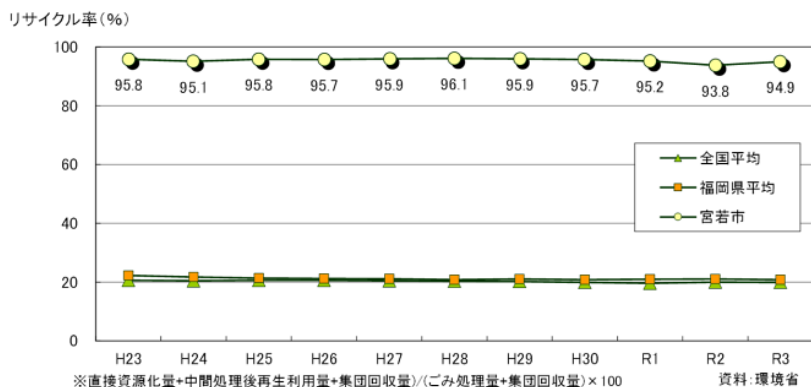
本市では、平成14年度以降、従来の直接焼却処理からごみの固形燃料(RDF)化に移行しました。令和3年度における本市のリサイクル率は、RDF化を含めた場合は94.9%とごみのほとんどが再利用されていますが、RDF化を除くと10.2%と福岡県の値を下回っています。今後、リサイクル率(RDF化を除く)の向上を目指した取り組みを推進していく必要があります。

◆ごみ総排出量と1人1日あたりごみ処理量



資料: 環境省・市提供データ

◆リサイクル率の推移



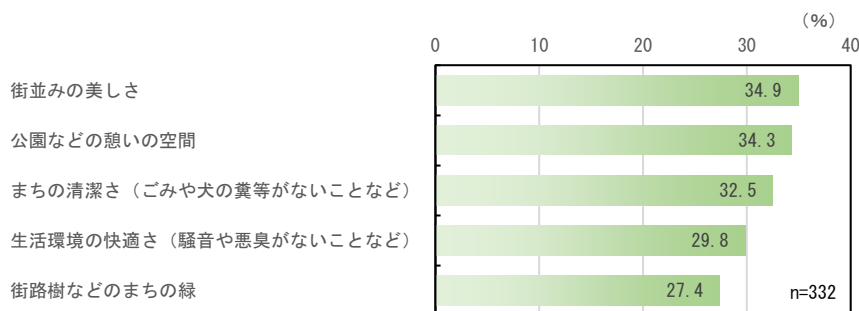
○不法投棄の現状

不法投棄を防止するために看板や監視カメラを設置しており、大型の不法投棄は減少傾向にあります。しかしながら、山間地域の市道や林道は監視が行き届きにくいために、依然として空きびんや家庭ごみなどの不法投棄の場となっています。また、不法投棄された廃棄物が起因して健康被害を及ぼす危険性もあり、今後も警察など関係機関と連携を図り、不法投棄の防止及び早期発見に努めていく必要があります。

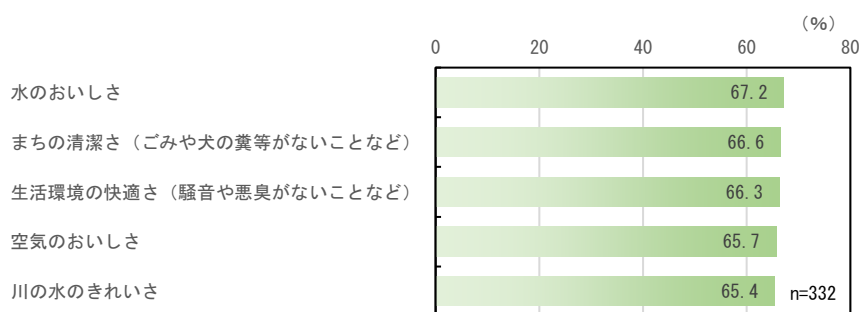
○市民アンケート結果

「まちの清潔さ」に対する不満度は、身近な環境の要素の中で3番目に高くなっています。また、「まちの清潔さ」の重要度は、2番目に高くなっており、満足度と重要度の相関から、重点的に対策すべき項目であります。市民は「ごみの分別」や「食べ残しをしないようにすること」、「食べきれぬ量の購入」などに比較的取り組んでいるものの、「生ごみの堆肥化や減量化」はあまり取り組まれておらず、今後の課題です。

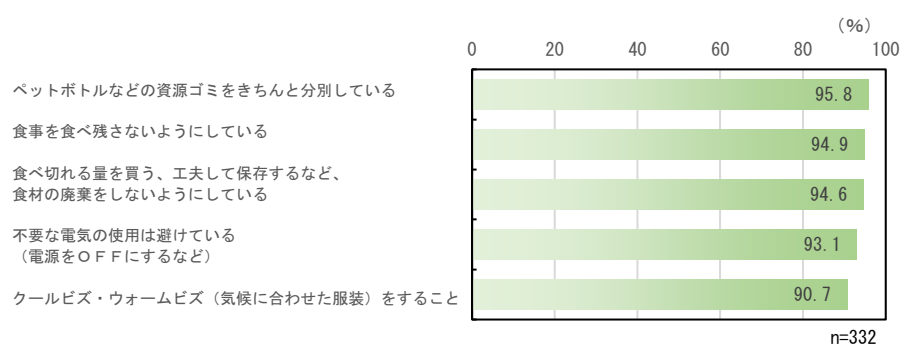
◆不満度の高い環境 (18項目中、上位5つ)



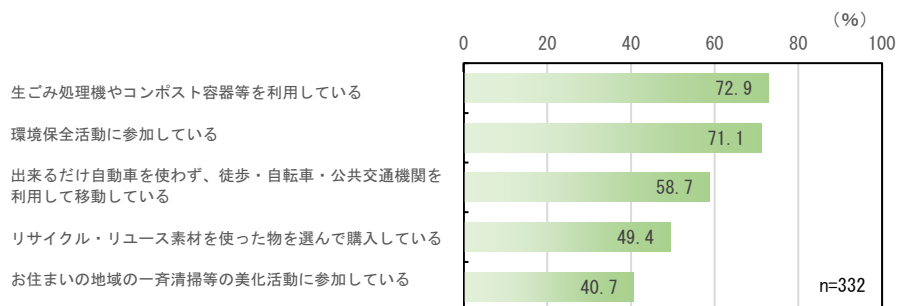
◆重要度の高い環境（18項目中、上位5つ）



◆よく取り組まれている環境保全活動（19項目中、上位5つ）



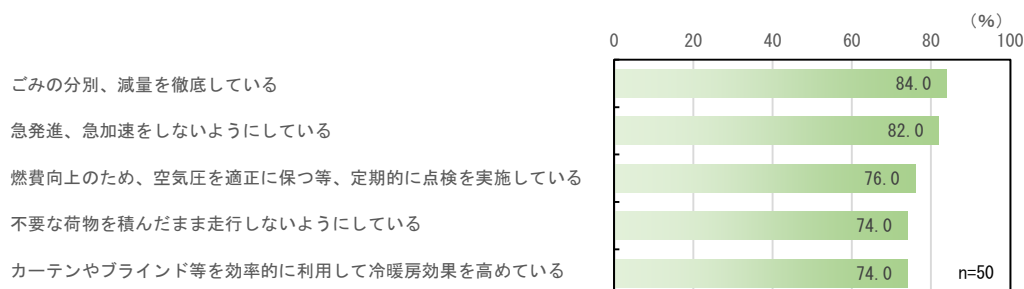
◆あまり取り組まれていない環境保全活動（19項目中、上位5つ）



○事業所アンケート結果

8割を超える事業所が「ごみの分別、減量を徹底」しているなど、ごみの減量化・資源化の取り組みが根付いています。

◆よく取り組まれているもの（34項目中、上位5つ）



循環経済へ転換されると、どのように私たちの健康に役立つのか

- ・ごみの量の減少と適切なおごみの分別によって、市のごみ処理費用が削減されるため、余った予算を健康や福祉に関する施策に使用することができます。
- ・リユースやリペアにより、同じものを長く使うことができるため、家計の負担が軽減し、その浮いた費用で食事や余暇の充実などの健康への投資ができます。

施策の基本方針の達成のために

ごみ減量化の推進や廃棄物の適正処理、ごみのポイ捨て、不法投棄に対する取り組みを強化していきます。

それぞれの取り組み

●ごみ減量化の推進

市は

- ・循環経済の基本的な考え方として、“5R”の普及を推進していきます。 【環境保全課】
- ・生ごみの減量化を推進するために、生ごみ処理機器購入費補助金制度（電動生ごみ処理機、コンポストなど）の周知を行います。 【環境保全課】
- ・リサイクル活動団体への奨励金交付などを継続することで、市民のリサイクル活動を支援します。 【環境保全課】
- ・資源回収拠点の充実を図るとともに、小型家電や蛍光灯を回収できるようにするなど回収物の種類を増やし、より多くの市民が利用できるようにします。 【環境保全課】
- ・事業所ごみの指定袋化を継続するとともに、生ごみや紙類の減量、リサイクルに向けた取り組みを進めます。 【環境保全課】

地域は

- ・チラシや新聞紙の集団回収を行います。

家庭は

- ・マイバッグやマイ箸、マイボトルなどを使い、ごみを出さないようにします。
- ・生ごみは、水切りやコンポスト、生ごみ処理機を活用したりするなどして、減量化やリサイクルに努めます。
- ・資源回収を利用します。

学校は

- ・ごみの処理について、環境学習のテーマに取り上げます。
(福岡県環境教育副読本「みんなの環境」令和4年度版 20ページ)
- ・リサイクルできるものやできないもの、ごみの分別方法について体験学習をします。また、ごみを分別しなかった時に生じる問題についても学習します。

事業者は

- ・他産業との連携で、再生資源や再生品の活用を図ります。
- ・事業系ごみを排出する際には、分別区分や排出方法を順守し、資源物とごみを分別します。

いますぐにできること

- ・生ごみは、水切りやコンポスト、生ごみ処理機を活用して減量化や堆肥化を行います。

宮若市生ごみ処理機器購入費補助金制度の詳細はこちらのQRコードから



- ・マイバッグやマイ箸、マイボトルなどを使います。
- ・不要品はフリーマーケットなどに出品します。
- ・積極的に資源回収を利用します。
- ・必要のないものは購入しないようにします。
- ・物が壊れたときは、メーカーや専門店を活用して修理します。

●廃棄物の適正処理

市は

- ・看板や監視カメラの設置、不法投棄監視パトロールなどにより不法投棄の防止を図ります。【環境保全課】
- ・宇部市のUBE 三菱セメント（株）への固形燃料の供給契約を継続していくとともに、今後の長期的な視野に立ったごみ処理体制のあり方についても検討します。【環境保全課】

地域は

- ・不法投棄の現場や目撃情報など、不法投棄に関する情報を市に提供します。

家庭は

- ・ごみのポイ捨てやペットのフンの放置はしないようにします。

学校は

- ・ごみのポイ捨てやペットのフンに関する、社会のルールやマナーについて学習します。

事業者は

- ・産業廃棄物は、適切な許可業者に処理・リサイクルを委託するなど適切に処理します。
- ・不法投棄の現場など、不法投棄に関する情報を市に提供します。

いますぐにできること

- ・ごみはごみ箱に捨てます。
- ・ペットのフンは持ち帰ります。

施策の指標

No.	指標	現状値	目標値など	担当課
7	まちの清潔さに関する満足度 (環境に関する市民アンケート)	令和4年度	令和12年度	環境保全課
		33.1%	現状値より増加	
8	家庭ごみ一人当たりの排出日量	令和4年度	令和12年度	環境保全課
		825 g/人/日	780 g/人/日*	
9	資源物拠点回収事業の回収量 (年間)	令和4年度	令和12年度	環境保全課
		74,545 kg	73,000 kg*	

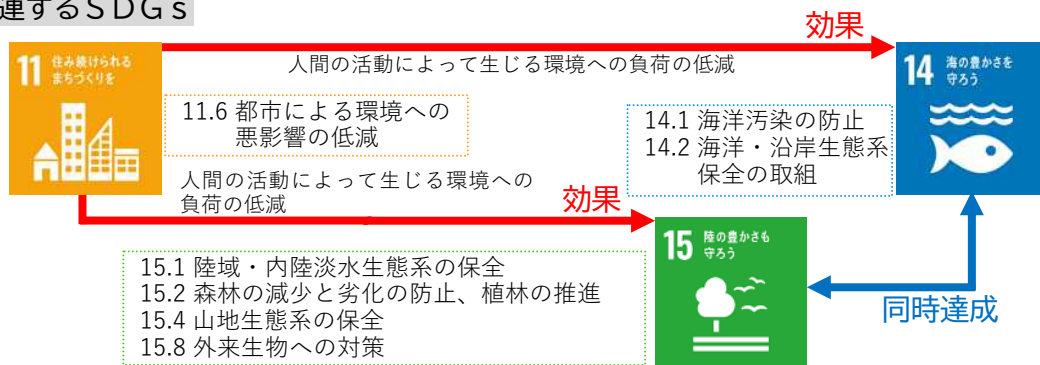
※目標値は第2次宮若市総合計画後期基本計画と合わせていますので、令和9年度の総合計画改定時に目標値の見直しを行います。



〔資源物拠点回収〕

2 自然と人間が共生する環境づくり 【自然環境】

関連するSDGs



(1) 自然と共生する社会

1) 豊かな自然の保全

現状と課題

本市は、周辺を山々に囲まれており、アカショウビンなどの希少種の生息も確認されています。しかし、手入れがされず放置された森林が増え、イノシシやシカなどによる農林産物への被害が拡大しています。また、オオキンケイギクやブラックバス、ブルーギル、アライグマといった外来種による在来種への影響も懸念されています。

また、土地利用については、美しい田園や自然環境へ配慮した土地利用が求められています。

宮若市の自然の現状

本市の西部から南部にかけては、西山・犬鳴山・鉾立山・笠置山などの山々が連なり、平地や小丘陵が広く分布した盆地となっています。また、市内には、遠賀川水系の犬鳴川・八木山川・山口川・黒丸川・倉久川・有木川が流れています。緑に囲まれた豊かな自然はおいしい水を生み出すなど、本市に存在するすべてのものの基盤となっています。本市の自然は、人間の活動と共生したなかで生まれ守られてきました。しかし近年では、里山を活用した産業が縮小していることから、その荒廃が進んでいるところもあります。

本市の植生の大部分がスギ・ヒノキ・サワラ植林で、自然度が高い植生は河川・ダム・ため池沿いに分布しています。また、福岡県レッドデータブック³⁸によると、本市内では、コウラボシなど希少な植物の生育や、アカショウビンやトノサマガエル、オオウラギンヒョウモン、アカマダラコガネ、アメイロギセルなど希少な動物の生息が確認されています。これら希少な動植物をはじめとする多様な生態系を維持していくためには、森や河川などの保全に努める必要があります。

全国的に外来生物が定着・拡散しており、本市においても外来生物の定着が確認されています。オオキンケイギクやブラックバス、ブルーギルは強い繁殖力のため、日本の在来生物の住処を奪ったり捕食したりするなど、生態系に大きな影響を与えています。また、アライグマやジャンボタニシ（スクミリングガイ）による農作物や水田への被害なども懸念されます。外来生物の駆除や拡散防止が求められています。

³⁸ 生物学的観点から絶滅のおそれのある野生生物種を選定してまとめたもので、野生生物の保護・保全の重要な資料。レッドデータブックは、国や都道府県を中心とする地方公共団体で作成されています。レッドデータブックでは野生生物種の「絶滅のおそれ」の程度の違いをもとに、希少な種を類型化しています。



〔トモエガモ〕
福岡県レッドデータブック 2011
絶滅危惧Ⅱ類



〔ブチサンショウウオ〕
福岡県レッドデータブック 2014
準絶滅危惧

○土地利用の状況

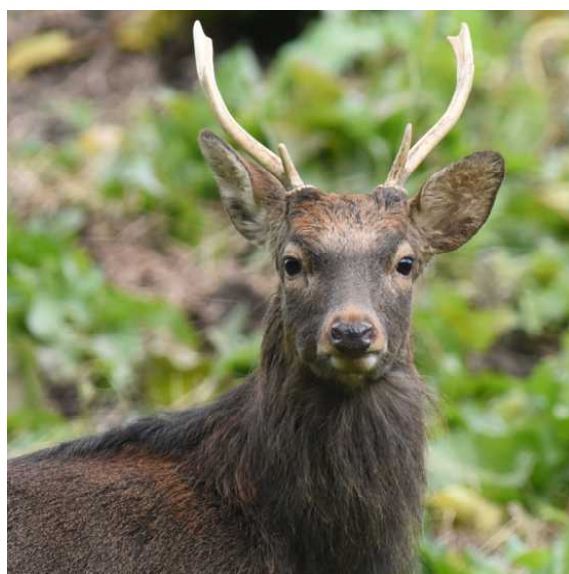
宮田地区は、地区全体を都市計画区域に指定され、若宮地区は保安林や国有林などを除く区域において、準都市計画区域に指定されています。土地利用については、美しい田園や自然環境へ配慮した土地利用が求められています。

○有害鳥獣による被害の現状

近年、鳥獣による農林産物の被害が拡大傾向にあり、特にイノシシやシカ、アライグマによる農林産物の被害が深刻化しています。



〔イノシシ〕



〔シカ〕

※ 動物の写真について：宮若市内で中村安道さんが撮影されたもので、中村さんよりご提供いただきました。

○外来生物対策の状況

全国的に外来種の定着・拡大による在来種への影響が懸念されています。市内では、事業者によるオオキンケイギクの除去が行われています。また、八木山川流域の力丸ダムで、外来種のブルーギルやブラックバスの駆除を目的とした釣り大会を行っています。

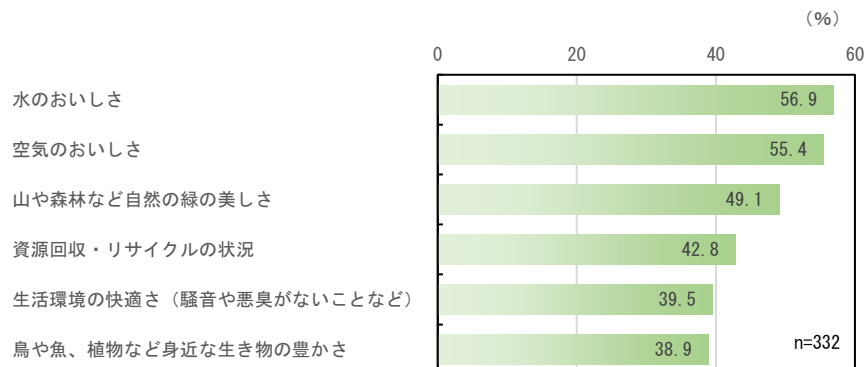


〔オオキンケイギク除去の様子〕

○市民アンケート結果

「鳥や魚、植物など身近な生物の豊かさ」の満足度は、身近な環境の要素の中で 6 番目に高くなっています（前回計画では 4 番目）。また、多くの市民から残したい環境として、「千石峡」や「六ヶ岳」などの豊かな自然に関係するものが多く挙げられています（24、25 ページ参照）。豊かな自然を守っていくことが求められています。

◆満足度の高い環境（18 項目中、上位 6 つ）



豊かな自然環境が保全されると、どのように私たちの健康に役立つのか

- ・生物多様性をもつ豊かな生物資源が守られることで、穀物や野菜、果物などの食料供給だけでなく、新しい薬の開発や再生医療、老化・若返りの仕組みの解明、産業に利用できる酵素の発見など、社会に様々な恩恵をもたらします。
- ・森林が適切に管理されることで、山の斜面が支えられるほか、森林の保水力が強化されるため、土砂崩れや地滑り、洪水などを防ぐことができます。
- ・イノシシやシカなどの野生生物が人里に降りてこなくなり、人と生き物の健全性が保たれます。また、新型コロナウイルスなどの人獣共通感染症のリスクが減少します。

施策の基本方針の達成のために

希少な生物や身近な生物の生息・生育環境を保全するとともに、自然環境に配慮した土地利用を進めていきます。また、外来生物対策や、有害鳥獣による農林産物への被害を軽減するための取り組みを進めていきます。

それぞれの取り組み

●自然環境に配慮した土地利用の促進

市は

- ・県の森林環境税を原資とする福岡県荒廃森林整備事業により、荒廃森林の現況調査及び間伐等を実施し、荒廃森林の再生に努めます。【農政課】
- ・農地の持つ多面的機能を確保し、集団的な農地利用を進めるために、農業振興地域整備計画を見直します。【農政課】
- ・福岡県農業対策振興事業等を活用し、生産体制の維持・強化を進めていきます。【農政課】
- ・希少な動植物を育む豊かな自然環境と調和のとれた土地利用のために、土地利用基本計画を策定します。【建築都市課】
- ・都市計画法³⁹及び宮若市開発指導要綱などの関係法令や基準に基づき、適正な開発行為を指導します。【建築都市課】

事業者は

- ・開発事業を行う際は、福岡県立自然公園条例⁴⁰や鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律⁴¹、都市計画法などの法令に従い、適切な環境配慮を実施します。

³⁹ 都市計画の内容及びその決定手続、都市計画制限、都市計画事業その他都市計画に関し必要な事項を定めることにより、都市の健全な発展と秩序ある整備を図り、もって国土の均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与することを目的として定められた法律。

⁴⁰ 県内のすぐれた自然の風景地を保護するとともにその利用の増進を図るため、福岡県立自然公園の指定、保護、利用などについて定めた条例。

⁴¹ 鳥獣の保護を図るための事業を実施するとともに、鳥獣による被害を防止し、併せて猟具の使用に係る危険を予防することにより、鳥獣の保護と狩猟の適正化を図ることを目的とした法律。

いますぐにできること

- ・自然豊かな土地を利用する場合は、自然環境に配慮した利用方法を検討します。

●有害鳥獣対策の推進

市は

- ・イノシシやシカなどの有害鳥獣による農作物被害防止対策を行います。【農政課】

家庭は

- ・野生生物がよく出現する場所では、生ごみなどは屋外に放置しないようにする。

学校は

- ・生き物と環境問題について、環境学習のテーマに取り上げます。
(福岡県環境教育副読本「みんなの環境」令和4年度版 24ページ)

事業者は

- ・狩猟肉（ジビエ）の利活用のための事業を展開します。

いますぐにできること

- ・家庭ごみが、野生動物のエサとならないように工夫しましょう。
- ・畑に放置された野菜・果物や捨てられた野菜くず等は処分しましょう。

●外来生物対策の推進

市は

- ・外来種に関する適正な情報や持ち込みの禁止について、周知や啓発を進めます。【環境保全課】

家庭は

- ・外来生物の持ち込みなど、生態系を乱す行為はしません。
- ・本来の生態系を維持するため、鳥や爬虫類、外来魚、観賞用魚類などペットを逃がしたり、飼えなくなったからといって放流したりすることはしません。

学校は

- ・生き物と環境問題について、環境学習のテーマに取り上げます。
(福岡県環境教育副読本「みんなの環境」令和4年度版 24ページ)

市民団体は

- ・ブラックバスなどの外来生物の除去に協力します。

事業者は

- ・オオキンケイギクなどの外来生物の除去に協力します。
- ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律⁴²に定める飼育・栽培・保管・運搬・輸入などの規制を守ります。

⁴² 特定外来生物による生態系、人の生命・身体、農林水産業への被害を防止するため、特定外来生物として指定した生物の飼養、栽培、保管、運搬、輸入、譲渡や野外に放つことなどを規制し、防除などを行うことを定めた法律。

いますぐにできること

- ・規制された外来生物は持ち込まないようにします。
- ・ペットを逃がしたり、放流したりすることはしません。

施策の指標

No.	指標	現状値	目標値など	担当課
10	鳥や魚、植物など身近な生物の豊かさに関する満足度 (環境に関する市民アンケート)	令和4年度	令和12年度	環境保全課
		38.9%	現状値より増加	

2) 自然とのふれあいの場の維持及び形成

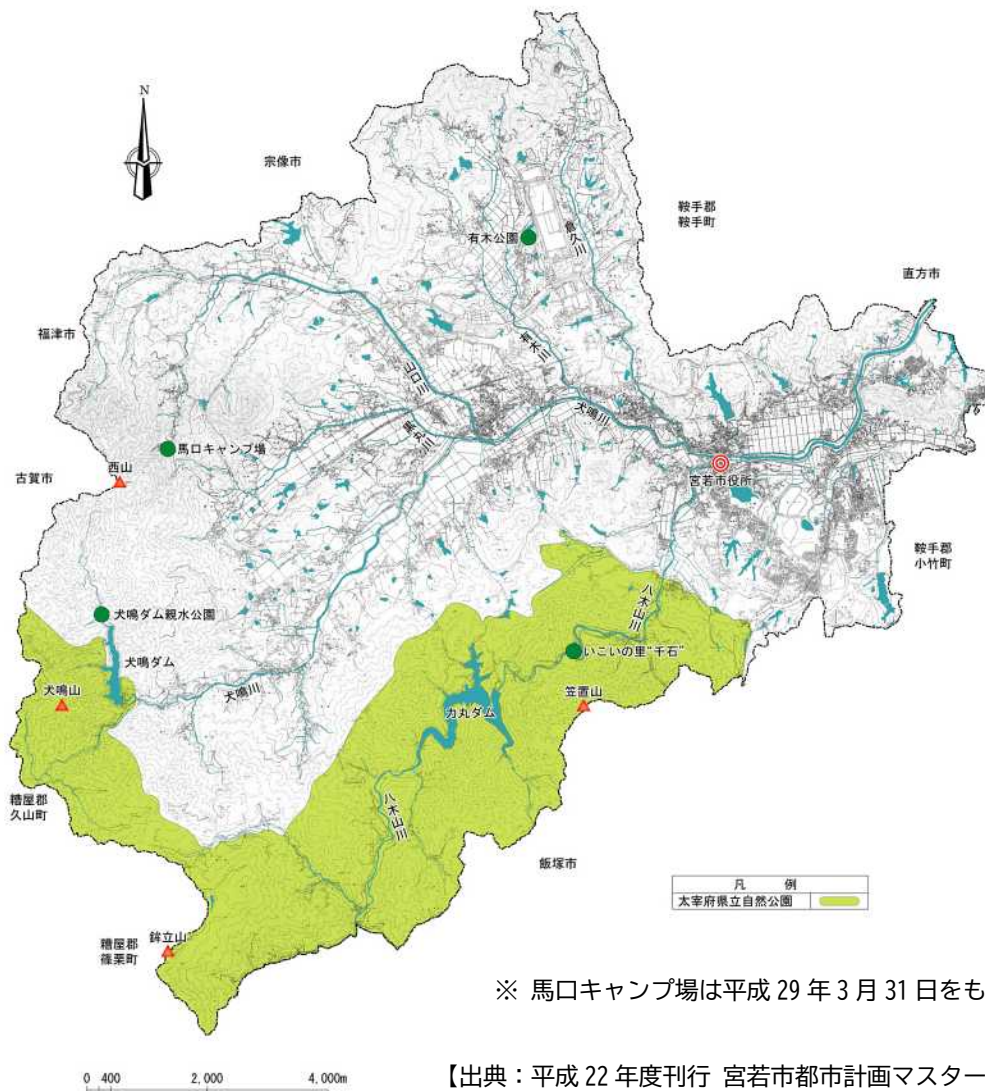
現状と課題

本市の南西部は太宰府県立自然公園の指定地域を有するなど、良好な自然景観を形成しており、「山や森林など自然の緑の美しさ」に関する市民の満足度は高く、多くの市民が残したい環境として「美しい景観」を挙げています。また、登山道やキャンプ場、親水公園など自然とのふれあいの場はありますが、自然とふれあう機会の充実が求められています。

○自然とふれあう場の整備状況

本市の西部から南部にかけては、西山・犬鳴山・鉾立山・笠置山などの山々が連なり、南西部には太宰府県立自然公園の指定地域もあり、良好な自然景観を形成しています。自然とふれあうという観点から、笠置山などでは登山道の整備が行われています。また、本市にはいこいの里“千石”・犬鳴ダム親水公園・有木公園など自然とのふれあいの場があります。

◆太宰府県立自然公園指定地域図



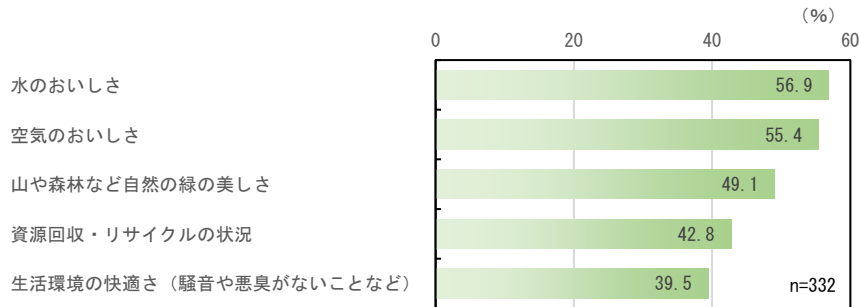
※ 馬口キャンプ場は平成 29 年 3 月 31 日をもって廃止

【出典：平成 22 年度刊行 宮若市都市計画マスタープラン】

○市民アンケート結果

多くの市民から残したい環境として「六ヶ岳」や「犬鳴川河川公園」などの景観が美しい場所や自然とふれあえる場所が挙げられています（24、25 ページ参照）。また、「山や森林など自然の緑の美しさ」の満足度は、身近な環境の要素の中で3番目に高くなっています。

◆満足度の高い環境（18項目中、上位5つ）



自然とのふれあいの場が形成されると、どのように私たちの健康に役立つのか

- ・やすらぎや癒しを与えることにより訪れる人の心の健康に寄与します。

施策の基本方針の達成のために

自然景観・農村景観を保全するとともに、自然とふれあう機会の充実を図っていきます。

それぞれの取り組み

●自然景観・農村景観の保全

市は

- ・「農地・水保全管理支払交付金」を活用し、地域と連携した農村景観の保全を進めます。

【農政課】

地域は

- ・地域の特色ある自然景観や田園風景を守っていきます。

家庭は

- ・稲作や畑作を継続し、農村景観が維持できるよう努めます。

学校は

- ・森林の保全や管理の重要性について、環境学習のテーマに取り上げます。
(福岡県環境教育副読本「みんなの環境」 令和4年度版 35ページ)

市民団体は

- ・森林の保全や植樹、農村景観の保全に関わる活動を行います。

事業者は

- ・周辺の自然景観との調和に努めます。
- ・宮若市内で伐採された木材や間伐材を積極的に利用することで、森林資源が適切に循環できるよう支援します。

いますぐにできること

- ・稲作や畑作を継続し、農村景観が維持できるよう努めます。

●自然とふれあう機会の充実

市は

- ・清掃活動などを行い、自然レクリエーション資源の維持・充実に努めます。

【環境保全課】

- ・自然とふれあうきっかけづくりのために、観光パンフレットなどにより、自然レクリエーション資源の周知を図ります。

【産業観光課】

地域は

- ・地域にある自然とふれあえる場所を大切にします。

家庭は

- ・休日には、いこいの里“千石”や犬鳴ダム親水公園などの、自然とのふれあいの場を積極的に利用します。
- ・自然とふれあう場をみんなが気持ちよく利用できるように、出したごみは必ず持ち帰ります。

学校は

- ・校外学習などで自然とふれあえる施設や場所に行き、生徒に自然とのふれあい方を教えます。

市民団体は

- ・自然とふれあえる場を清掃するなどのボランティア活動を行います。
- ・自然とふれあえるレクリエーションなどを企画します。

いますぐにできること

- ・自然とふれあう場をみんなが気持ちよく利用できるように、出したごみは必ず持ち帰ります。

施策の指標

No.	指標	現状値	目標値など	担当課
11	山や森林など自然の緑の美しさに関する満足度 (環境に関する市民アンケート)	令和4年度	令和12年度	環境保全課
		49.1%	現状値より増加	



〔棚田の風景〕

3 快適な地域環境づくり 【地域環境】

関連するSDGs



(1) 都市景観の創出

1) 身近なみどりの確保

現状と課題

本市では、自然や地形を活かした公園やスポーツ・レクリエーションを楽しめる公園など特徴的な公園の整備に努めてきましたが、憩いの空間づくりなど市民の多様なニーズに応じることが課題となっています。また、ボランティア団体の高齢化が進む中、市民との協働による公園の維持管理などの対策が課題です。

○公園の整備状況

本市には、自然や地形を活かした「いこいの里“千石”」や「犬鳴川河川公園」などの公園があります。また、スポーツ・レクリエーションの拠点として、「光陵グリーンパーク」や「西鞍の丘総合運動公園」があり、市内外から多くの人々が訪れ、公園を利用しています。そのほか、追い出し猫の由縁がある「猫塚公園」や、貸し農園を備えた「2000年公園」、交通指導に利用される「長井鶴交通公園」など、本市には特色ある公園があります。

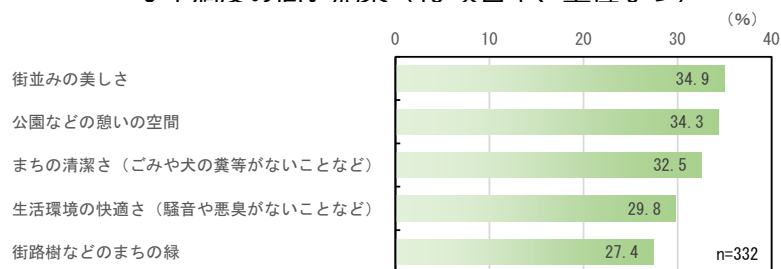
○公園の維持管理の現状

犬鳴川河川公園は「犬鳴川みどりの会」、2000年公園は「2000年公園みどりの会」などのボランティア団体と行政の協働により維持管理を行っておりますが、ボランティア団体の高齢化などに伴い、今後の適切な維持管理が課題となっています。

○市民アンケート結果

「公園などの憩いの空間」や「街路樹などのまちなみ」について、身近な環境の要素の中で不満度が高くなっています。街路樹や公園などの憩いの空間の整備することが望まれます。

◆不満度の高い施策（18項目中、上位5つ）



身近なみどりが確保されると、どのように私たちの健康に役立つのか

- ・やすらぎや癒しを与えることにより訪れる人の心の健康に寄与します。

施策の基本方針の達成のために

現在ある公園の充実など市民の憩いの空間づくりを進めるとともに、市内にある良好な緑地を保全していきます。また、市民と行政の協働による公園の維持管理も検討します。

それぞれの取り組み

●市民の憩いの空間づくりと公園の維持管理

市は

- ・光陵グリーンパークや西鞍の丘総合運動公園について、安全で安心して利用できるような施設の維持・管理に努めます。【社会教育課】
- ・市民・企業・行政の協働による公園の維持管理を推進し、魅力ある公園づくりに努めるとともに、参加者の交流を促進します。【まちづくり推進課、土木建設課】

地域は

- ・みんなが気持ちよく利用できるように、公園維持管理のボランティア活動に参加します。

家庭は

- ・公園を利用したときに出たごみは持ち帰ります。

学校は

- ・公園などの公共空間を利用する際のマナーについて学習します。

市民団体は

- ・公園維持管理のボランティア活動を企画し、周囲の人に参加を呼びかけます。

いますぐにできること

- ・公園維持管理のボランティアに参加します。

施策の指標

No.	指標	現状値	目標値など	担当課
12	街路樹などのまちの緑に関する満足度 (環境に関する市民アンケート)	令和4年度	令和12年度	環境保全課
		27.7%	現況値より増加	
13	公園などの憩いの空間に関する満足度 (環境に関する市民アンケート)	令和4年度	令和12年度	環境保全課
		27.4%	現況値より増加	

2) 水辺とのふれあいの場の確保

現状と課題

本市には、千石峡や犬鳴川河川公園などの水辺とふれあえる場があり、市内の清流では、ホタルの姿を見ることができます。しかし、実際に市民が森や川などの自然とふれあうことが少ないのが実情です。市民がより一層水辺を身近に感じられるような周辺環境の整備や機会の充実が課題です。

○親水空間の整備状況

本市には、三郡山系を源とする八木山川や犬鳴川及びその支流が流れています。八木山川には、水辺で遊べるキャンプ場として「いこいの里“千石”」が整備され、上流では、アユの稚魚放流が行われています。また、犬鳴川では、犬鳴川みどりの会による清掃活動が行われています。犬鳴川には「犬鳴ダム親水公園」や「楽水之径(らくすいのみち)」「犬鳴川河川公園」などの水辺とふれあうことのできる場があります。

犬鳴川の上流でみやわかホタル祭りが行われるなど、市内の河川上流域ではホタルの飛び交う様子を見ることができますが、近年その数が減少傾向にあります。

また、河川における水難事故の発生を予防するため、護岸整備などの対策を進めてまいります。



〔水辺とふれあえる場（犬鳴川親水公園）〕

○市民アンケート結果

多くの市民から残したい環境として、「犬鳴川河川公園」が挙げられています（24、25 ページ参照）。一方で、市民が水辺により親しむための周辺環境整備を課題とする意見も挙げられています。水辺を身近に感じられるような環境づくりが求められています。

水辺とのふれあいの場が確保されると、どのように私たちの健康に役立つのか

- ・やすらぎや癒しを与えることにより訪れる人の心の健康に寄与します。

施策の基本方針の達成のために

親しみのある水辺及びその周辺環境の整備を進めるとともに、それらを活用した自然とのふれあいの機会を提供します。

それぞれの取り組み

●親水空間の整備

市は

- ・河川整備にあたっては、国・県との連携により可能な限り多自然川づくりへの改修を進めます。【土木建設課】
- ・河川一斉清掃など河川の環境保全活動は、市民・事業者・行政が連携して引き続き取り組みます。【まちづくり推進課 環境保全課】

地域は

- ・河川一斉清掃など河川の環境保全活動に参加・協力します。

家庭は

- ・ごみのポイ捨てをしません。

学校は

- ・日常のどのような行動が川の環境破壊につながるのか学習します。
(福岡県環境教育副読本「みんなの環境」 令和4年度版 25 ページ他)

市民団体は

- ・河川一斉清掃など河川の環境保全活動を企画し、周囲に参加を呼びかけます。

事業者は

- ・事業の CSR 活動⁴³の一環として、河川や川辺の清掃を実施します。

いますぐにできること

- ・水辺に落ちているごみを拾います。

⁴³CSR とは企業が組織活動を行うにあたって担う社会的責任のことで **corporate social responsibility** の略称。社会的責任とは、従業員や消費者、投資者、環境などへの配慮、社会貢献など幅広い様々な内容に対して適切な意思決定を行う責任をいい、その責任を担うために行う活動のことを CSR 活動といいます。各企業の特徴から担うべき責任は異なるため、それぞれの事業者に合った CSR を設定しています。



〔アユの稚魚放流〕



〔河川環境保全活動〕

3) 都市景観の修復及び創造

現状と課題

本市には、美しい自然景観や歴史景観、農村景観が存在しており、それらを保全する活動も行われていますが、幹線道路沿いでは違反広告物が見られ、まちの景観を阻害しています。また、「街並みの美しさ」は市民の不満度が最も高くなっています。こうしたことから、良好な景観の保全とともに、違反広告物の撤去など改善に努める必要があります。

○都市景観の現状と保全対策の状況

本市では、若宮地区の準都市計画区域指定が完了し、都市計画法に基づく開発許可制度などの適用により、市域で統一した土地利用の整序を進めています。

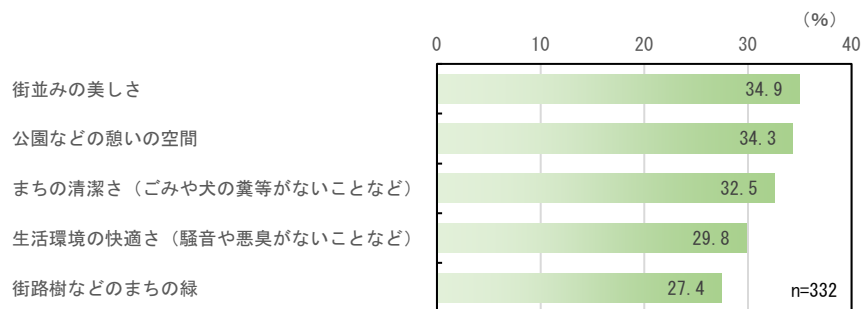
市内には、河川や山林などの美しい自然景観を背景として、古墳や神社などの歴史景観や、農地や集落の農村景観など、市民の共有財産となる貴重な地域景観が存在します。宮田団地は、団地周辺や企業の敷地内に緑地を確保し、周辺の自然景観や地域景観と調和した工業団地を形成しています。また、笠松地域では自治会や企業、行政の協働による地域の環境美化活動を行っています。

一方、県道などの幹線道路を中心に違反広告物が見られ、まちの景観を害しています。

○市民アンケート結果

「街並みの美しさ」は最も不満度の高い環境となっており、その改善が求められています。

◆不満度の高い環境（18項目中、上位5つ）



まちの景観が修復・創造されると、どのように私たちの健康に役立つのか

- ・住みやすく心安らぐ街並みとなり、生活の質が向上することにより、快適な日常を送れます。

施策の基本方針の達成のために

周辺の地域景観に配慮した土地利用や違反広告物の撤去、県条例の適正な運用などにより、街並み景観の保全・創出を進めていきます。

それぞれの取り組み

●周辺景観と調和した土地利用の誘導

市は

- ・都市計画法及び宮若市開発指導要綱などの関係法令や基準に基づき、適正な開発行為を指導します。【建築都市課】
- ・河川災害復旧事業への環境対応型製品の導入など、可能な限り、周辺の景観や環境に配慮した公共施設の整備に努めます。【土木建設課】
- ・建物の建築や道路工事の際には、建設リサイクル法に基づいた特定建設資材を使用します。【土木建設課】
- ・周囲の景観を損なうような空き家等については、所有者に適切な管理を求めていくなどの対策を継続して実施します。【建築都市課】

地域は

- ・適切に管理されていない空家などがある場合は、市に連絡します。

家庭は

- ・所有する土地の雑草やごみは適切に除去し、周辺景観との調和に配慮します。

学校は

- ・体験活動の中で豊かな景観や自然、郷土を感じることができる場面を増やします。

市民団体は

- ・所有する土地の雑草やごみは適切に除去し、周辺景観との調和に配慮します。

事業者は

- ・事業所敷地内やその周辺の美化に努めます。

●違反広告物の撤去

市は

- ・良質な景観を保持するため、違反広告物の撤去を継続して取り組みます。【土地対策課】

地域は

- ・違反に掲示されている広告物を見かけた場合は、市に連絡します。

事業者は

- ・屋外に広告物を掲示する際には、福岡県屋外広告物条例を守ります。

施策の指標

No.	指標	現状値	目標値など	担当課
14	街並みの美しさに関する満足度 (環境に関する市民アンケート)	令和4年度	令和12年度	環境保全課
		23.8%	現況値より増加	
15	不法投棄監視パトロールの 実施回数(年間)	令和4年度	令和12年度	環境保全課
		6回	12回 [※]	

※目標値は第2次宮若市総合計画後期基本計画と合わせていますので、令和9年度の総合計画改定時に目標値の見直しを行います。

(2) 歴史及び文化の保存及び継承

現状と課題

本市には、指定文化財や寺社、石炭記念館などの歴史的・文化的資源がありますが、市民が歴史や文化とふれあうことは少ないようです。地域の歴史的・文化的資源を守り、伝えていく取り組みが求められています。

○歴史・文化の現状

市内には、装飾古墳として有名な国指定史跡である竹原古墳をはじめ、県指定史跡の損ヶ熊古墳や市指定の清水寺のビヤクシンなど、国指定1件、県指定7件、市指定16件の指定文化財があります。

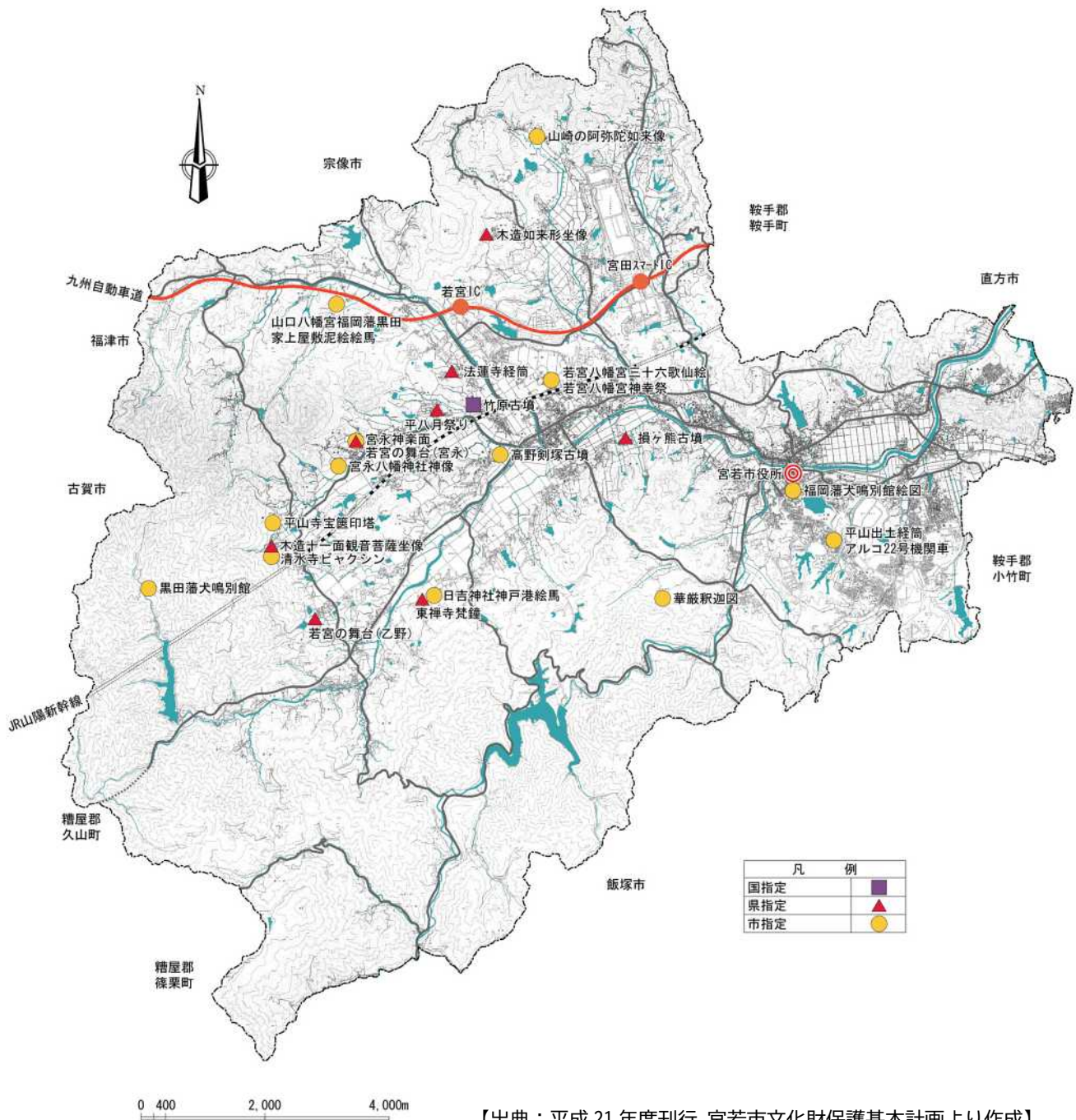


〔国指定史跡 竹原古墳奥壁壁画〕

また、靈驗寺（釘抜地藏尊）や天照宮、若宮八幡宮、清水寺など古からの歴史・文化を感じられる資源や、近代化遺産として明治17年に石炭採掘が開始されて以来、明治・大正・昭和のほぼ1世紀にわたり大規模なエネルギー供給地であった宮田地区の石炭産業を紹介する石炭記念館があります。

令和4年4月には、宮若の歴史や文化を伝えていくための施設として、旧若宮西小学校をリノベーションした宮若市文化財収蔵・展示・交流センター「宮若トレッジ」がオープンしました。現在まで地域で守り伝えられた貴重な文化財を、様々な社会変化の中でいかに保存し次世代に引き継いでいくかが課題となっています。

◆宮若市主要な文化財マップ

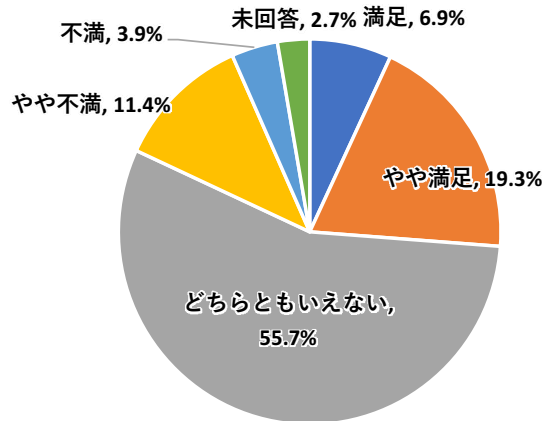


【出典：平成21年度刊行 宮若市文化財保護基本計画より作成】

○市民アンケート結果

「歴史、文化財の保存や活用」に満足していると回答している市民の割合は 26.2%ですが、どちらともいえないと回答している市民が過半数を超えていることから、歴史、文化財についての関心の低さがうかがわれます。今後も地域の歴史・文化を守り伝えていくとともに、観光資源などとして活用していく必要があります。

◆歴史、文化財の保存や活用に関する満足度



歴史や文化が保存・継承されると、どのように私たちの健康に役立つのか

- ・自分が住んでいるまちの歴史を知っていくにつれ、住んでいるまちの新たな一面を知ることができ、まちに対する愛着や誇りが生まれます。

施策の基本的方針の達成のために

地域の歴史・文化資源を知る・学ぶ取り組みを普及するとともに、それらを守り・活かす取り組みを進めていきます。

それぞれの取り組み

●歴史的・文化的資源の保存・活用

市は

- ・宮若市文化財保護基本計画に基づき、竹原古墳や百塚古墳群、古社寺、中世山城跡や近世居館跡、近代化遺産などについて、文化財収蔵・展示・交流センター（宮若トレッジ）を活用することで、本市固有の歴史・文化財の保存継承に取り組みます。【社会教育課】
- ・住んでいるまちに愛着を感じてもらうため、宮若歴史フェスなどのイベントを開催し、身近にある地域の文化財にふれあう機会を設けます。【社会教育課】

地域は

- ・郷土の伝統行事や祭などを大切に伝えていくため、地域の行事や保全活動などに積極的に参加・協力します。

家庭は

- ・地域の歴史・文化資源に対する意識と理解を深め、地域の行事や保全活動などに参加・協力します。

学校は

- ・郷土の伝統行事や祭、歴史・文化資源について、学習のテーマとして取り上げます。

市民団体は

- ・地域の歴史・文化資源に対する意識と理解を深めるため、体験会や見学会などのイベントを企画し、周囲に参加を呼びかけます。

事業者は

- ・埋蔵文化財包蔵地における開発や建築などに際しては、市の助言や指導に基づき、適正な保護又は発掘調査を実施します。

いますぐにできること

- ・宮若トレッジに訪問し、市史を学びます。
- ・竹原古墳や石炭記念館などの歴史や文化を学べる施設を訪れます。

施策の指標

No.	指標	現状値	目標値など	担当課
16	歴史、文化財の保存や活用に関する満足度 (環境に関する市民アンケート)	令和4年度	令和12年度	環境保全課
		26.2%	現状値より増加	
17	宮若トレッジ来館者数	令和4年度	令和12年度	社会教育課
		4,238人	4,000人*	

※目標値は第2次宮若市総合計画後期基本計画と合わせていますので、令和9年度の総合計画改定時に目標値の見直しを行います。



〔宮若トレッジ〕

4 地域で取り組む地球温暖化対策の推進 【地球環境】

関連するSDGs



(1) 地球温暖化の緩和

1) 脱炭素の推進

現状と課題

私たちの日常生活や事業活動に伴う温室効果ガスの増加が地球温暖化をもたらし、様々な悪影響が及ぶと予測されています。また、東日本大震災を契機として省エネルギー対策や再生可能エネルギー利用の重要性が高まっています。

本市の市民や事業所は省エネルギーに関する意欲が高いため、これを活かして温室効果ガスの排出削減に取り組み、地域から地球温暖化防止に貢献していく必要があります。

○地球温暖化の現状

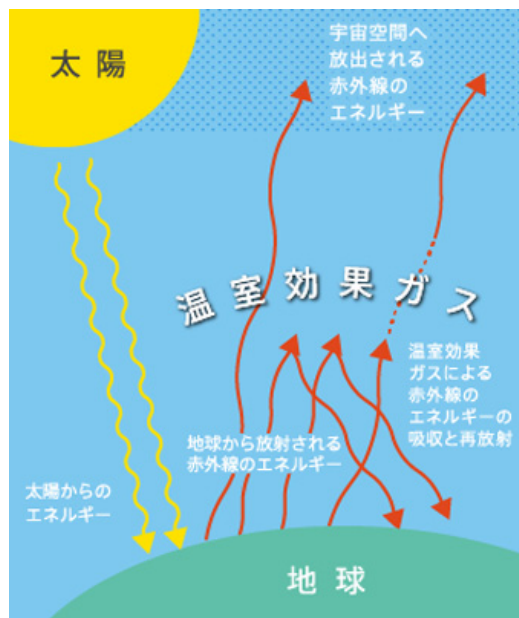
地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さからみて、人類の生存基盤に関わる最も重要な環境問題の一つです。

2023年3月に公表されたIPCC第6次評価報告書によると、気候変動の原因が人間の影響であることに疑う余地がないことが明記され、この10年間にすべての部門で急速かつ大幅な緩和（温室効果ガス排出量の削減）と、加速化された適応の行動が必要であるとされています。

地球温暖化がこのまま進行して気温の上昇が3℃を超えると、陸上の生態系に甚大な影響や被害が及ぶと考えられています。気温上昇を1.5℃の水準に抑えるためには、2050年までに二酸化炭素などの温室効果ガス排出量を正味ゼロとする必要があります。

政府は2050年までにカーボンニュートラルを達成することを宣言しており、本市ではこれらの状況を踏まえ、令和4年6月に「ゼロカーボンシティ」をめざすことを宣言しました。「2050年までに二酸化炭素の排出量実質ゼロ」という目標を掲げ、脱炭素社会の実現を目指します。

◆温室効果のメカニズム



【出典：環境省】

○省エネルギー対策の状況

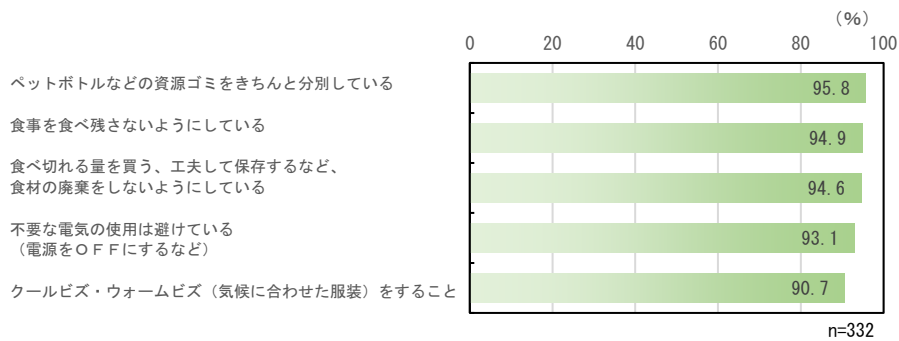
本市では、省エネルギー機器や再生可能エネルギー⁴⁴設備に対する導入時にかかった経費の一部を補助金として交付する制度の創設を検討します。

また、宮若市公共施設等総合管理計画や宮若市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）⁴⁵をもとに市有施設の省エネルギー化に取り組んでいます。併せて、日頃の業務においても環境に配慮した行動を心がけ、消費エネルギーの削減に取り組んでいます。

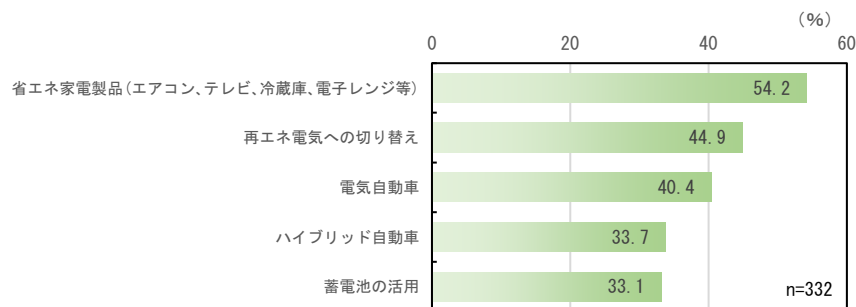
○市民アンケート結果

資源ごみの分別や食品ロス、節電、クールビズやウォームビズなど、90%以上の市民が取り組んでおり、これらの環境に配慮した行動が市民に着実に根付いていることがわかります。また、省エネにつながる新たな設備は、補助があれば導入のきっかけになると回答した市民が多くみられ、「省エネ家電製品」への導入以降は過半数を超えました。電気自動車の導入意向も高く、これらは価格や補助制度などの条件がそろえば普及が進む可能性があります。市民の意識の高さを活かして省エネの取り組みを進めていく必要があります。

◆よく実施されている取り組み（19項目中、上位5つ）



◆条件を整えば導入したい設備



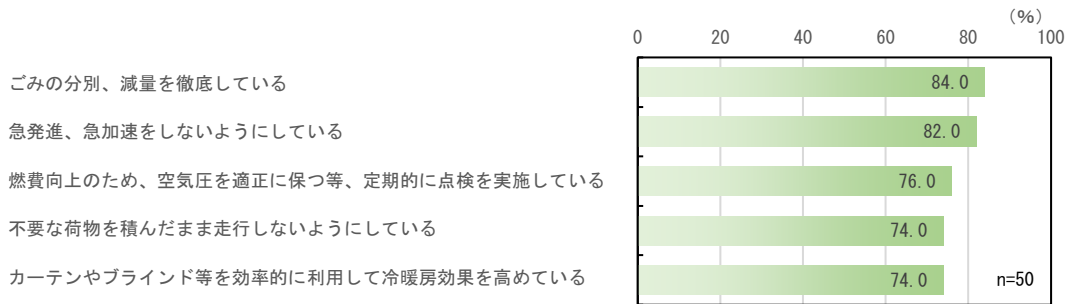
⁴⁴ 太陽光、風力、水力、地熱、太陽熱、バイオマスなど永続的に利用することができる再生可能なエネルギー源を利用することにより生じるエネルギーの総称。

⁴⁵ 地方公共団体が地球温暖化対策計画に即して、地方公共団体の事務事業に伴う温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化のための措置に関する計画であって、計画期間に達成すべき目標を設定し、その目標を達成するために実施する措置の内容等を定める計画。

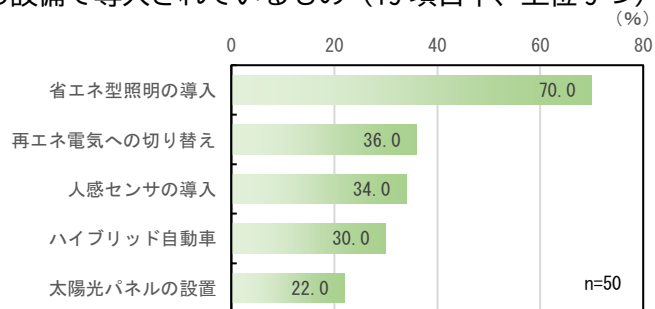
○事業所アンケート結果

7割を超える事業所が「カーテンやブラインドの利用による冷暖房効果の向上」や「急発進、急加速をしない」、「タイヤの空気圧を適正に保つ」、「不要な荷物を積んだままにしない」などの「エコドライブ」に取り組んでいます。また7割の事業所が「省エネ型照明を導入」しており、「再エネ電気への切り替え」や「人感センサーの導入」を実施している事業所も3割を占めていることから、事業者に環境配慮の意識が着実に根付いてきていることがわかります。事業者の意識の高さを活かして省エネの取り組みを進めていく必要があります。

◆よく取り組まれているもの（34項目中、上位5つ）



◆地球温暖化対策に関わる設備で導入されているもの（15項目中、上位5つ）



脱炭素が推進されると、どのように私たちの健康に役立つのか

- ・地球温暖化の進行が緩やかになるため、夏季の熱中症や短時間強雨による洪水及び土砂災害のリスクが減少します。

施策の基本的方針の達成のために

市・事業者・市民・市民団体・学校のそれぞれが協力して、省エネルギー対策を進めるとともに、再生可能エネルギーの利用を進めていきます。

それぞれの取り組み

●脱炭素の推進

市は

- ・計画的に市域の脱炭素を推進するため、「宮若市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定します。【環境保全課】
- ・再生可能エネルギー設備などの導入に対する補助制度の創設を検討します。【環境保全課】
- ・第2次宮若市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、市が行う事務及び事業から発生する温室効果ガスの排出削減を進めます。【環境保全課、関係各課】
- ・打ち水など、身近な省エネ・節電運動に取り組みます。【環境保全課】
- ・市のホームページや広報などで、節電などの温室効果ガス排出削減につながる取り組みを紹介し、市民・事業者の温室効果ガス排出抑制対策を促進します。【環境保全課】
- ・福岡県地球温暖化防止活動推進センターや市民団体と協力して、地球温暖化に関する情報提供や啓発活動を進めていきます。【環境保全課】

家庭は

- ・家電製品は、こまめなスイッチオフや待機時消費電力の削減により、不要な電気を使わないようにします。
- ・照明器具は、LED照明など高効率照明への取り替えに努めます。
- ・アイドリングストップやふんわりアクセル、早めのアクセルオフなどのエコドライブを実践します。
- ・自宅の電気を再生可能エネルギーで発電した電気に契約変更します。
- ・太陽光発電設備や太陽熱温水器、蓄電池などを導入します。
- ・住宅の新築や改築を行う際はZEH⁴⁶とします。

学校は

- ・地球温暖化問題や二酸化炭素の影響について、環境学習のテーマとして取り扱います。
（福岡県環境教育副読本「みんなの環境」 令和4年度版 27ページ）

市民団体は

- ・地球温暖化に関するセミナーやイベントを企画し、周囲に参加を呼びかけます。

事業者は

- ・クールビズ・ウォームビズを取り入れ、エアコンの適温管理に努めます。
- ・コピー機などのOA機器は、昼休みなど長時間使わない際はこまめに電源を切ります。
- ・過剰な店舗照明は見直し、節電に努めます。
- ・省エネ機器の導入や社用車を電気自動車などの次世代自動車に更新します。

いますぐにできること

- ・ゼロカーボンアクション30やデコ活に取り組みます（コラム参照）。

⁴⁶ 住宅の高断熱化、高効率設備による省エネルギーで消費エネルギーを減らし、太陽光パネルにより電気エネルギーを作ることで、年間の住宅のエネルギー消費量が正味でゼロとなる住宅。

施策の指標

No.	指標	現状値	目標値など	担当課
18	市域の総温室効果ガス排出量	平成 25 年度	令和 12 年度	環境保全課
		2,263 千 t-CO ₂ *	現状値より 46%削減	

※ 自治体排出量カルテより引用。国の地球温暖化対策実行計画の基準年度が平成 25 年度のため、現状値は平成 25 年度における排出量としました。

コラム1

“ゼロカーボンアクション 30” って何？

地球温暖化問題への対応は、国や自治体の活動だけでどうにかできるものではありません。わたしたち一人ひとりが、地球と環境に配慮した行動を取っていく必要があります。

環境省は、私たちができる脱炭素社会へ向けた行動「ゼロカーボンアクション 30」を紹介しています。これらのアクションは、二酸化炭素の排出量を減らせることに加えて、家計費の節約になるなど、様々なメリットがあります。

環境省の特設ホームページでは、様々なアクションのほか、脱炭素の取り組みなどが紹介されています。右の QR コードをスマートフォンのカメラで読み取ってみてください。地球にも家計にも優しいアクションを始めてみてはいかがでしょうか。



脱炭素社会の実現には、一人ひとりのライフスタイルの転換が重要です。
「ゼロカーボンアクション30」にできるところから取り組んでみましょう！

<p>エネルギーを節約・転換しよう！</p> <ol style="list-style-type: none"> 再エネ電気への切り替え クールビズ・ウォームビズ 節電 節水 省エネ家電の導入 宅配サービスをできるだけ回で受け取ろう 消費エネルギーの見える化 	<p>太陽光パネル付き・省エネ住宅に住もう！</p> <ol style="list-style-type: none"> 太陽光パネルの設置 ZEH（ゼッチ） 省エネルギーフォーム 窓や壁等の断熱リフォーム 蓄電池（車載の蓄電池） ・省エネ給湯器の導入・設置 暮らしに木を取り入れる 分譲も賃貸も省エネ物件を選択 働き方の工夫 	<p>CO2の少ない交通手段を選ぼう！</p> <ol style="list-style-type: none"> スマートムーブ ゼロカーボン・ドライブ 	<p>食ロスをなくそう！</p> <ol style="list-style-type: none"> 食事を食べ残さない 食材の買い物や保存等での食品ロス削減の工夫 旬の食材、地元の食材でつくった菜食を取り入れた健康な食生活 自宅でコンポスト
<p>環境保全活動に積極的に参加しよう！</p> <ol style="list-style-type: none"> 植林やゴミ拾い等の活動 	<p>CO2の少ない製品・サービス等を選ぼう！</p> <ol style="list-style-type: none"> 脱炭素型の製品・サービスの選択 個人のESG投資 	<p>3R（リデュース、リユース、リサイクル）</p> <ol style="list-style-type: none"> 使い捨てプラスチックの使用をなるべく減らす。マイバッグ、マイボトル等を使う 修理や修繕をする フリマ・シェアリング ゴミの分別処理 	<p>サステナブルなファッションを！</p> <ol style="list-style-type: none"> 今持っている服を長く大切に着る 長く着られる服をじっくり選ぶ 環境に配慮した服を選ぶ

【出典：環境省】

コラム2

“デコ活”を知っていますか？

～脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動～

2050年カーボンニュートラル及び2030年度削減目標の実現に向けて、日々の暮らしでの大幅なCO₂削減が求められています。環境省は、国民・消費者の行動変容、ライフスタイル変革を強力に後押しするため、新しい国民運動「デコ活（脱炭素につながる新しい豊かな暮らしを創る国民運動）」を展開し、具体的なアクションを提案しています。

デコ活は、自治体・企業・団体等の参加の下、脱炭素化による豊かな暮らし創りに向けた取り組みを展開し、新たな消費・行動の喚起を行います。加えて、国内外での脱炭素型の製品・サービスの需要創出にもつなげることも実現していきます。

本運動は、次の4つの切り口で国、自治体、企業、団体、消費者等の取り組みを結集し、国民・消費者の脱炭素につながる新しい豊かな暮らし創りを後押ししています。

1. デジタルも駆使した、多様で快適な働き方・暮らし方の後押し（テレワーク、地方移住、ワーケーションなど）
2. 脱炭素につながる新たな豊かな暮らしを支える製品・サービスの提供・提案
3. インセンティブや効果的な情報発信（気づき、ナッジ。消費者からの発信も含め）を通じた行動変容の後押し
4. 地域独自の（気候、文化等に応じた）暮らし方の提案、支援



【出典：環境省】

2) 温室効果ガス吸収源の確保

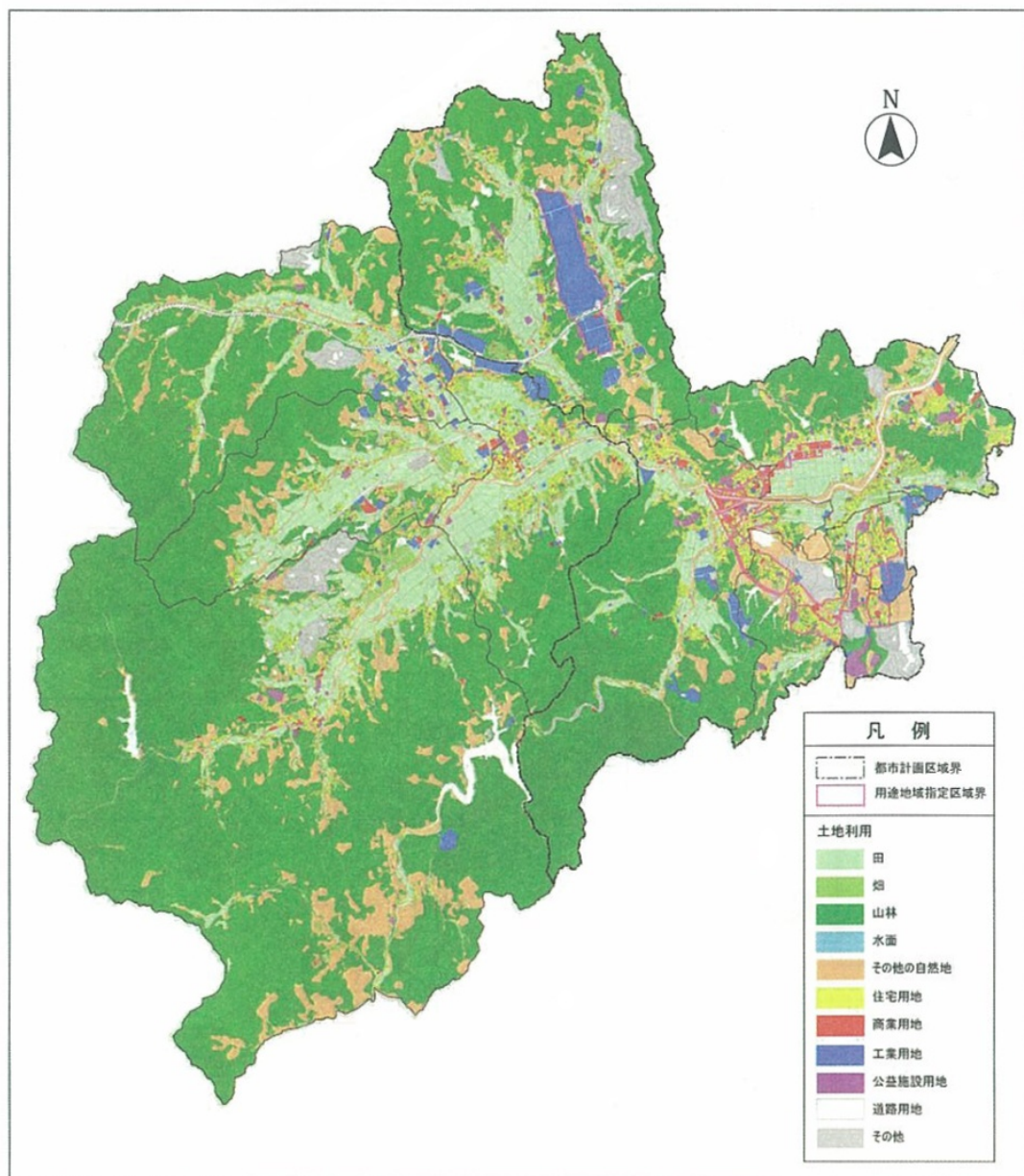
現状と課題

本市には森林が多いものの、長期間手入れがされず放置される森林が増えています。森林の温室効果ガス吸収機能を高めるため、森林を適切に管理する必要があります。

○森林の保全・再生による二酸化炭素吸収源確保の重要性

本市の土地利用状況を見ると、森林が多いことがわかります。一方で、管理が行き届いておらず、森林の荒廃や竹林の繁茂などの問題もあります。しかしながら、適切な管理を行うことで温室効果ガス吸収源としての機能を発揮することが期待できます。

◆土地利用現況



【出典：宮若市都市計画マスタープラン（平成23年3月）】

温室効果ガス吸収源が確保されると、どのように私たちの健康に役立つのか

- ・森林の整備が進み、竹林が適切に管理されることから、道路沿いの放置林・竹林が整備され、快適な住環境が創出されます。
- ・地球温暖化の進行が緩やかになるため、夏季の熱中症や短時間強雨による洪水及び土砂災害のリスクが減少します。

施策の基本的方針の達成のために

適切な維持管理など、森林の保全・再生による温室効果ガス吸収源の確保を進めていきます。

それぞれの取り組み

●森林の保全・再生による二酸化炭素吸収源の確保

市は

- ・県の森林環境税を原資とする福岡県荒廃森林整備事業により、荒廃森林の現況調査及び間伐等を実施し、荒廃森林の再生に努め、森林整備を進めることで、二酸化炭素吸収能力の向上を図ります。

【農政課】

地域は

- ・地域で管理する森林の間伐や植林・育林を進めます。

家庭は

- ・所有する森林の間伐や植林・育林を進めます。

事業者は

- ・林業者は適正な間伐など、森林の保護・育成・管理を進めます。

いますぐにできること

- ・所有する森林を適切に管理します。

(2) 地球温暖化への適応

現状と課題

最も厳しい温室効果ガス削減の努力を行っても、今後数十年間は気候変動の影響は避けられず、本市においても熱中症の増加、いわゆるゲリラ豪雨による土砂災害や浸水被害、高温による農作物への被害などが懸念されています。したがって、本市の地域の特性に応じた地球温暖化への適応を進めていく必要があります。

○地球温暖化への適応⁴⁷の必要性

IPCC の第 6 次評価報告書によると、地球温暖化の進行に伴い今後も極端な高温や大雨等が起きるリスクが増加すること、今世紀半ばまで気温は上昇し続けるとされており、地球温暖化への適応を進めていく必要があります。

特に、九州・沖縄地方においては、気温上昇による熱中症や感染症のリスクが高まる、畜産や農作物の品質が低下する、豪雨の増加に伴う洪水被害、南方系の種による在来種の生息環境が悪化するなど、地球温暖化の影響が発現あるいは懸念されています。そこで、九州・沖縄地方の気候変動適応のため、気候変動適応法（平成 30 年法律第 50 号）第 14 条第 1 項に基づく「気候変動適応九州・沖縄広域協議会」が設置され、令和 5 年 3 月には「気候変動適応における広域アクションプラン」が策定されました。同協議会では、行政機関や専門家による地球温暖化への適応策に関する検討・情報発信を進めています。

○宮若市における地球温暖化への適応状況

本市においても、夏季の気温上昇による熱中症のリスクの増加が懸念されるとともに、短期間に降る豪雨の増加による土砂災害や浸水被害も懸念されます。治山・治水・砂防対策の充実による災害に強い基盤づくりの重要性が高まっています。

地球温暖化への適応策が推進されると、どのように私たちの健康に役立つのか

- ・熱中症にならないようにする方法や熱中症になった時の対処方法が市民に根付いているため、熱中症による死亡リスクを軽減できます。
- ・土砂災害に備えハザードマップや避難場所が整備されているほか、日頃からの避難訓練により、災害時には円滑に避難行動に移れます。
- ・市による避難指示が市民全員に行き届くようになっているため、適切なタイミングで避難を開始できます。

施策の基本的方針の達成のために

国の動向などを踏まえながら、地球温暖化の影響に適応するための本市の取り組みを検討・実施していきます。

⁴⁷ 気温の上昇、大雨の増加など、変化する気候のもとで悪影響を最小限に抑えるための対策を講じることを『適応』といいます。気候変動を抑えるためには、カーボンニュートラルなどによる『緩和』が最も必要かつ重要な対策ですが、緩和の効果が現れるには長い時間がかかるため、最大限の排出削減努力を行っても、ある程度の気候変動は避けられません。そのため、『緩和』と『適応』を両輪とした取り組みが重要とされています。

それぞれの取り組み

●地球温暖化適応策の検討・実施

市は

- ・国や県の調査研究動向や「気候変動適応における広域アクションプラン 九州・沖縄地域」の内容を踏まえながら、地球温暖化への適応の視点を施策に取り込み、本市の地域特性を踏まえた地球温暖化適応策を検討します。【環境保全課】

地域は

- ・夏季の暑い日には、地域で打ち水を行います。

家庭は

- ・夏季の暑い日にはお風呂の水などを貯めておき、打ち水に使用します。
- ・グリーンカーテンに取り組みます。
- ・熱中症にならないよう適切に冷房を使用します。
- ・災害時に備え、常日頃から避難経路を確認するとともに、避難グッズを準備します。
- ・水不足にならないよう普段から節水を心がけます。

学校は

- ・夏季の暑い日には屋外での活動を避けます。
- ・地球温暖化への適応について、環境学習のテーマに取り上げます。
(福岡県環境教育副読本「みんなの環境」 令和4年度版 33ページ)

市民団体は

- ・夏季の暑い日に「打ち水大作戦」などのイベントを企画し、周囲に参加を促します。

事業者は

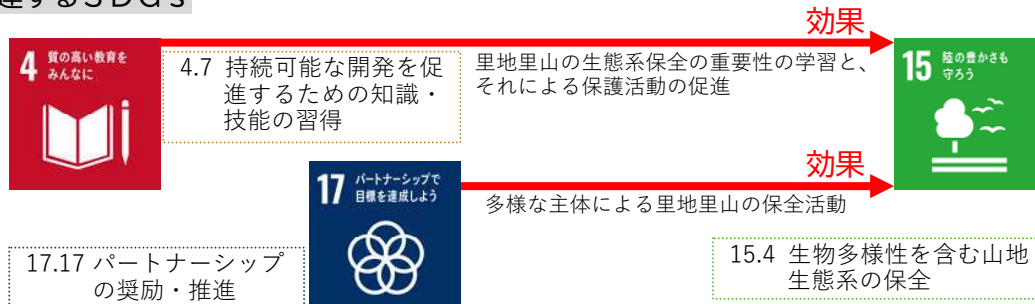
- ・地球温暖化の影響を視野に入れて、事業の適応を図ります。

いますぐにできること

- ・冷房を適切に使用し、熱中症の予防に努めます。
- ・ハザードマップと避難場所、避難経路を確認します。
- ・災害に備え、避難グッズや食料や水備蓄を準備します。

5 すべての主体の参加による環境保全活動の推進【環境保全活動】

関連するSDGs



(1) ワンヘルスと環境教育・学習の推進

現状と課題

市民アンケート結果によると、ワンヘルスの認知度は7割以上の市民が「知らなかった」と回答しており、まずはワンヘルスの認知度の向上が重要と考えられます。また、市民・事業者は、環境問題や市の取り組み状況、環境に配慮した取り組みの方法に関する情報を求めています。よりよい地域環境づくりを進めていくためには、環境教育・学習を推進して環境問題を“自分事”として捉えられるよう市民や事業者の環境意識を高め、環境に配慮した行動へとつなげていくことが求められています。

○環境教育・学習の現状

市内の小学校では、校内で資源回収や花の苗を植えるなどの活動や身近な水に関する学習活動、ごみ処理施設見学などの環境学習を行っています。

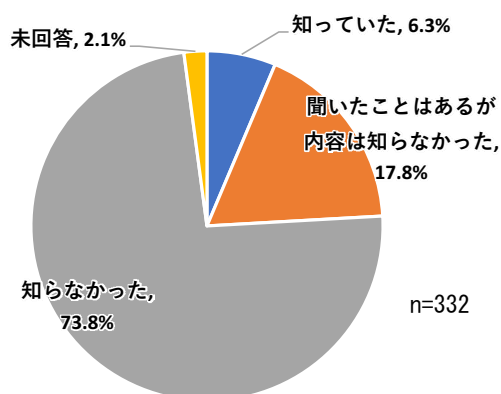
市民に対しては、広報などで不法投棄や野焼きの防止について周知を行うとともに、市のホームページに環境に関する情報を掲載し、啓発を行っています。

○市民アンケート結果

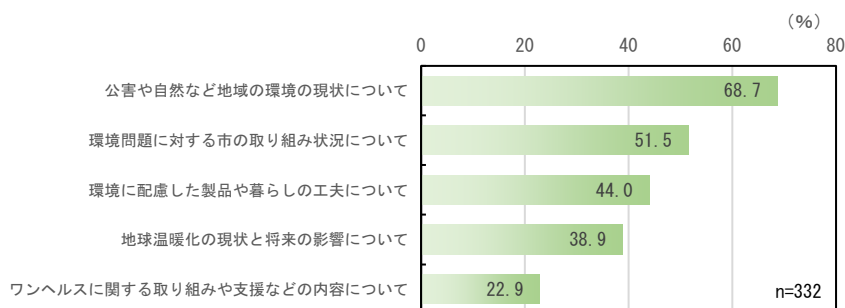
ワンヘルスの認知度について、7割以上の市民が「知らなかった」と回答しており、「知っていた」と回答した市民は全体の1割未満でした。また、「環境に関するイベント等の情報の入手のしやすさ」について、満足度は高くないものの、重要度も低いことから、市民の関心の低さがうかがわれます(23ページ参照)。

一方で、望まれている環境情報として「公害や自然など地域の環境の現状について」や「環境問題に対する市の取り組み状況について」などが多くの市民に求められています。今後は、環境に関する情報にアクセスできる環境を整えながら、ワンヘルスや環境イベントなどの情報を発信し、市民・事業者の環境意識を高めていくことが重要です。

◆ワンヘルスの認知度



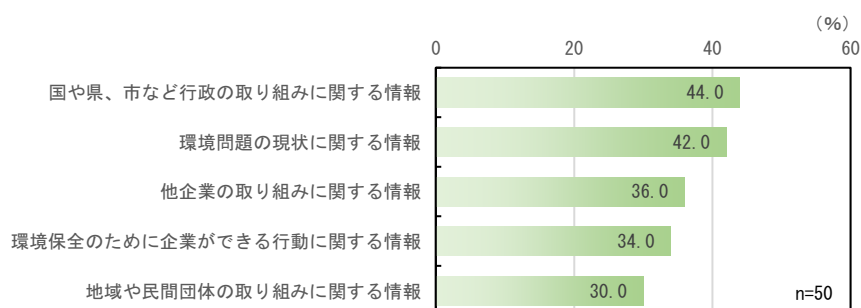
◆望まれている環境情報（7項目中、上位5つ）



○事業所アンケート結果

提供を求める情報としては、「国や県、市など行政の取り組み」や「環境問題の現状」、「他企業の取り組み」などが多く挙げられており、事業者の環境保全活動を促すための情報提供が課題です。

◆提供を望む環境情報（8項目中、上位5つ）



ワンヘルスや環境教育・学習が推進されると、どのように私たちの健康に役立つのか

- ・環境について詳しく学ぶことで、「どうして油を排水口に流してはいけないか」など環境汚染の発生要因が理解できるため、日常生活の中で環境に配慮した行動をとれるようになり、周囲の環境が良くなります。
- ・地域の環境の現状や課題を知ること、土砂災害などの発生時に危険な場所を回避したり適切な避難行動がとれるようになっていきます。

施策の基本的方針の達成のために

年齢層に応じた環境教育や環境に関する啓発活動により、市民の環境意識向上を図っていきます。

それぞれの取り組み

●学校教育における環境教育・学習の充実

市は

- ・子どもたちへの環境教育を推進し、環境保全に対するモラルの醸成を図ります。

【環境保全課 学校教育課】

地域は

- ・保育所や幼稚園、小・中学校が進める環境教育に協力します。

家庭は

- ・子どもが学校で学んできた環境教育の内容を、子どもから聞き、家庭で話し合います。

学校は

- ・福岡県環境教育副読本「みんなの環境」を参考に、子どもたちに対して環境教育を進めます。

市民団体は

- ・自分たちが活動している環境分野について、知識や技能を活かし、保育所や幼稚園、小・中学校が進める環境教育に協力します。

事業者は

- ・自社の有する知識や技能などを活かし、保育所や幼稚園、小・中学校が進める環境教育に協力します。

いますぐにできること

- ・子どもが学校で学んできたことを家庭で話し合います。
- ・学校での環境教育に協力します。

●市民・事業者の環境意識の向上

市は

- ・ワンヘルスのことを市民に普及するため、ふるさと祭等のイベントやホームページ、広報にてワンヘルスの普及活動を行います。【環境保全課 農政課 健康福祉課】
- ・出前講座などの環境保全に対する様々な学習機会を通じて、市民の環境保全に対する意識を高めていきます。【環境保全課 まちづくり推進課 社会教育課】
- ・市の広報やホームページなどを通して環境情報の提供を進めていきます。【環境保全課】

地域は

- ・地域で環境について学ぶ機会を創ります。

家庭は

- ・環境に対する知識と関心を高め、環境活動に取り組みます。
- ・市や市民団体などが主催する環境教育や環境学習に積極的に参加します。

学校は

- ・学校の環境教育で学んだことを家庭に還元できるよう工夫します。

市民団体は

- ・団体の有する知識や技能などを活かし、出前講座に講師として参加・協力します。
- ・環境について学ぶことができるイベントを企画し、周囲に参加を呼びかけます。

事業者は

- ・自社の有する知識や技能などを活かし、出前講座に講師として参加・協力します。
- ・従業員の環境教育を実施し、環境関連の研修会などへの参加を奨励します。
- ・自社の有する環境関連のデータや保全技術などの情報を提供します。

いますぐにできること

- ・市や市民団体の環境教育や環境学習のイベントに積極的に参加します。
- ・市のホームページや広報に掲載されている環境情報を読みます。
- ・下のQRコードにアクセスし、ワンヘルスについて学習します。

○ワンヘルス教育啓発資料（高校生）

【出典：福岡県教育委員会】



○ワンヘルスの取り組み一副読本一

【出典：福岡県教育委員会】



施策の指標

No.	指標	現状値	目標値など	担当課
19	ワンヘルスの認知度	令和4年度	令和12年度	環境保全課 農政課 健康福祉課
		6.3%	70%	
20	環境教育及び啓発活動の実施件数（年間）	令和4年度	令和12年度	環境保全課
		4件	9件※	

※目標値は第2次宮若市総合計画後期基本計画と合わせていますので、令和9年度の総合計画改定時に目標値の見直しを行います。



〔筑豊地区統一行動「打ち水大作戦 2023」〕

(2) 環境保全活動の促進

現状と課題

地域の環境保全活動に対して関心のある市民や事業者は、熱心に環境保全活動に取り組んでいますが、関心のない市民や事業者も多く、こうした活動が地域全体には広がっていません。

したがって、環境保全活動についての啓発や活動のネットワーク化を図り、良好な地域環境づくりを進める必要があります。

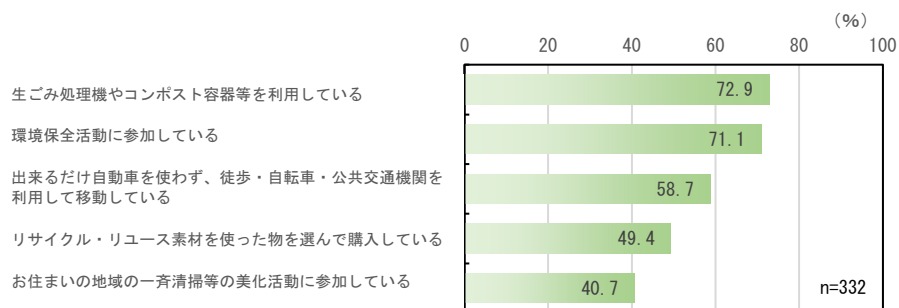
○地域における環境保全活動の状況

本市では、市内一斉清掃などを通じて地域の環境保全活動を推進しています。また、住民団体・ボランティア団体・企業・県などと連携を図りながら、ゴミゼロ河川清掃や、環境クリーン作戦などの環境美化活動や道路愛護などの景観保全活動に取り組んでいます。

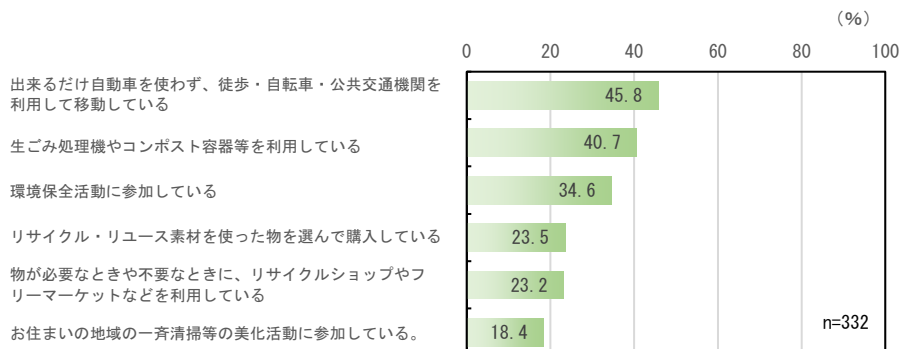
○市民アンケート結果

7割以上の市民が「環境保全活動に参加していない」と回答しており、「地域の一斉清掃等の美化活動」についても4割の市民が参加していない。今後の意向についても、3割以上の市民が「環境保全活動」に対する参加意欲が低く、今後は情報発信などを通じた市民の環境意識の形成を進めていく必要があります。

◆現在、あまり取り組まれていない環境保全活動（19項目中、上位5つ）



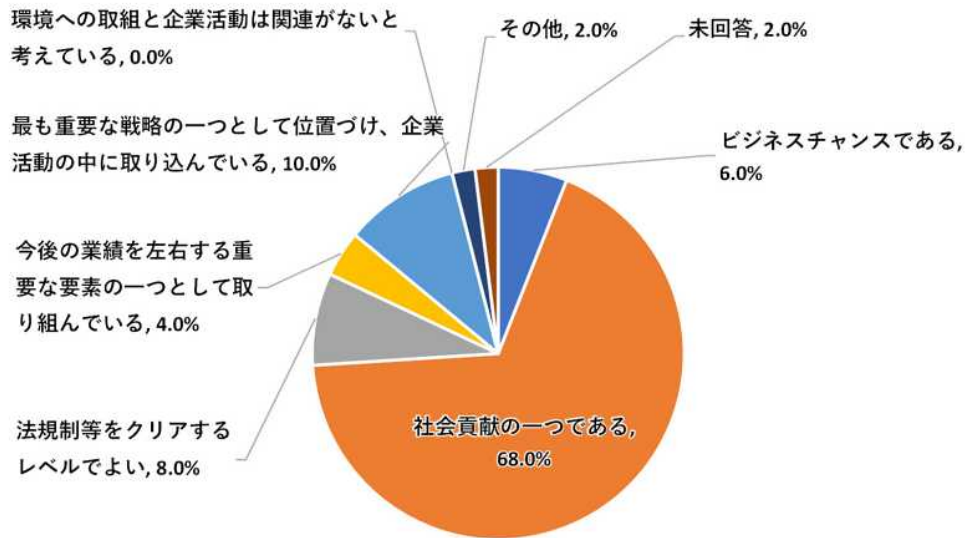
◆今後、取り組む意向が低い環境保全活動（19項目中、上位6つ）



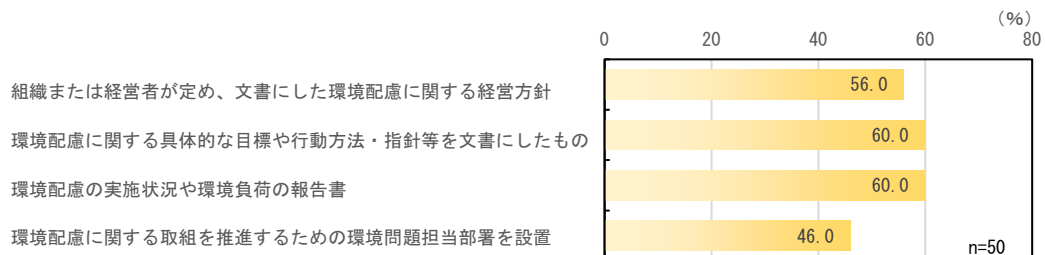
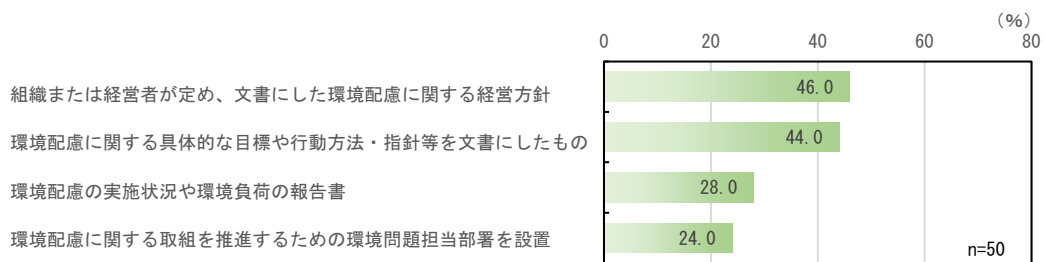
○事業所アンケート結果

7割に近い事業所が、環境保全対策は「社会貢献の一つである」と回答しており、ビジネスチャンスととらえる事業所もあります。また、4割以上の事業所が「環境配慮に関する経営方針」や「目標・行動方法・指針」を作成していますが、これらの項目の実施率は前計画における調査時よりも低下しています。今後は、環境保全対策への意識の高さを活かし、環境に配慮した経営のための指針や環境づくりに取り組む必要があります。

◆環境保全対策と企業活動のあり方



◆環境配慮に関する計画や組織の状況（上：令和4年度、下：平成25年度）



環境保全活動が推進されると、どのように私たちの健康に役立つのか

- ・地域清掃などにより地域の住環境が改善されるため、より住みよいまちになります。

施策の基本的方針の達成のために

市民や事業者と連携し、地域における環境保全活動を推進していきます。また、環境保全活動のネットワーク化を図り、良好な地域環境づくりを進めていきます。

それぞれの取り組み

●地域における環境保全活動の充実

市は

- ・地域の自治組織、NPO、事業者、学校などあらゆる主体が連携し、協働で取り組む地域の環境保全活動を推進します。【環境保全課】
- ・環境衛生連合会による環境保全活動の充実を図ります。【環境保全課】
- ・道路愛護活動に対して、資材を提供するなどの支援を行います。【土木建設課】

地域は

- ・環境クリーン作戦や道路愛護活動などの環境保全活動に参加・協力します。

家庭は

- ・休日にはごみ拾いなどの環境保全活動に参加・協力します。

市民団体は

- ・環境保全についてのイベントを企画し、周囲に参加を呼びかけます。

事業者は

- ・環境クリーン作戦や道路愛護活動などの環境保全活動に参加・協力します。

いますぐにできること

- ・市や市民団体が主催する環境保全活動のイベントに参加します。

施策の指標

No.	指標	現状値	目標値など	担当課
21	環境保全活動の参加者数	令和4年度	令和12年度	環境保全課
		521人	2,100人*	

※目標値は第2次宮若市総合計画後期基本計画と合わせていますので、令和9年度の総合計画改定時に目標値の見直しを行います。



〔環境クリーン作戦〕

6 重点的に取り組む施策

IV章「施策の展開」では、目指すべき環境像を実現するために、市・地域・家庭・学校・市民団体・事業者が日常生活や事業活動における環境に配慮すべき基本的な取り組みを示しました。

示した取り組みを具体的な行動として取り組むためには、環境問題がどこか遠くで起こっている“他人事”ではなく、環境問題が自分たちの生活を脅かし、解決することが健康的でよりよい暮らしにつながるという“自分事”として捉えていくことが重要です。

本計画では、環境啓発活動の一環として「地域における環境保全活動の充実」、「水質保全対策の推進」、「ごみ減量化の推進」、「脱炭素の推進」の4つを重点的に取り組む施策として位置付けます。

1 地域における環境保全活動の充実

協働と参画を促すために、楽しくなるような工夫やプログラムを体験の中から協働で考え、経験を積み重ねることで、自発的な行動の継続を促していきます。継続した取り組みが身近な周囲への啓発につながり、環境活動の広がりを図ります。

- ・地域の自治組織、NPO、事業者、学校などあらゆる主体が連携し、協働で取り組む地域の環境保全活動を推進します。

2 水質保全対策の推進

市民アンケートで「水のおいしさ」の満足度は最も高い値を示していますが、「川の水のきれいさ」の不満度は高いものでした。水の循環を健全な状態で保つためにも川の水質保全を推進します。

- ・身近な河川の水質や生き物調査などを通して、川の水に対する関心を促します。
- ・生活排水から油を流さない工夫や洗剤の適正な利用について、啓発活動に取り組みます。

3 ごみ減量化の推進

生ごみには、水分が多く含まれており、乾燥させて処理するのにコストがかかっています。水切りや堆肥化を行い生ごみの減量を行うことで、乾燥させるためのエネルギーを削減することができます。また、捨てていたごみは、分別することで資源となり、ごみそのものを少なくすることができます。

- ・ダンボールコンポストの講習会を開催します。
- ・継続して資源回収に取り組むとともに、回収物の種類を増やします。
- ・地域での新聞や雑誌などの古紙の集団回収を支援し、ごみの減量を図ります。

4 脱炭素の推進

地球温暖化問題への対策は全世界が一体となって取り組んでいかなければいけない緊急の課題です。地球温暖化の原因とされている二酸化炭素の排出を抑制するためには、排出要因である石炭や石油などの化石燃料の使用量を減らし、太陽光発電や水力発電などの再生可能エネルギーを活用していく必要があります。

本市は、令和 4 年 8 月に「ゼロカーボンシティ」を宣言するとともに、環境省による先行的なモデル事例として「脱炭素先行地域」にも選定されています。このような背景を踏まえ、本市では「2050 年二酸化炭素の排出量実質ゼロ」を目指した取り組みを進めていきます。

- ・太陽光発電設備拡充のための補助・助成制度を検討します。
- ・市有施設における省エネルギー設備や再生可能エネルギー施設の導入を進めます。
- ・森林を適切に管理することで、二酸化炭素の吸収源を確保します。

7 複数の施策にまたがって取り組む重点項目

I ワンヘルスの推進

本市は、令和4年5月に「宮若市ワンヘルス推進宣言」を表明しており、ワンヘルスの考え方も踏まえた環境に関する取り組みの総合的な推進やワンヘルスの考え方の普及などに取り組んでいきます。環境全体の健全性を守ることで、市民が健康に暮らしていけるよう、ワンヘルスの考え方のもと様々な施策を推進していきます。

◆本計画においてワンヘルスに関する施策と福岡県ワンヘルス推進行動計画との対応

第2次宮若市環境基本計画		福岡県ワンヘルス推進行動計画	
目標	政策の基本指針・施策	基本方針	取り組み事項
1 生活環境	(1) 環境中の化学物質への対策 1) 大気環境の保全 2) 水環境の保全 3) 土壌環境の保全	3 環境保護	(3) 大気・水・土壌環境保全 対策
2 自然環境	(1) 自然と共生する社会 1) 豊かな自然の保全 2) 自然とのふれあいの場の維持 及び形成	3 環境保護	(1) 生物多様性の保全
3 地域環境	(1) 都市景観の創出 1) 身近なみどりの確保 2) 水辺とのふれあいの確保	5 健康づくり	(1) 自然との触れ合いを通じた 健康づくり
4 地球環境	(1) 地球温暖化の緩和 1) 脱炭素の推進 2) 温室効果ガス吸収源の確保 (2) 地球温暖化への適応	3 環境保護	(2) 地球温暖化対策
5 環境保全 活動	(1) ワンヘルスと環境教育・学習 の推進	7 ワンヘルス 実践の基盤 整備	(1) 啓発活動の推進 (2) 教育の推進

Ⅱ みどりの施策の推進

本市は豊かなみどりに囲まれています。かつては石炭産業が盛んな地域でした。明治 17 年の石炭採掘開始を皮切りに、市内には多くのボタ山が形成されました。かつて灰色だったボタ山も、現在では緑に彩られ、この変貌は本市の特色として知られています。

山々の豊かな木々は、光合成を通じて二酸化炭素を吸収し、地球温暖化の抑制する働きがあります。しかし、適切に管理されていない森林では、二酸化炭素の吸収力が低下すると言われています。また、荒廃森林や放置竹林の問題を解消することで、都市景観の悪化を防ぐとともに、「野生動物」の生存環境の保全に繋がることとなり、「ワンヘルス」の概念である人と動物の健全な距離を保つことにもなります。

本市の特色であるみどりを活かす施策を推進し、環境的に人にやさしいまちづくりを目指します。

◆本計画においてみどりの施策に関するもの

目標	政策の基本指針	施策
2 自然環境	(1) 自然と共生する社会	1) 豊かな自然の保全 2) 自然とのふれあいの場の維持及び形成
3 地域環境	(1) 都市景観の創出	1) 身近なみどりの確保 2) 水辺とのふれあいの確保
4 地球環境	(1) 地球温暖化の緩和	2) 温室効果ガス吸収源の確保

8 成果指標一覧

No.	分野	計画指標	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)	担当課
1	生活環境	空気のおいしさに関する満足度	55.4% (令和4年度)	現状値より増加 (令和12年度)	環境保全課
2		川の水のきれいさに関する満足度	38.3% (令和4年度)	現状値より増加 (令和12年度)	環境保全課
3		河川水質環境基準の達成・維持	100% (令和4年度)	100% (令和12年度)	環境保全課
4		簡易水道事業の加入率	83.7% (令和4年度)	84% ^{※1} (令和12年度)	水道課
5		下水道の整備率	24.9% (令和4年度)	31% ^{※1} (令和12年度)	下水道課
6		浄化槽の設置	2,404基 (令和4年度)	2,630基 ^{※1} (令和12年度)	下水道課
7		まちの清潔さに関する満足度	33.1% (令和4年度)	現状値より増加 (令和12年度)	環境保全課
8		家庭ごみ一人当たりの排出日量	825g/人/日 (令和4年度)	780g/人/日 ^{※1} (令和12年度)	環境保全課
9		資源物拠点回収事業の回収量	74,545kg (令和4年度)	73,000kg ^{※1} (令和12年度)	環境保全課
10	自然環境	鳥や魚、植物など身近な生物の豊かさに関する満足度	38.9% (令和4年度)	現状値より増加 (令和12年度)	環境保全課
11		山や森林など自然の緑の美しさに関する満足度	49.1% (令和4年度)	現状値より増加 (令和12年度)	環境保全課
12	地域環境	街路樹などのまちの緑に関する満足度	27.7% (令和4年度)	現状値より増加 (令和12年度)	環境保全課
13		公園などの憩いの空間に関する満足度	27.4% (令和4年度)	現状値より増加 (令和12年度)	環境保全課
14		街並みの美しさに関する満足度	23.8% (令和4年度)	現状値より増加 (令和12年度)	環境保全課

No.	分野	計画指標	現状値 (現況年度)	目標値 (目標年度)	担当課
15	地域環境 (続き)	不法投棄監視パトロールの 実施回数(年間)	6回 (令和4年度)	12回 ^{※1} (令和12年度)	環境保全課
16		歴史、文化財の保存や活用に関 する満足度	26.2% (令和4年度)	現状値より増加 (令和12年度)	環境保全課
17		宮若トレッジ来館者数	4,238人 (令和4年度)	4,000人 ^{※1} (令和12年度)	社会教育課
18	地球環境	市域の総温室効果ガス排出量	2,263千t-CO ₂ ^{※2} (平成25年度)	現状値より 46%削減 (令和12年度)	環境保全課
19	環境保全活動	ワンヘルスの認知度	6.3% (令和4年度)	70% (令和12年度)	環境保全課 農政課 健康福祉課
20		環境教育及び啓発活動の 実施件数(年間)	4件 (令和4年度)	9件 ^{※1} (令和12年度)	環境保全課
21		環境保全活動の参加者数	521人 (令和4年度)	2,100人 ^{※1} (令和12年度)	環境保全課

※1 目標値は第2次宮若市総合計画後期基本計画と合わせていますので、令和2年度の総合計画改定時に目標値の見直しを行います。

※2 自治体排出量カルテより引用。国の地球温暖化対策実行計画の基準年度が平成25年度のため、現状値は平成25年度における排出量としました。

9 各主体の行動計画（アクションプラン）

◆各主体における行動計画（アクションプラン）の数

基本方針・施策		市	地域	家庭	学校	市民団体	事業者	
生活環境	環境中の化学物質への対策	大気環境の保全	4	1	3	2	/	3
		水環境の保全	7	1	3	1	2	1
		土壌環境の保全	3	2	1	/	/	1
	循環経済への転換		7	2	4	3	/	4
自然環境	自然と共生する社会	豊かな自然の保全	7	/	3	1	1	4
		自然とのふれあいの場の維持及び形成	3	2	3	2	3	2
地域環境	都市景観の創出	身近なみどりの確保	2	1	1	1	1	/
		水辺とのふれあいの場の確保	2	1	1	1	1	1
		都市景観の修復及び創造	5	2	1	1	1	2
	歴史及び文化の保存及び継承		2	1	1	1	1	1
地球環境	地球温暖化の緩和	脱炭素の推進	6	/	6	1	1	4
		温室効果ガス吸収源の確保	1	1	1	/	/	1
	地球温暖化への適応		1	1	5	2	1	1
環境保全活動	ワンヘルスと環境教育・学習の推進		4	2	3	2	3	4
	環境保全活動の促進		3	1	1	/	1	1

◆市の行動計画（アクションプラン）（1/2）

基本方針・施策		市
生活環境	環境中の化学物質への対策	<p>大気環境の保全</p> <p>【環境保全課】大気汚染防止法・悪臭防止法に基づき、工場・事業場の大気汚染防止対策・悪臭防止対策を進めます。また、野焼きに関する指導を強化します。</p> <p>【環境保全課】光化学オキシダントが発生しやすい時期に、広報や公式 SNS、市のホームページなどで注意喚起します。また、注意報などの発令時には、福岡県の情報を市のホームページに掲載するとともに、広報車による市民への周知や学校などへの連絡を行います。</p> <p>【環境保全課、土木建設課】市内の主要な幹線道路の通行量などの実態把握や、道路の段差や劣化状況を確認し、必要に応じて路面の整備を行います。</p> <p>【環境保全課】特に、県道福岡直方線では、道路騒音の実態把握を行います。</p>
		<p>水環境の保全</p> <p>【環境保全課】河川の水質汚濁防止のために水質検査を実施し、監視を行います。水質の悪化が認められた場合は、国や県と協力してその原因を究明するための調査・検討を行い、適切な対策を講じるよう、原因者に要請します。また、遠賀川水質汚濁防止連絡協議会などと連携し、水質事故に備えていきます。</p> <p>【水道課】水道水源の水質を保全するために、定期的な各取水場の巡視による監視に取り組みます。</p> <p>【環境保全課】設備の更新時期を迎える、し尿処理施設「緑水園」については、長寿命計画に基づき、施設の長寿命化を図ります。</p> <p>【下水道課】公共下水道への接続率の向上を図るとともに、下水道整備区域以外での浄化槽の設置を促進します。</p> <p>【下水道課】下水道への接続を促すために、受益者負担金の一括納付報奨金制度や、水洗化工事に伴う補助制度を継続します。</p> <p>【農政課】県の森林環境税を原資とする福岡県荒廃森林整備事業により、荒廃森林の現況調査及び間伐等を実施し、荒廃森林の再生に努めます。</p> <p>【農政課】市有林整備事業を継続し、森林整備を進めます。</p>
		<p>土壌環境の保全</p> <p>【環境保全課】関係機関と連携し、工場・事業所に対し、土壌汚染対策法に基づく規制・指導を推進するとともに、土地利用に関する履歴の整理及び情報提供を行います。</p> <p>【農政課、環境保全課】農薬を使用（または散布）する際には、適切な使用を行うよう指導や啓発に努めます。</p> <p>【農政課、環境保全課】残液や空きびん、空き缶、散布機器の洗浄液などについて、適切な処理を行うように指導や啓発に努めます。</p>
	<p>循環経済への転換</p> <p>【環境保全課】循環経済の基本的な考え方として、“5R”の普及を推進していきます。</p> <p>【環境保全課】生ごみの減量化を推進するために、生ごみ処理機器購入費補助金制度（電動生ごみ処理機、コンポストなど）の周知を行います。</p> <p>【環境保全課】リサイクル活動団体への奨励金交付などを継続することで、市民のリサイクル活動を支援します。</p> <p>【環境保全課】資源回収拠点の充実を図るとともに、小型家電や蛍光灯を回収できるようにするなど回収物の種類を増やし、より多くの市民が利用できるようにします。</p> <p>【環境保全課】事業所ごみの指定袋化を継続するとともに、生ごみや紙類の減量、リサイクルに向けた取り組みを進めます。</p> <p>【環境保全課】看板や監視カメラの設置、不法投棄監視パトロールなどにより不法投棄の防止を図ります。</p> <p>【環境保全課】宇部市の UBE 三菱セメント（株）への固形燃料の供給契約を継続していくとともに、今後の長期的な視野に立ったごみ処理体制のあり方についても検討します。</p>	
自然環境	自然と共生する社会	<p>豊かな自然の保全</p> <p>【農政課】県の森林環境税を原資とする福岡県荒廃森林整備事業により、荒廃森林の現況調査及び間伐等を実施し、荒廃森林の再生に努めます。</p> <p>【農政課】農地の持つ多面的機能を確保し、集団的な農地利用を進めるために、農業振興地域整備計画を見直します。</p> <p>【農政課】福岡県農業対策振興事業等を活用し、生産体制の維持・強化を進めていきます。</p> <p>【建築都市課】希少な動植物を育む豊かな自然環境と調和のとれた土地利用のために、土地利用基本計画を策定します。</p> <p>【建築都市課】都市計画法及び宮若市開発指導要綱などの関係法令や基準に基づき、適正な開発行為を指導します。</p> <p>【農政課】イノシシやシカなどの有害鳥獣による農作物被害防止対策を行います。</p> <p>【環境保全課】外来種に関する適正な情報や持ち込みの禁止について、周知や啓発を進めます。</p>
		<p>自然とのふれあいの場の維持及び形成</p> <p>【農政課】「農地・水保管理支払交付金」を活用し、地域と連携した農村景観の保全を進めます。</p> <p>【環境保全課】清掃活動などを行い、自然レクリエーション資源の維持・充実を図ります。</p> <p>【産業観光課】自然とふれあうきっかけづくりのために、観光パンフレットなどにより、自然レクリエーション資源の周知を図ります。</p>

◆市の行動計画（アクションプラン）(2/2)

基本方針・施策		市
地域環境	都市景観の創出	身近なみどりの確保 【社会教育課】 光陵グリーンパークや西鞍の丘総合運動公園について、安全で安心して利用できるよう施設の維持・管理に努めます。 【まちづくり推進課、土木建設課】 市民・企業・行政の協働による公園の維持管理を推進し、魅力ある公園づくりに努めるとともに、参加者の交流を促進します。
		水辺とのふれあいの場の確保 【土木建設課】 河川整備にあたっては、国・県との連携により可能な限り多自然型護岸への改修を進めます。 【まちづくり推進課、環境保全課】 河川一斉清掃など河川の環境保全活動は、市民・事業者・行政が連携して引き続き取り組みます。
		都市景観の修復及び創造 【建築都市課】 都市計画法及び宮若市開発指導要綱などの関係法令や基準に基づき、適正な開発行為を指導します。 【土木建設課】 河川災害復旧事業への環境対応型製品の導入など、可能な限り、周辺の景観や環境に配慮した公共施設の整備に努めます。 【土木建設課】 建物の建築や道路工事の際には、建設リサイクル法に基づいた特定建設資材を使用します。 【建築都市課】 周囲の景観を損なうような空き家等については、所有者に適切な管理を求めていくなどの対策を継続して実施します。 【土地対策課】 良質な景観を保持するため、違反広告物の撤去を継続して取り組みます。
	歴史及び文化の保存及び継承 【社会教育課】 宮若市文化財保護基本計画に基づき、竹原古墳や百塚古墳群、古社寺、中世山城跡や近世居館跡、近代化遺産などについて、文化財収蔵・展示・交流センター（宮若トレッジ）を活用することで、本市固有の歴史・文化財の保存継承に取り組みます。 【社会教育課】 住んでいるまちに愛着を感じてもらうため、宮若歴史フェスなどのイベントを開催し、身近にある地域の文化財にふれあう機会を設けます。	
地球環境	地球温暖化の緩和	脱炭素の推進 【環境保全課】 計画的に市域の脱炭素を推進するため「宮若市地球温暖化対策実行計画（区域施策編）」を策定します。 【環境保全課】 再生可能エネルギー設備などの導入に対する補助制度の創設を検討します。 【環境保全課、関係各課】 第2次宮若市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）に基づき、市が行う事務及び事業から発生する温室効果ガスの排出削減を進めます。 【環境保全課】 打ち水など、身近な省エネ・節電運動に取り組みます。 【環境保全課】 市のホームページや広報などで、節電などの温室効果ガス排出削減につながる取り組みを紹介し、市民・事業者の温室効果ガス排出抑制対策を促進します。 【環境保全課】 福岡県地球温暖化防止活動推進センターや市民団体と協力して、地球温暖化に関する情報提供や啓発活動を進めていきます。
		温室効果ガス吸収源の確保 【農政課】 県の森林環境税を原資とする福岡県荒廃森林整備事業により、荒廃森林の現況調査及び間伐等を実施し、荒廃森林の再生に努め、森林整備を進めることで、二酸化炭素吸収能の向上を図ります。
	地球温暖化への適応 【環境保全課】 国や県の調査研究動向や「気候変動適応における広域アクションプラン 九州・沖縄地域」の内容を踏まえながら、地球温暖化への適応の視点を施策に取り込み、本市の地域特性を踏まえた地球温暖化適応策を検討します。	
環境保全活動	ワンヘルスと環境教育・学習の推進 【環境保全課、学校教育課】 子どもたちへの環境教育を推進し、環境保全に対するモラルの醸成を図ります。 【環境保全課、農政課、健康福祉課】 ワンヘルスのことを市民に普及するため、ふるさと祭等のイベントやホームページ、広報にてワンヘルスの普及活動を行います。 【環境保全課、まちづくり推進課、社会教育課】 出前講座などの環境保全に対する様々な学習機会を通じて、市民の環境保全に対する意識を高めていきます。 【環境保全課】 市の広報やホームページなどを通して環境情報の提供を進めていきます。	
	環境保全活動の促進 【環境保全課】 地域の自治組織、NPO、事業者、学校などあらゆる主体が連携し、協働で取り組む地域の環境保全活動を推進します。 【環境保全課】 環境衛生連合会による環境保全活動の充実を図ります。 【土木建設課】 道路愛護活動に対して、資材を提供するなどの支援を行います。	

◆地域・家庭における行動計画（アクションプラン）

基本方針・施策		地域	家庭	
生活環境	環境中の化学物質への対策	大気環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・野焼きなどの屋外でのごみの焼却を見つけた場合は市に報告します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・家庭ごみは適正に処理し、野焼きなどの屋外でのごみの焼却をしません。 ・ピアノやステレオなどの音や、自動車・オートバイのエンジン音で近隣に迷惑をかけないように、時間帯や音量に配慮します。 ・ペットの鳴き声が近所の迷惑にならないように、飼い主は適切にしつけをします。
		水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・河川へのごみのポイ捨てがないかパトロールします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公共下水道の整備区域内の家庭は、下水道の供用が開始された後、速やかに下水道に接続します。 ・公共下水道の整備区域外の家庭は、浄化槽の設置・維持管理により、生活排水による河川などの汚濁防止に努めます。 ・宮若市発行「きれいな水を犬鳴川に 下水道の話」を読みます。
		土壌環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・農薬の適正利用について学習し、残液や空きびん、空き缶、散布機器の洗浄液などについて、適切な処理を行います。 ・農薬の適正利用について学習したことを周囲に伝えます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・壊れた電化製品や薬品などは屋外に放置せず、適切に廃棄します。
	循環経済への転換	<ul style="list-style-type: none"> ・チラシや新聞紙の集団回収を行います。 ・不法投棄の現場や目撃情報など、不法投棄に関する情報を市に提供します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・マイバッグやマイ箸、マイボトルなどを使い、ごみを出さないようにします。 ・生ごみは、水切りやコンポスト、生ごみ処理機を活用するなどして、減量化やリサイクルに努めます。 ・資源回収を利用します。 ・ごみのポイ捨てやペットのフンの放置はしないようにします。 	
自然環境	自然と共生する社会	豊かな自然の保全	—	<ul style="list-style-type: none"> ・野生生物がよく出現する場所では、生ごみなどは屋外に放置しないようにする。 ・外来生物の持ち込みなど、生態系を乱す行為はしません。 ・本来の生態系を維持するため、鳥や爬虫類、外来魚、観賞用魚類などペットを逃がしたり、飼えなくなったからといって放流したりすることはしません。
		自然とのふれあいの場の維持及び形成	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の特色ある自然景観や田園風景を守っていきます。 ・地域にある自然とふれあえる場所を大切にします。 	<ul style="list-style-type: none"> ・稲作や畑作を継続し、農村景観が維持できるよう努めます。 ・休日には、いこいの里“千石”や犬鳴ダム親水公園などの、自然とのふれあいの場を積極的に利用します。 ・自然とふれあう場をみんなが気持ちよく利用できるように、出したごみは必ず持ち帰ります。
地域環境	都市景観の創出	身近なみどりの確保	<ul style="list-style-type: none"> ・みんなが気持ちよく利用できるよう、公園維持管理のボランティア活動に参加します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・公園を利用したときに出たごみは持ち帰ります。
		水辺とのふれあいの場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・河川一斉清掃など河川の環境保全活動に参加・協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・ごみのポイ捨てをしません。
		都市景観の修復及び創造	<ul style="list-style-type: none"> ・適切に管理されていない空家などがある場合は、市に連絡します。 ・違反に掲示されている広告物を見かけた場合は、市に連絡します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所有する土地の雑草やごみは適切に除去し、周辺景観との調和に配慮します。
	歴史及び文化の保存及び継承	<ul style="list-style-type: none"> ・郷土の伝統行事や祭などを大切に伝えていくため、地域の行事や保全活動などに積極的に参加・協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・地域の歴史・文化資源に対する意識と理解を深め、地域の行事や保全活動などに参加・協力します。 	
地球環境	地球温暖化の緩和	脱炭素の推進	—	<ul style="list-style-type: none"> ・家電製品は、こまめなスイッチオフや待機時消費電力の削減により、不要な電気を使わないようにします。 ・照明器具は、LED照明など高効率照明への取り替えに努めます。 ・アイドリングストップやふんわりアクセル、早めのアクセルオフを心がけるなどのエコドライブを実践します。 ・自宅の電気を再生可能エネルギーで発電した電気に契約変更します。 ・太陽光発電設備や太陽熱温水器、蓄電池などを導入します。 ・住宅の新築や改築を行う際はZEHとします。
		温室効果ガス吸収源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・地域で管理する森林の間伐や植林・育林を進めます。 	<ul style="list-style-type: none"> ・所有する森林の間伐や植林・育林を進めます。
	地球温暖化への適応	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季の暑い日には、地域で打ち水を行います。 	<ul style="list-style-type: none"> ・夏季の暑い日にはお風呂の水などを貯めておき、打ち水に使用します。 ・グリーンカーテンに取り組みます。 ・熱中症にならないよう適切に冷房を使用します。 ・災害時に備え、常日頃から避難経路を確認するとともに、避難グッズを準備します。 ・水不足にならないよう普段から節水を心がけます。 	
環境保全活動	ワンヘルストと環境教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・保育所や幼稚園、小・中学校が進める環境教育に協力します。 ・地域で環境について学ぶ機会を創ります。 	<ul style="list-style-type: none"> ・子どもが学校で学んできた環境教育の内容を、子どもから聞き、家庭で話し合います。 ・環境に対する知識と関心を高め、環境活動に取り組みます。 ・市や市民団体などが主催する環境教育や環境学習に積極的に参加します。 	
	環境保全活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境クリーン作戦や道路愛護活動などの環境保全活動に参加・協力します。 	<ul style="list-style-type: none"> ・休日にはごみ拾いなどの環境保全活動に参加します。 	

◆学校・市民団体における行動計画（アクションプラン）

基本方針・施策		学校	市民団体	
生活環境	環境中の化学物質への対策	大気環境の保全	・空気のごれについて、環境学習のテーマに取り上げます。 (福岡県環境教育副読本「みんなの環境」令和4年度版 17ページ) ・騒音や振動による公害について学習します。	-
		水環境の保全	・川や海にゴミのポイ捨てや汚れた水・油を流したときに水質に与える影響や、マイクロプラスチックについて、環境学習のテーマとして取り上げます。	・川岸やまちなかのごみを拾う環境保全活動を実施し、周囲に参加を促します。 ・環境保全について広く啓発するとともに、実践する人材を発掘・育成します。
		土壌環境の保全	-	-
	循環経済への転換	・ごみの処理について、環境学習のテーマに取り上げます。 (福岡県環境教育副読本「みんなの環境」令和4年度版 20ページ) ・リサイクルできるものやできないもの、ごみの分別方法について体験学習をします。また、ごみを分別しなかった時に生じる問題についても学習します。 ・ごみのポイ捨てやペットのフンに関する、社会のルールやマナーについて学習します。	-	
自然環境	自然と共生する社会	豊かな自然の保全	・生き物と環境問題について、環境学習のテーマに取り上げます。 (福岡県環境教育副読本「みんなの環境」令和4年度版 24ページ)	・ブラックバスなどの外来生物の除去に協力します。
		自然とのふれあいの場の維持及び形成	・森林の保全や管理の重要性について、環境学習のテーマに取り上げます。 (福岡県環境教育副読本「みんなの環境」令和4年度版 35ページ) ・校外学習などで自然とふれあえる施設や場所に行き、生徒に自然とのふれあい方を教えます。	・森林の保全や植樹、農村景観の保全に関わる活動を行います。 ・自然とふれあえる場を清掃するなどのボランティア活動を行います。 ・自然とふれあえるレクリエーションなどを企画します。
地域環境	都市景観の創出	身近なみどりの確保	・公園などの公共空間を利用する際のマナーについて学習します。	・公園維持管理のボランティア活動を企画し、周囲の人に参加を呼びかけます。
		水辺とのふれあいの場の確保	・日常のどのような行動が川の環境破壊につながるのか学習します。 (福岡県環境教育副読本「みんなの環境」令和4年度版 25ページ他)	・河川一斉清掃など河川の環境保全活動を企画し、周囲に参加を呼びかけます。
		都市景観の修復及び創造	・体験活動の中で豊かな景観や自然、郷土を感じることが出来る場面を増やします。	・所有する土地の雑草やごみは適切に除去し、周辺景観との調和に配慮します。
	歴史及び文化の保存及び継承	・郷土の伝統行事や祭、歴史・文化資源について、学習のテーマとして取り上げます。	・地域の歴史・文化資源に対する意識と理解を深めるため、体験会や見学会などのイベントを企画し、周囲に参加を呼びかけます。	
地球環境	緩和	地球温暖化の脱炭素の推進	・地球温暖化問題や二酸化炭素の影響について、環境学習のテーマとして取り扱います。 (福岡県環境教育副読本「みんなの環境」令和4年度版 27ページ)	・地球温暖化に関するセミナーやイベントを企画し、周囲に参加を呼びかけます。
		地球温暖化の温室効果ガス吸収源の確保	-	-
	地球温暖化への適応	・夏季の暑い日には屋外での活動を避けます。 ・地球温暖化への適応について、環境学習のテーマに取り上げます。 (福岡県環境教育副読本「みんなの環境」令和4年度版 33ページ)	・夏季の暑い日に「打ち水大作戦」などのイベントを企画し、周囲に参加を促します。	
環境保全活動	ワンヘルスと環境教育・学習の推進	・福岡県環境教育副読本「みんなの環境」を参考に、子どもたちに対して環境教育を進めます。 ・学校の環境教育で学んだことを家庭に還元できるよう工夫します。	・自分たちが活動している環境分野について、知識や技能を活かし、保育所や幼稚園、小・中学校が進める環境教育に協力します。 ・団体の有する知識や技能などを活かし、出前講座に講師として参加・協力します。 ・環境について学ぶことができるイベントを企画し、周囲に参加を呼びかけます。	
	環境保全活動の促進	-	・環境保全についてのイベントを企画し、周囲に参加を呼びかけます。	

◆事業者における行動計画（アクションプラン）

基本方針・施策		事業者	
生活環境	環境中の化学物質への対策	大気環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・排出ガスの適正処理や粉じんの発生抑制など、悪臭の発生抑制や適正な臭気対策を行います。 ・工場や事業所では、悪臭防止法に従い悪臭の発生防止に努めます。 ・騒音規制法や振動規制法に基づき、工場や事業所から発生する騒音・振動の抑制に努めます。
		水環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・工場や事業所からの排水の適正な処理や、排水処理施設の適正な管理に努めます。
		土壌環境の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・廃棄物の適正な管理を行い汚染の未然防止に努めます。
	循環経済への転換	<ul style="list-style-type: none"> ・他産業との連携で、再生資源や再生品の活用を図ります。 ・事業系ごみを排出する際には、分別区分や排出方法を順守し、資源物とごみを分別します。 ・産業廃棄物は、適切な許可業者に処理・リサイクルを委託するなど適切に処理します。 ・不法投棄の現場など、不法投棄に関する情報を市に提供します。 	
自然環境	自然と共生する社会	豊かな自然の保全	<ul style="list-style-type: none"> ・開発事業を行う際は、福岡県立自然公園条例や鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律、都市計画法などの法令に従い、適切な環境配慮を実施します。 ・狩猟肉（ジビエ）の利活用のための事業を展開します。 ・オオキンケイギクなどの外来生物の除去に協力します。 ・特定外来生物による生態系等に係る被害の防止に関する法律に定める飼育・栽培・保管・運搬・輸入などの規制を守ります。
		自然とのふれあいの場の維持及び形成	<ul style="list-style-type: none"> ・周辺の自然景観との調和に努めます。 ・宮若市内で伐採された木材や間伐材を積極的に利用することで、森林資源が適切に循環できるよう支援します。
地域環境	都市景観の創出	身近なみどりの確保	—
		水辺とのふれあいの場の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・事業のCSR活動の一環として、河川や川辺の清掃を実施します。
		都市景観の修復及び創造	<ul style="list-style-type: none"> ・事業所敷地内やその周辺の美化に努めます。 ・屋外に広告物を掲示する際には、福岡県屋外広告物条例を守ります。
	歴史及び文化の保存及び継承	<ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財包蔵地における開発や建築などに際しては、市の助言や指導に基づき、適正な保護又は発掘調査を実施します。 	
地球環境	地球温暖化の緩和	脱炭素の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・クールビズ・ウォームビズを取り入れ、エアコンの適温管理に努めます。 ・コピー機などのOA機器は、昼休みなど長時間使わない際はこまめに電源を切ります。 ・過剰な店舗照明は見直し、節電に努めます。 ・省エネ機器の導入や社用車を電気自動車などの次世代自動車に更新します。
		温室効果ガス吸収源の確保	<ul style="list-style-type: none"> ・林業者は適正な間伐など、森林の保護・育成・管理を進めます。
	地球温暖化への適応	<ul style="list-style-type: none"> ・地球温暖化の影響を視野に入れて、事業の適応を図ります。 	
環境保全活動	ワンヘルスと環境教育・学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ・自社の有する知識や技能などを活かし、保育所や幼稚園、小・中学校が進める環境教育に協力します。 ・自社の有する知識や技能などを活かし、出前講座に講師として参加・協力します。 ・従業員の環境教育を実施し、環境関連の研修会などへの参加を奨励します。 ・自社の有する環境関連のデータや保全技術などの情報を提供します。 	
	環境保全活動の促進	<ul style="list-style-type: none"> ・環境クリーン作戦や道路愛護活動などの環境保全活動に参加・協力します。 	

V章 計画の推進



〔六ヶ岳〕

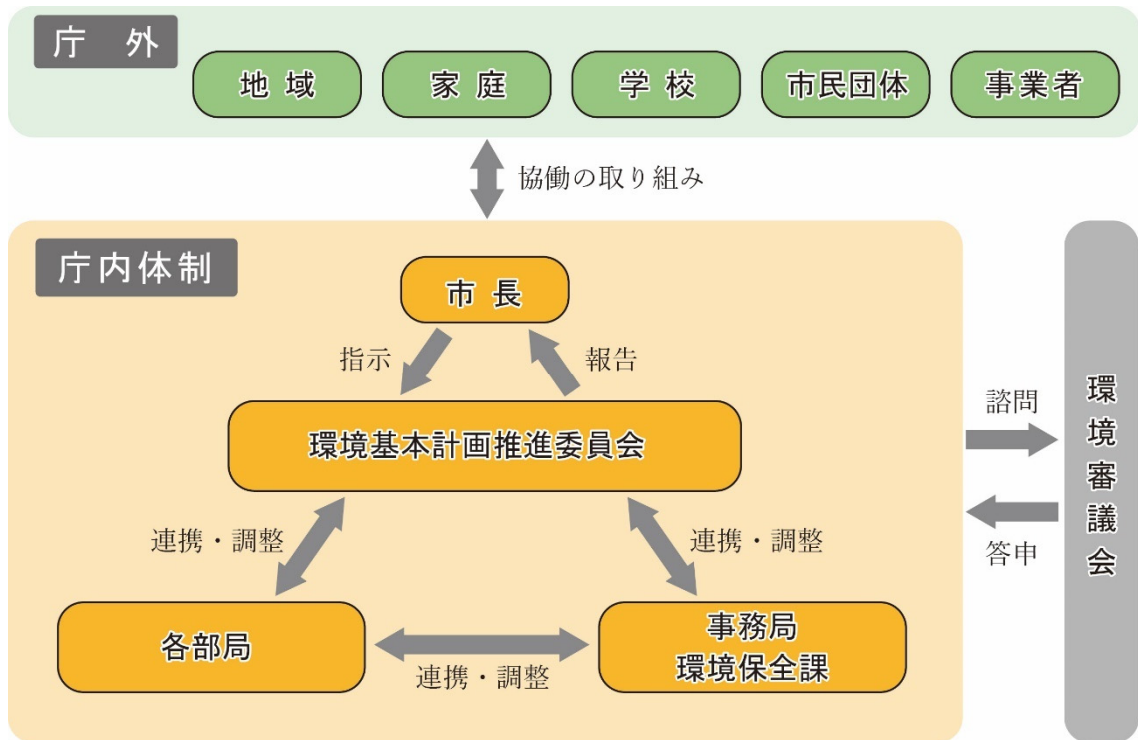
※ 『宮若市で将来にわたり残したい環境』（市民アンケート調査より）

V章 計画の推進

1 計画の推進体制

本市の環境像を実現するためには、市や地域、家庭、学校、市民団体、事業者が連携する協働の取り組みが必要です。このために、下図に示した体制で計画の着実な推進を図ります。

◆推進体制図



(1) 市・地域・家庭・学校・市民団体・事業者協働の取り組み

本計画を着実に推進し、効果を上げていくためには、市の率先した取り組みはもちろんのこと、地域や家庭、学校、市民団体、事業者の環境関連施策に対する理解と積極的な参画が必要となります。そこで、地域や家庭、学校、市民団体、事業者が自主的に行っている自然保護活動やリサイクル活動などの取り組みを促進するとともに、各主体の参加と協働による体制で本市の環境づくりを進めていきます。

(2) 宮若市環境審議会

宮若市環境審議会は、本市における環境保全対策に関する基本的事項を調査、審議する機関です。具体的には、本市のよりよい環境づくりに向けて、本計画に示した環境関連施策の実施状況などの点検結果をもとに、その改善・見直しの方向性について審議し、提言を行います。

(3) 宮若市環境基本計画推進委員会

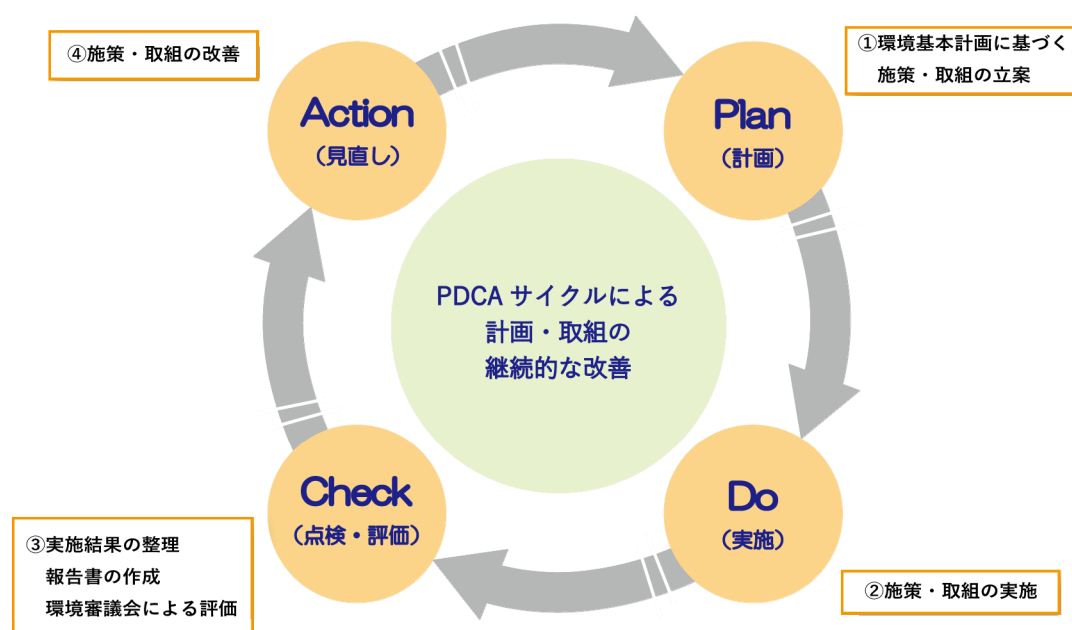
環境基本計画で対象とする環境分野は、範囲が広く多岐にわたるため、庁内部局の横断的な連携・調整を行い、相互理解と合意形成を図りながら、取り組みを進めることが不可欠です。そこで、計画策定時の策定委員会及び作業部会を推進委員会に改めて、本計画の推進に取り組みます。

2 計画の進行管理

本計画の進捗状況については、年1回、施策の指標の達成状況や本計画に基づき実施した施策の状況などを点検・評価し、内容を取りまとめて環境審議会に報告します。あわせて、広く市民が知ることができるように、ホームページや環境報告書などを通じて市民に公表します。

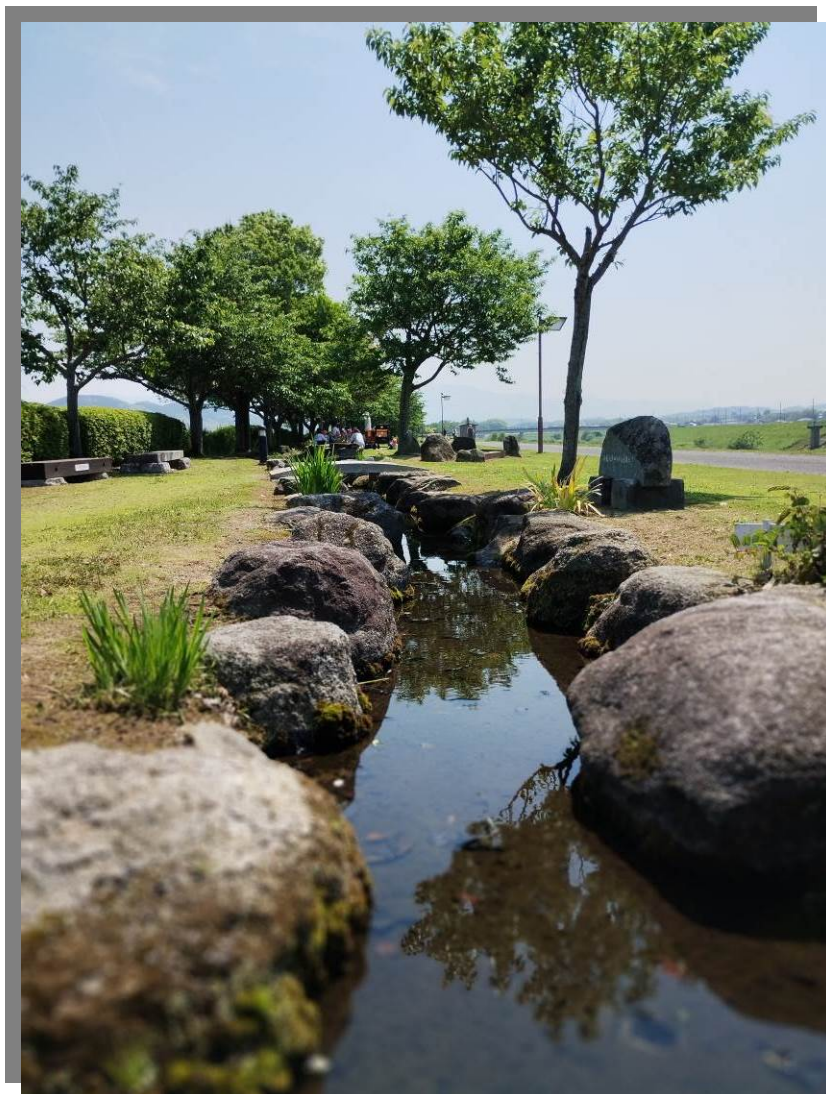
施策を実施するにあたっては、よりよい効果を求めるために、PDCAサイクルによる継続的な改善と推進を図ります。

◆計画の進行管理



PDCA方式は、基本計画の全体的な進行管理はもちろんですが、自らが抱える問題点を明らかにし、より良い方向にあらゆる行動に対して有効であり、個々に取り組む施策についても、実施事業の効果を測定し、工夫改善していくことが重要です。

第2部 第2次宮若市地球温暖化 対策実行計画（事務事業編）



〔犬鳴川河川公園〕

※ 『宮若市で将来にわたり残したい環境』（市民アンケート調査より）

第2部 第2次宮若市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）

I章 背景

1 地球温暖化問題に関する国内外の動向

私たちの日常生活や事業活動に伴って排出される二酸化炭素等の温室効果ガスは地球温暖化を引き起こす大きな要因となっています。こうした温室効果ガス排出量の増加は、気候変動や生態系の変化等をもたらし、人類を含むすべての生物の生存基盤である地球環境に多大な悪影響を与えることとなります。

すべての国が参加し、公平かつ実効的な気候変動対策の枠組みとして2015年に合意された「パリ協定」では、「産業革命前からの平均気温上昇を2℃未満とし、1.5℃に抑えるよう努力する」との目標が国際的に広く合意されましたが、2018年に公表された気候変動に関する政府間パネル（IPCC）の特別報告書では、この目標を達成するためには「2050年までに二酸化炭素の実質排出量をゼロにすることが必要」と示されました。パリ協定は、2020年に本格的な運用が始まり、各国の気候変動対策が加速化しています。また、2023年に公表されたIPCC第6次評価報告書の統合報告書では、「この10年間に行う選択や実施する対策は、現在から数千年先まで影響を持つ」とされており、今後の地球温暖化対策の重要性が強調されています。

我が国では、2020年10月に、「2050年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする」2050年カーボンニュートラル、脱炭素社会の実現を目指すことが宣言されました。また、我が国は2021年4月の気候サミットにおいて、「2030年度の温室効果ガス排出を2013年度から46%削減することを目指す。さらに50%の高みに向け、挑戦を続ける」ことを表明しました。これを受け、2021年6月には、「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」という）が改正、公布され、同年10月には、「地球温暖化対策計画」及び「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画」⁴⁸（以下、「政府実行計画」という）が改定されました。

地方公共団体については、温対法21条において、事務・事業に関し温室効果ガス排出量の削減等のための措置に関する計画（＝地方公共団体実行計画）を策定し、その実施状況を公表することが義務づけられています。

⁴⁸ 「政府がその事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の削減等のため実行すべき措置について定める計画（令和3年10月22日閣議決定）」のこと。措置の内容として、①再生可能エネルギーの最大限の活用に向けた取り組み、②建築物の建築、管理等に当たっての取り組み、③財やサービスの購入・使用に当たっての取り組み、④その他の事務・事業に当たっての温室効果ガスの排出の削減等への配慮、⑤ワークライフバランスの確保・職員に対する研修等、⑥各府省庁の実施計画の策定、⑦政府実行計画の推進体制の整備と実施状況の点検が示されている。

2 計画の基本方針

地球温暖化対策計画等において、「地方公共団体は、自ら率先的な取り組みを行うことにより、区域の事業者・住民の模範になることを目指すべきである。」「2030年度の目標について、原則として政府実行計画の目標を踏まえた野心的な目標を定めることが望ましく、カーボンニュートラルの実現に向けて、政府実行計画を超える高い目標水準を検討すること」とされています。

本市は、令和4年第2回（6月）宮若市議会定例会の市長施政方針の中で、2050年までに二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す「ゼロカーボンシティ」を表明し、その実現を目指して取り組みを進めています。

本計画においては、政府実行計画を踏まえて、本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量削減の取り組みと目標を定めます。

Ⅱ章 第1次計画について

1 第1次計画の概要

宮若市では、平成22年3月に「宮若市地球温暖化対策実行計画」（以下、「第1次計画」という）を策定し、取り組みを進めてきました。第1次計画の概要は次のとおりです。

◆第1次計画の概要

項目	内容
計画の期間	平成22年度から平成26年度までの5年間
対象とする 事務・事業	宮若市が自ら行う事務及び事業 ※外部への委託により実施する事務及び事業は除く
対象とする施設	市有施設65施設
対象とする 温室効果ガス	二酸化炭素（CO ₂ ）、メタン（CH ₄ ）、一酸化二窒素（N ₂ O）、ハイドロフルオロカーボン（HFC134-a）
計画の基準年 度、 目標年度	基準年度：平成20年度 目標年度：平成26年度
温室効果ガスの 削減目標	基準年（平成20年度）比で5%削減
個別の目標 （数値目標）	<ul style="list-style-type: none">・公用車のガソリンや各施設の電気、灯油、軽油、A重油、LPガスなどの使用を平成20年度比で5%削減・OA機器の環境配慮型製品の割合を平成20年度の29%から50%へ・再生紙の使用については、古紙配合率70%以上を平成20年度の85%から100%の使用率へ・用紙類の使用については、5%の削減

2 温室効果ガス排出量の算定範囲及び算定方法

第1次計画の「温室効果ガス総排出量」の算定範囲及び算定方法は、次のとおりです。

◆第1次計画の温室効果ガス排出量の算定範囲及び算定方法

温室効果ガス	算定範囲	算定方法
二酸化炭素 (CO ₂)	電気・燃料の使用	エネルギー使用量×排出係数
メタン (CH ₄)	自動車の走行	走行距離×排出係数
	し尿処理施設での下水等の処理	し尿処理量×排出係数
	浄化槽でのし尿及び雑排水の処理	浄化槽人口×排出係数
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行	走行距離×排出係数
	し尿処理施設での下水等の処理	し尿処理量×排出係数
	浄化槽でのし尿及び雑排水の処理	浄化槽人口×排出係数
ハイドロフルオ ロカーボン (HFC134-a)	自動車用エアコンディショナーの使用	自動車台数×排出係数
	自動車用エアコンディショナーの廃棄	自動車台数×排出係数

3 第1次計画の目標達成状況

(1) 温室効果ガス排出量

第1次計画の目標年度である平成26年度における温室効果ガス排出量 3,114,326 kg-CO₂ は、基準年度である平成20年度の 3,529,632 kg-CO₂ に比べて12%減少しており、第1次計画の目標削減率(5%)を達成しました。

(2) 個別の目標

個別の目標をみると、エネルギー消費量は目標を達成しましたが、古紙配合率70%以上の再生紙使用率、用紙類(コピー用紙)の使用率は目標を達成できませんでした。OA機器の環境配慮型製品割合は実態が不明なため、達成状況も確認できませんでした。

◆第1次計画に示す個別の目標の達成状況

項目	平成20年度 (基準)	平成26年度 (目標)	平成26年度 (実績)	達成状況
エネルギー消費量 (熱量換算)	37,881 GJ	35,987 GJ (5%削減)	33,636 GJ (11%削減)	○
OA機器の 環境配慮型製品割合	29%	50%	不明	不明
古紙配合率70%以上 の再生紙使用率	85%	100%	97%	×
用紙類(コピー用紙) の使用率	1,932,140 枚	1,835,533 枚 (5%削減)	6,214,500 枚 (222%増加)	×

Ⅲ章 基本的事項

1 目的

第2次宮若市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）は、本市の事務事業に伴う温室効果ガス排出量の削減に向けた各種取り組みを実施して、脱炭素化を推進することを目的とします。

2 対象とする範囲

市が実施する事務事業全般とします。

3 対象とする温室効果ガスの種類

温対法第2条第3項に規定されている7種類の物質（二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボン、パーフルオロカーボン、六ふっ化硫黄、三ふっ化窒素）のうち、事務事業編の対象で、かつ活動量データの得られる二酸化炭素、メタン、一酸化二窒素、ハイドロフルオロカーボンを対象とします。事務事業編の対象となる温室効果ガスの種類に関する説明は、表のとおりです。

◆温室効果ガスの種類

温室効果ガス	算定範囲	算定方法
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー起源	電気の使用や暖房用灯油、自動車用ガソリン等の使用により排出される。排出量が多いため、事務事業編の算定対象とされる6種類の温室効果ガスの中では温室効果への寄与が最も大きい。
	非エネルギー起源	廃プラスチック類の焼却等により排出される。
メタン (CH ₄)	自動車の走行や、燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却、廃棄物の埋立等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約25倍の温室効果がある。	
一酸化二窒素 (N ₂ O)	自動車の走行や燃料の燃焼、一般廃棄物の焼却等により排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約298倍の温室効果がある。	
ハイドロフルオロカーボン (HFC)	カーエアコンの使用・廃棄時等に排出される。 二酸化炭素と比べると重量あたり約12～14,800倍の温室効果がある。	
パーフルオロカーボン (PFC)	半導体の製造、溶剤等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。 二酸化炭素と比べると重量あたり約7,390～17,340倍の温室効果がある。	
六ふっ化硫黄 (SF ₆)	電気設備の電気絶縁ガス、半導体の製造等に使用され、製品の製造・使用・廃棄時等に排出される（地方公共団体では、ほとんど該当しない）。 二酸化炭素と比べると重量あたり約22,800倍の温室効果がある。	

出典：「温室効果ガス総排出量算定方法ガイドライン（Ver1.0）」（平成29年3月、環境省総合環境政策局 環境計画課）をもとに作成

4 計画期間

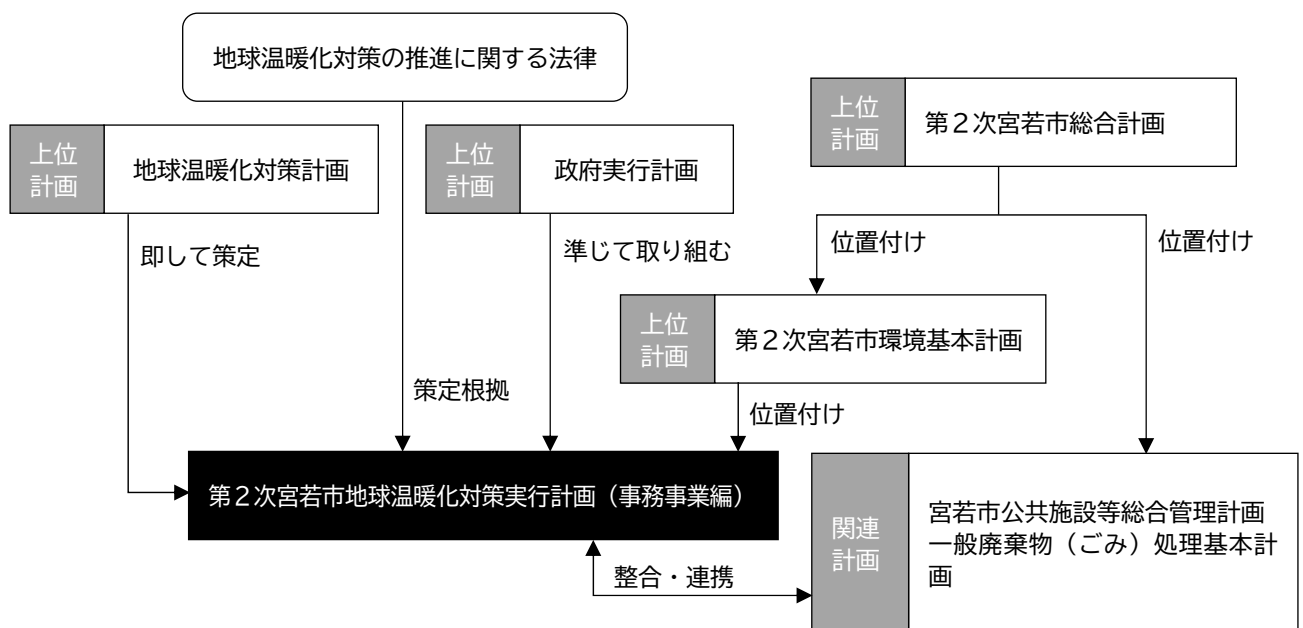
計画期間は、令和6（2024）年度から令和12（2030）年度までの7年間とします。毎年計画の進捗状況を点検・評価するとともに、技術の発展等を考慮し、必要に応じて見直しを行います。

5 上位計画や関連計画との位置付け

第2次宮若市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）（以下「本計画」という）は、温対法第21条に基づく計画で、市の事務・事業における温室効果ガス削減に取り組んでいくための部門計画です。

また、宮若市公共施設等総合管理計画等と整合を図りながら、公共施設の更新・改修時の地球温暖化対策を推進していきます。

◆計画の位置付け

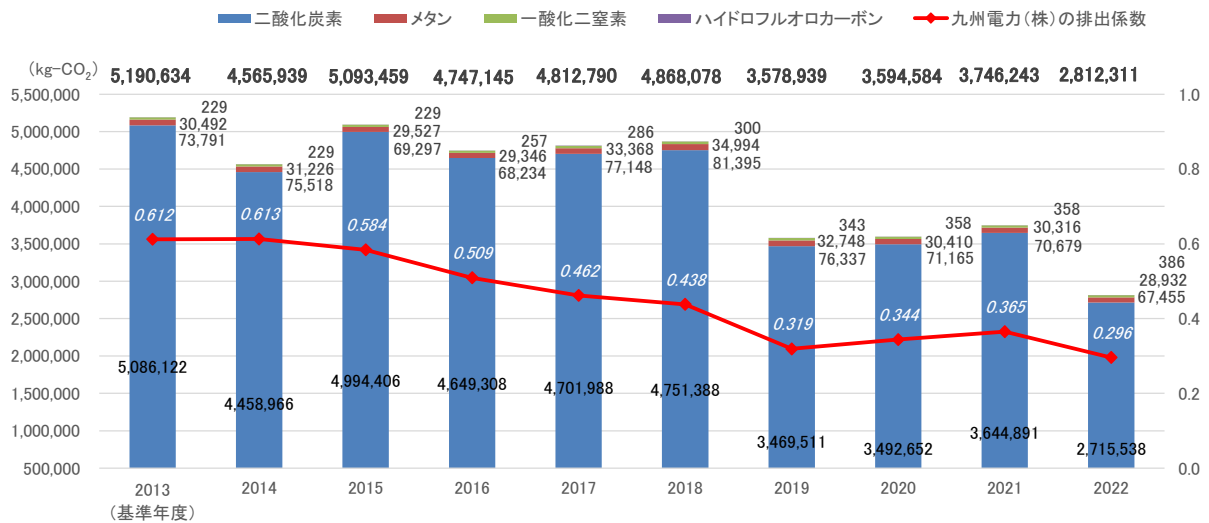


IV章 エネルギー消費及び温室効果ガス排出状況

1 温室効果ガス排出量の経年変化

宮若市の事務・事業に伴う温室効果ガス総排出量は、年度により増減があるものの経年的には概ね減少傾向にあります。2022年度の排出量(2,812,311 kg-CO₂)は、基準年の2013年度の排出量(5,190,634 kg-CO₂)に比べて46%減少しています。主な減少要因は、電気事業者の基礎排出係数の低減や施設の統廃合・民間移譲などによるものです。

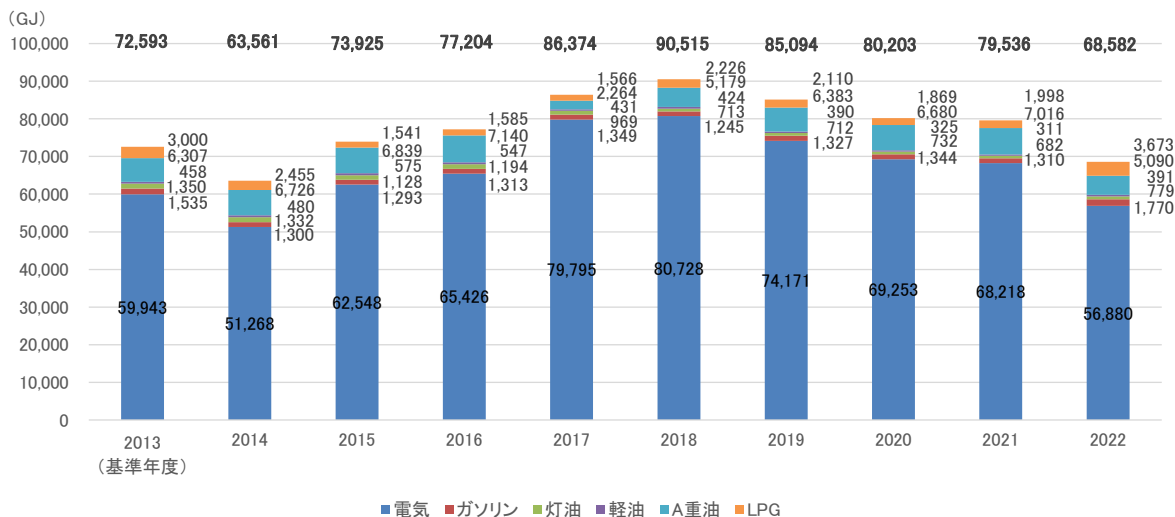
◆温室効果ガス排出量の推移(2013~2022年度)



2 エネルギー消費量の経年変化

宮若市の事務・事業に伴うエネルギー消費量は、電気使用量の変動により年度間でかなり増減があります。2022年度の消費量(68,582 GJ)は、基準年度の2013年度の消費量(72,593 GJ)に比べて5.5%減少しています。

◆エネルギー消費量の推移(2013~2022年度)



V章 計画の目標

1 目標設定の考え方

温対法第 21 条には、「市町村は、地球温暖化対策計画に即して地方公共団体実行計画を策定するものとする」と定められています。また、地球温暖化対策計画では「政府実行計画に基づき実施する取り組みに準じて、率先的な取り組みを実施する」とされています。

本計画の指針である政府実行計画の概要は、次のとおりです。

◆政府実行計画の概要

項目	内容	
計画の期間	閣議決定日（2021 年 10 月 22 日）から 2030 年度まで	
削減目標	2013 年度を基準として 2030 年度までに 50%削減する	
主な 取り組みと 目標	太陽光発電の最大限の導入	2030 年度には設置可能な建築物（敷地を含む。）の約 50%以上に太陽光発電設備を設置することを目指す。
	蓄電池の活用	太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池を積極的に導入する。
	建築物における省エネルギー対策の徹底	今後予定する新築事業については原則 ZEB Oriented ⁴⁹ 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready ⁵⁰ 相当となることを目指す。
	電動車の導入	代替可能な電動車 ⁵¹ がない場合等を除き、新規導入・更新については 2022 年度以降全て電動車とし、ストック（使用する公用車全体）でも 2030 年度までに全て電動車とする。
	LED 照明の導入	既存設備を含めた政府全体の LED 照明の導入割合を 2030 年度までに 100%とする。
	再生可能エネルギー電力調達の推進	2030 年度までに各府省庁で調達する電力の 60%以上を再生可能エネルギー電力とする。
	廃棄物の 3R+ Renewable	プラスチックごみをはじめ庁舎等から排出される廃棄物の 3R+ Renewable ⁵² を徹底し、サーキュラーエコノミーへの移行を総合的に推進する。

⁴⁹ 省エネ対策によりエネルギー使用量を 30～40%以上削減した建築物。延べ面積が 10,000 m²以上の建物が対象となります。

⁵⁰ 省エネ対策によりエネルギー使用量を 50%以上削減した建築物。

⁵¹ 駆動力に電気を用いる自動車。電気自動車（EV）、燃料電池車（FCV）、プラグインハイブリッド車（PHEV）、ハイブリッド車（HV）が該当します。

⁵² Reduce：リデュース（発生抑制）、Reuse：リユース（再使用）、Recycle：リサイクル（再生利用）の 3つの R に、Renewable：リニューアブルを加えた総称。Renewable とは、プラスチック製品を再生可能資源に代替すること（レジ袋をバイオマスプラスチック製のレジ袋に変更するなど）を意味します。

2 目標

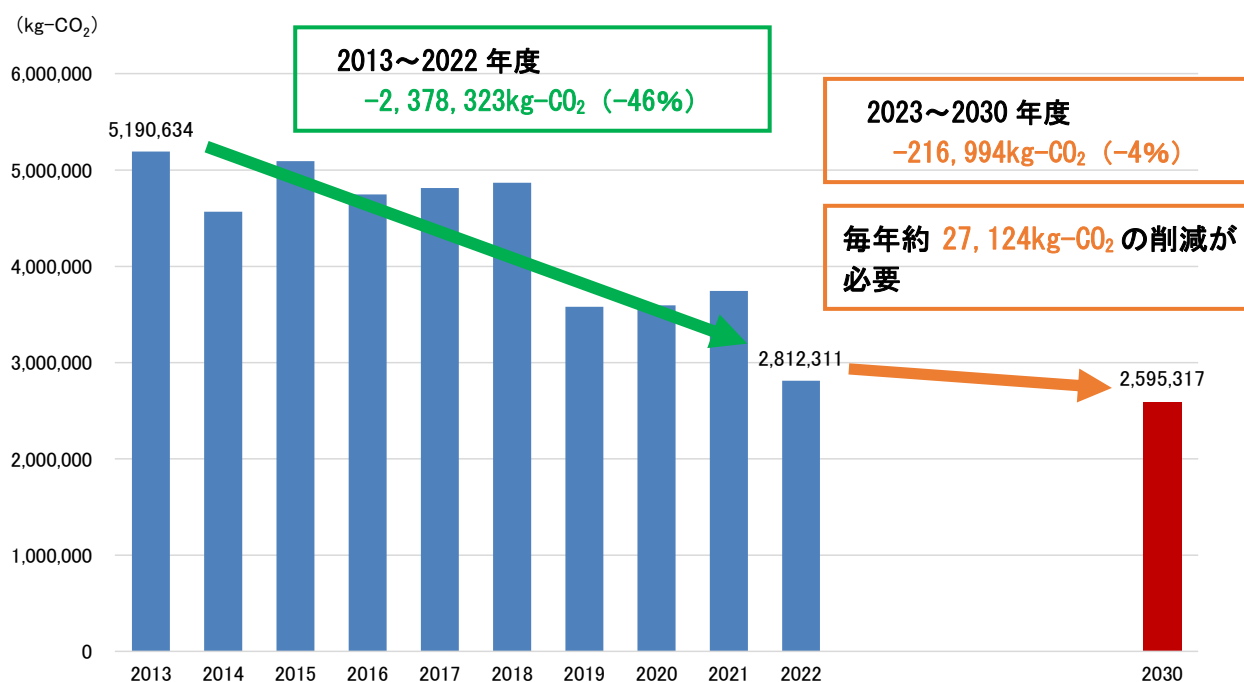
目標年度である 2030 年度の温室効果ガス排出量は、再生可能エネルギーの導入、運用改善対策や設備・機器の更新対策、電力の二酸化炭素排出係数の低減効果により、2013 年度比で 50%削減することを目指します。

<温室効果ガス削減目標>
2030 年度の温室効果ガス排出量を、基準年（2013 年度）比で 50%削減することを目指します。

2013 年度における温室効果ガス排出量 5,190,634 kg-CO₂

2030 年度における温室効果ガス排出量
2,595,317 kg-CO₂
(2,595,317 kg-CO₂ の削減、削減率 50%)

◆温室効果ガス排出量の削減目標



VI章 目標達成に向けた取り組み

1 重点的な取り組み

(1) 公共施設の省エネルギー化の推進

- 既存施設の LED 化、高効率空調、換気設備等の導入による省エネルギー化を促進する。
- 新設する公共施設については、原則 ZEB Oriented 相当以上とし、2030 年度までに新築建築物の平均で ZEB Ready 相当となることを目指す。

(2) 再生可能エネルギーの最大限の導入

- 2030 年度までに既存の公共施設については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備を最大限設置する。
- 太陽光発電のさらなる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池を積極的に導入する。
- 公共施設で使用する電力の調達は再生可能エネルギー由来の電力への切替えを推進する。

(3) 公用車の電動車への切替促進

- 新規導入または更新時には、代替可能な電動車が無い場合を除き、電動車の導入を優先する。

(4) 廃棄物の 5 R の徹底

- 庁舎における廃棄物の 5 R を徹底する。

(5) 職員の行動変容

- 職員の意識変革による環境配慮行動の実践を推進する。

2 各項目における取り組み

所属ごとに、業務内容や設備・機器の整備状況等を踏まえて、以下に示す各項目における取り組みを進めていきます。

(1) 財やサービスの購入に関する取り組み

①用紙類

- DX化の推進により、用紙購入量を削減する。
- コピー用紙や衛生紙等は、再生紙が使用されている製品を購入する。
- 印刷物を発注する際は、原則として古紙配合率が高くかつ白色度の低いものを指定する。
- 印刷は、可能なものは再資源化が容易な非塗工紙を使用する。

②電気製品

- 電気製品を購入・更新する際は、エネルギー消費効率の高い製品を選ぶ。
- 全ての施設でLED照明を導入する。
- エネルギー消費の少ない自動販売機へ更新する。

③公用車

- 公用車の新規導入・更新時は、代替可能な電動車（電気自動車（EV）、プラグインハイブリッド自動車（PHV）、燃料電池自動車（FCV）、ハイブリッド自動車（HV））がない場合を除き、電動車を基本とする。

④文具・事務機器等

- 使い捨て製品の購入を控える。
- 再利用や詰め替え可能な製品（文具、洗剤等）を購入する。
- 部品の交換修理の可能な製品など長期使用が可能な製品を購入する。
- エコマークなど、環境配慮型製品に認定または登録された製品を購入する。

(2) 財やサービスの使用に関する取り組み

①用紙類

- 両面印刷、裏面コピー、縮小機能を利用する。
- 資料の簡素化、DX化の推進により、用紙使用量を削減する。

②水道使用量

- 洗面、歯磨き、食器・器具の洗浄や洗濯などをするときには、こまめに水を止める。
- 利用者に節水への協力を促進するため、水回りに節水啓発の表示を行う。

③電気使用量

- OA 機器については、節電・待機モードを活用するとともに、長時間使用しない場合は主電源を切って、待機時消費電力を削減する。
- 冷房時の室温は 28℃、暖房時の室温は 20℃を目安に適切な調整に努める。
- 空調フィルタを定期的に清掃・点検する。
- 冷房効率を上げるためにカーテン、ブラインドを活用する。
- 照明の適正な照度管理を行う。
- 節電を意識付けするため、スイッチに節電啓発の表示を行う。
- 閉庁後は、不必要な照明を消灯する。
- 通路・階段等の共有部分で通行・作業に支障のない場所は、点灯しない。
- 窓側等消灯が可能な場所においては、日中はできるだけ自然光を取り入れ、照明を消す。
- 定期的に照明器具を点検する。
- クールビズ・ウォームビズを実施する。
- 省エネルギー等のために、ノー残業デーを設定する。

④燃料使用量

- 自動車のタイヤ空気圧を適正に保つ等、定期的に点検・整備を実施する。
- 近距離移動は、徒歩または自転車を利用する。
- 公共交通機関の利用を心掛ける。
- 緩やかに発進し（5秒かけて 20km/h まで加速）、経済速度で運転する。
- 早めにアクセルオフをしてエンジンプレーキを活用する。
- 駐・停車中はエンジンを止め、アイドリングストップに努める。
- カーエアコンは控えめにする。
- 無駄な荷物を積んだまま運転しない。
- 公用車の走行距離を把握・管理する（運転日報の記録など）。
- テレワークの推進、web 会議の活用など温室効果ガスの排出削減にも繋がる効率的な勤務体制を推進する。

(3) 5Rの取り組み

- マイボトルの持参等に取り組み、ごみの排出量削減に努める。
- 給食については生ごみを減量化する献立メニューを検討する。
- 使用済封筒やファイリング用品等を再利用する。
- プリンターのトナーやカートリッジを分別回収し、リサイクルする。
- 庁舎内の資源回収を利用する。
- 弁当ごみのプラスチック容器を洗ってからリサイクルする。

(4) 施設設備の改善に関する取り組み

- 新築・改築する建築物については、ZEB化の実現に向けた省エネルギー対策を行う。
- 断熱性能の高い複層ガラスや樹脂サッシ等の導入により建築物の断熱性能の向上に努める。
- 照明・空調・給湯設備など各種設備を導入・更新する際は、LD-Tech 認証製品などを参考に、省エネルギー型を導入する。
- デマンド管理や電力消費監視システム等を導入し、電力消費の見える化を進める。
- 人感センサー付の照明器具の導入を進める。
- 自然光、自然風を施設内に取り入れる工夫を行う。
- エネルギー消費の少ない熱源機・ポンプへ更新する。

<設備機器の新規整備又は更新に関する計画>

設備機器の更新時期を捉え、設備機器の劣化状況等を勘案して、優先順位の高い設備機器から順番に高効率な設備機器を導入するなど、費用対効果の高い合理的な対策を実施する。

<省エネルギー設備・機器の導入基準>

環境省が公表する「LD-Tech*認証製品一覧」などを参考に、CO₂削減に最大の効果をもたらす製品の導入を進める。

※先導的 (Leading) な脱炭素技術 (Decarbonization Technology)

(5) 再生可能エネルギーに関する取り組み

- 新築建築物については、太陽光発電設備を最大限設置することを徹底する。既存の建築物については、その性質上適しない場合を除き、太陽光発電設備を最大限設置する。
- 太陽光発電の更なる有効利用及び災害時のレジリエンス強化のため、蓄電池や燃料電池を積極的に導入する。
- バイオマス利用設備など、再生可能エネルギーの導入を進める。
- 再生可能エネルギー由来の電力など、可能な限り排出係数の低い電力の調達を推進する。

(6) 建設工事に関する取り組み

- 支障のない限りエネルギー消費量の少ない建設機械や資材を使用するよう発注者として促す。
- 出入車輛から排出される温室効果ガスの抑制を発注者として促す。(運搬車両台数、運転時間、運搬ルートを検討など)
- 建設廃棄物の抑制を図るとともに、適正処理を確認する。

(7) 吸収作用の保全及び強化に関する取り組み

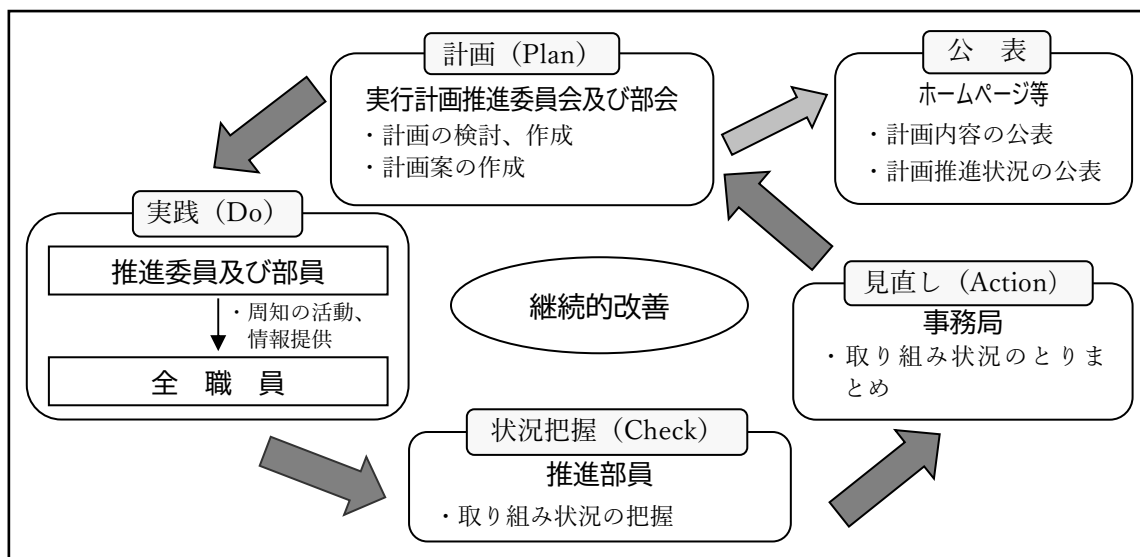
- 市有林の枝打ちや間伐により、吸収作用の保全及び強化を進める。
- 公共施設や公共空間の緑化を進め、吸収作用の保全及び強化を進める。

VII章 事務事業編の進捗管理の仕組み

1 推進体制

本計画を実施・推進していくためには、各職場で自主的かつ積極的に取り組みを推進していくことが必要であり、以下のような体制をとることとします。

◆推進体制と進捗管理



(1) 宮若市地球温暖化対策実行計画推進委員会

宮若市地球温暖化対策実行計画推進委員会は、宮若市環境基本計画推進委員会が兼任します。

部会は、関係課長補佐・係長で組織し、計画に示す取り組みの実施状況や温室効果ガス排出量の算定に関する活動量など、計画の推進に関する事項の調査、検討を行います。

(2) 事務局（環境保全課）

実行計画推進委員及び部員との調整を図り、計画の取り組み状況のとりまとめなどを行うとともに、実行計画推進委員会及び部会の開催・運営を行います。

2 進捗管理の方法

温室効果ガスの算定に必要な活動量や計画に示す取り組みは、年1回、実行計画推進部員が調査票を用いて各所属、各施設の状況を把握し、事務局に報告します。事務局は宮若市全体の温室効果ガス排出量を算定して削減目標の達成状況を点検・評価するとともに、取り組みの実施状況をとりとめます。

とまとめた結果は、宮若市ホームページ等をとおして公表します。

◆活動量及び取り組み実施状況調査

項目	調査担当課	報告回数
電気・燃料使用量	施設及び車両を管理する課	年1回
公用車走行距離	車両を管理する全ての課	
カーエアコンを搭載している公用車の台数	車両を管理する全ての課	
し尿処理量、浄化槽人数	施設を管理する課	
取り組みの実施状況	各課	

資料編



〔追い出し猫（猫塚公園）〕

資料編

1 宮若市環境基本条例

宮若市環境基本条例

平成18年2月11日

条例第126号

(目的)

第1条 この条例は、宮若市の将来にわたる環境の保全について、基本的な理念を定め、市、事業者及び市民などの責務を明らかにするとともに、市の環境の保全に関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって市民の福祉の増進に寄与することを目的とする。

(定義)

- 第2条 この条例において「事業者」とは、市内において事業活動を行うすべての者をいう。
- 2 この条例において「市民など」とは、市民及び通過者その他の滞在者をいう。
- 3 この条例において「良好な環境」とは、市民が健康で文化的かつ快適な生活を営むことができる環境をいう。

(基本理念)

- 第3条 環境の保全は、良好な環境を確保し、これを将来の世代に引き継いでいくことを目指して、総合的かつ長期的に推進されなければならない。
- 2 環境の保全は、環境への負荷の少ない持続的発展が可能な社会を構築していくことを目指して、推進されなければならない。
- 3 環境の保全は、市域のみならず地球規模における人類共通の課題であり、事業活動及び日常生活における環境保全の活動を通じて、地球環境の保全に貢献していくことを目指して、推進されなければならない。
- 4 環境の保全は、住民参加の視点に立って、市、事業者及び市民などが一体となった協力体制の下に、自主的かつ積極的に推進されなければならない。

(市の責務)

第4条 市は、前条に規定する基本理念にのっとり、環境の保全に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、実施しなければならない。

(事業者の責務)

第5条 事業者は、第3条に規定する基本理念にのっとり、その事業活動が環境に与える影響を認識し、環境の保全に自らが努めるとともに、法令及び市の条例を遵守し、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(市民などの責務)

第6条 市民などは、第3条に規定する基本理念にのっとり、自らの日常生活から生ずる環境の保全上の支障を防ぐよう努めるとともに、市が実施する環境の保全に関する施策に積極的に協力しなければならない。

(市の施策)

第7条 環境の保全に関する施策の策定及び実施は、次に掲げる事項を基本的な指針として、総合的かつ計画的に行わなければならない。

(1) 安全で循環型の社会を目指す環境づくり

ア 大気環境の保全

イ 水環境の保全

ウ 土壌環境及び地盤環境の保全

エ 廃棄物及びリサイクル対策

(2) 自然と人間が共生する環境づくり

ア すぐれた自然の保全

イ 自然とのふれあいの場の維持及び形成

(3) 快適な地域環境づくり

ア 身近なみどりの確保

イ 水辺とのふれあいの確保

ウ 都市景観の修復及び創造

エ 歴史及び文化の保存及び継承

(4) すべての主体の参加の実現 市、事業者、市民などすべての主体による自主的積極的行動の促進

(環境基本計画の推進)

第8条 市長は、身近な環境から地球規模までの環境の保全に貢献できる施策を総合的かつ計画的に実現するため、宮若市における環境の保全に関する基本的な計画(以下「環境基本計画」という。)を策定し、推進しなければならない。

2 市長は、環境基本計画を定めるに当たっては、あらかじめ宮若市環境審議会条例(平成18年宮若市条例第127号)により設置された宮若市環境審議会の意見を聴かななければならない。

(委任)

第9条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この条例は、平成18年2月11日から施行する。

2 宮若市環境審議会

氏名など	団体名など
会長 依田 浩敏	近畿大学産業理工学部 教授
副会長 安部 勝洋	宮若市環境衛生連合会 会長
菅野 憲一	近畿大学産業理工学部 教授
高尾 康裕	福岡県嘉穂・鞍手保健福祉環境事務所 環境長
高田 富太郎	福岡県飯塚農林事務所 農山村振興課長
山田 將喜	国土交通省遠賀川河川事務所 河川環境課長
福原 秀一	宮若市環境衛生連合会 副会長
岩見 幸則	宮若市民生委員・児童委員協議会 副会長
釜場 弘則	宮若市老人クラブ連合会 会長
池田 欣彦	宮若商工会議所振興課 経営指導員
金尾 健	若宮商工会 事務局長
神谷 知美	直鞍農業協同組合 営農生活課 次長
下川 厚子	宮若市身体障がい者福祉協会 会長
塩川 光一郎	東京大学 名誉教授 帝京大学 理工学部 客員教授

(任期：令和5年4月1日から令和7年3月31日 順不同敬称略)

3 宮若市環境基本計画策定委員会

宮若市環境基本計画策定委員会			
委員長	市長		産業観光課長
	総務課長		農政課長
	管財課長		土地対策課
	市民窓口課長		建築都市課長
	秘書政策課長		土木建設課長
	財政課長		下水道課長
	まちづくり推進課長		水道課長
	子育て福祉課長		教育総務課長
	健康福祉課長		学校教育課長
	保護人権課長		社会教育課長
副委員長	環境保全課長		議会事務局長
事務局	環境保全課 環境対策係		

4 宮若市環境基本計画策定作業部会

宮若市環境基本計画策定作業部会			
部会長	環境保全課長		建築都市課長補佐（建築都市係）
	総務課防災安全係長		建築都市課住宅管理係長
	管財課財産管理係長		土木建設課長補佐（農業土木係）
	市民窓口課市民窓口係長		土木建設課維持係長
	秘書政策課政策推進係長		土木建設課建設係長
	財政課財政係長		下水道課長補佐（下水道係）
	まちづくり推進課地域振興係長		下水道管理係長
	子育て福祉課子育て支援係長		水道課長補佐（浄水場係）
	健康福祉課長補佐（健康対策係）		教育総務課教育総務係長
	保護人権課人権福祉係長		教育総務課学校給食係長
	環境保全課長補佐（環境衛生係）		学校教育課学校教育係長
副部会長	環境保全課環境対策係長		社会教育課長補佐（社会教育・文化推進係）
	産業観光課商工振興係長		社会教育課公民館・スポーツ振興係長
	農政課農林対策係長		議会事務局議会係長
	農政課農業振興係長		農業委員会事務局係長
	土地対策課用地係長		
事務局	環境保全課	環境対策係	

5 宮若市環境基本計画策定の経過

令和4年度

日付	会議など	内容
10月5日	現状と課題の把握及びアンケート調査に係る基礎調査の開始	
2月13日	アンケートの送付	送付数 市民：1,000人（無作為抽出） 事業所：100か所（業種・規模別に抽出）
3月8日	アンケートの回収締め切り	回収数 市民送付：336通、事業所送付：50通
3月31日	アンケート結果の集約・基礎調査とりまとめ	

令和5年度

日付	会議など	内容
4月27日	現状の課題整理・骨子案作成	
5月18日	第1回環境基本計画策定作業部会	宮若市環境基本計画の策定について 計画策定に係る基礎調査の概要と骨子案について
6月1日	第1回環境基本計画策定委員会	宮若市環境基本計画の策定について 画策定に係る基礎調査の概要と骨子案について
6月13日	第1回環境審議会	委嘱状交付 宮若市環境基本計画の策定について(諮問) 計画策定に係る基礎調査の概要と骨子案について
7月5日	第1回市長面談	宮若市環境基本計画の策定に対する想い
8月18日	第2回環境基本計画策定作業部会	骨子及び素案(現状と課題・施策体系)について
8月29日	第2回環境基本計画策定委員会	骨子及び素案(現状と課題・施策体系)について
9月4日	第2回環境審議会	骨子及び素案(現状と課題・施策体系)について
9月4日	第2回市長面談	宮若市環境基本計画の策定理念について
10月20日	第3回環境基本計画策定作業部会	素案(具体的施策・目標値・計画の推進)について
10月24日	第3回環境基本計画策定委員会	素案(具体的施策・目標値・計画の推進)について
10月31日	第3回環境審議会	素案(具体的施策・目標値・計画の推進)について
12月7日	パブリックコメント縦覧開始	素案に対する意見収集
2月20日	第4回環境審議会	パブリックコメントでの意見を受けた修正 宮若市環境基本計画の策定について(答申)

6 環境基本計画策定のための市民アンケート調査

(1) 調査の概要

第2次宮若市環境基本計画策定にあたり、市民の意見を広く収集し、計画策定の基礎資料とするためアンケート調査を実施しました。

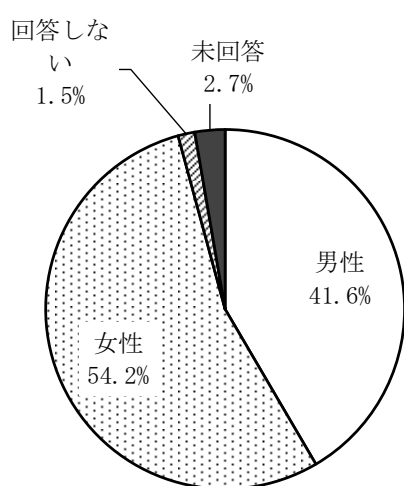
◆市民アンケート調査の概要

調査期間	令和5年2月13日送付 令和5年3月8日回収締切
調査方法	郵送法（回答は郵送またはウェブで受付）
調査対象	1,000人
対象者抽出方法	無作為抽出
回収数	336サンプル（郵送：260、ウェブ：76）
有効回収数	332サンプル
有効回収率	33.2%

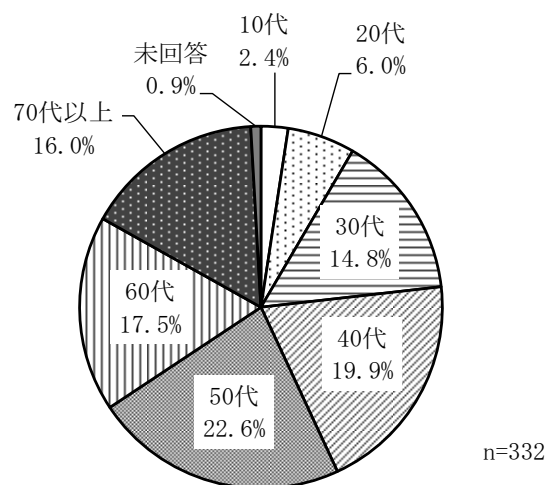
(2) 調査の結果

市民アンケート調査の結果を次に示します。

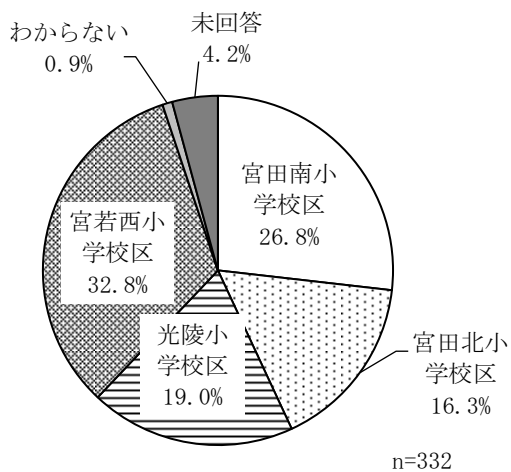
1) 回答者の属性



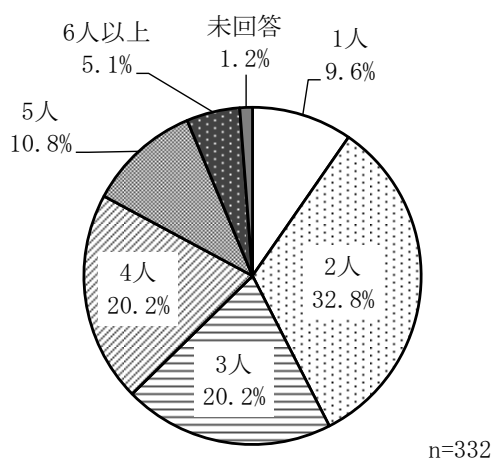
性別



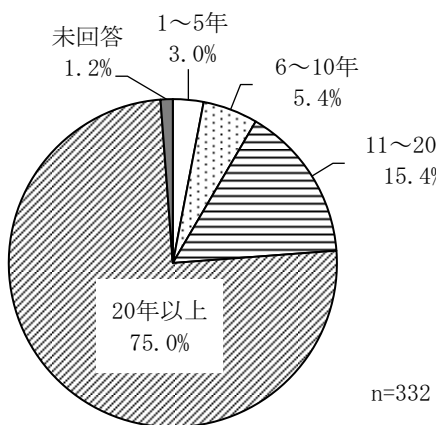
年齢



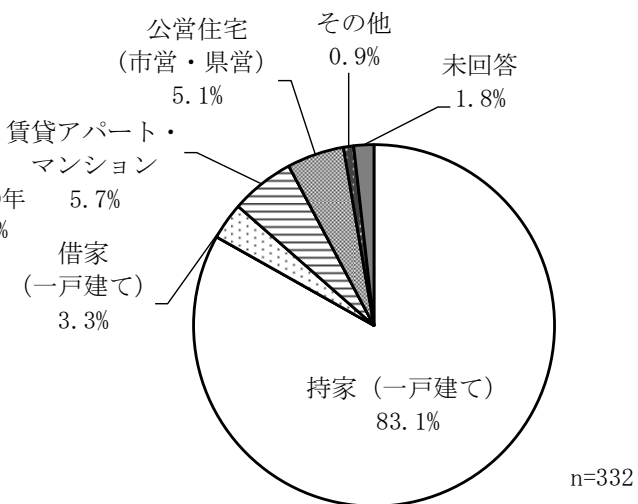
小学校区



世帯人員



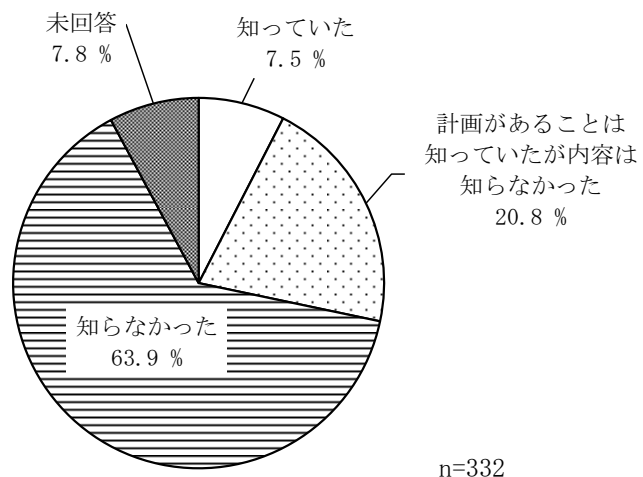
居住年数



お住まいの形態

2) 現行計画（宮若市環境基本計画）の認知度について

全回答を通じた「宮若市環境基本計画」の認知度については、「知らなかった（63.9%）」、「計画があることは知っていたが内容は知らなかった（20.8%）」を合わせておおよそ 8 割を占めている。

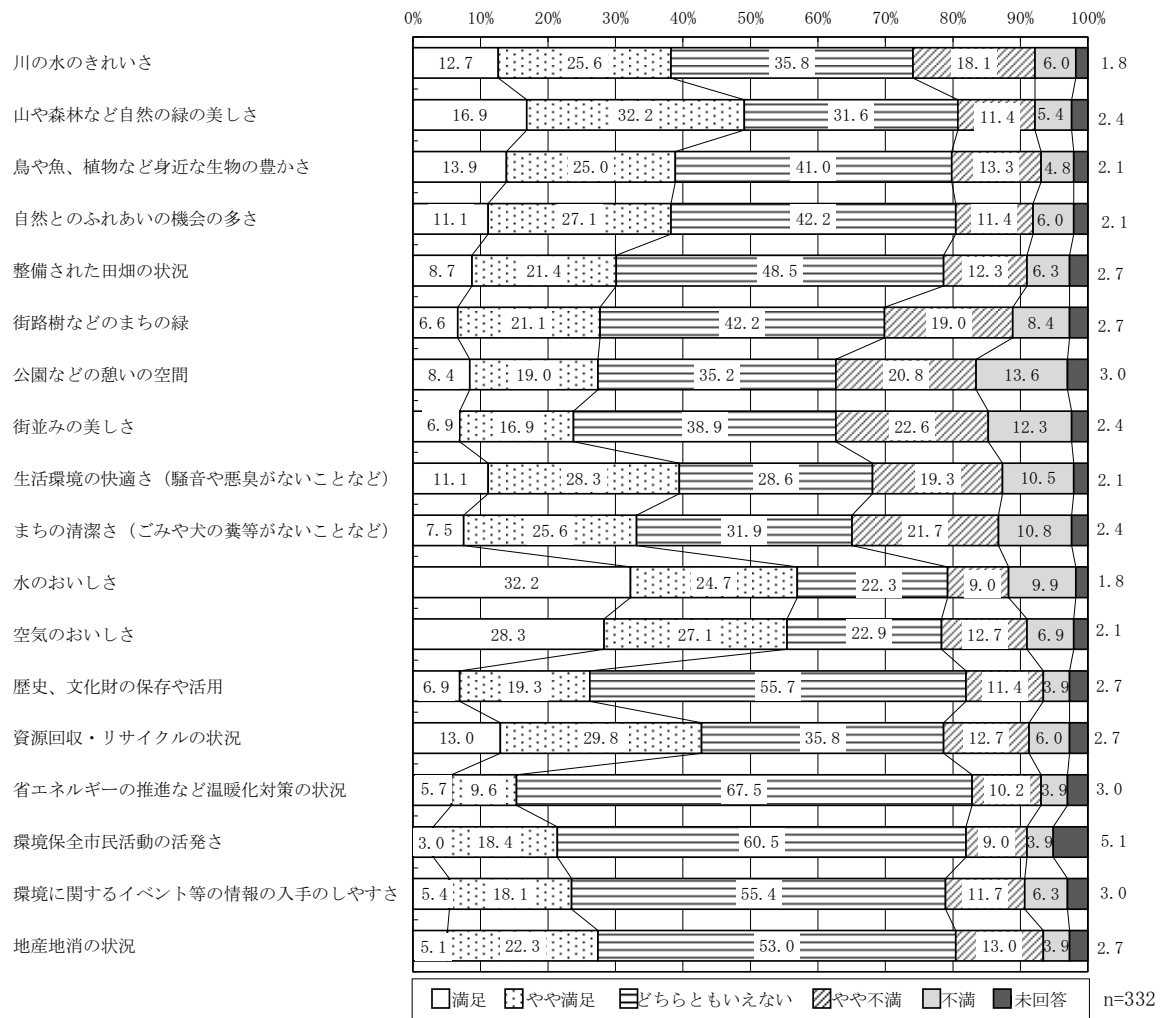


3) 宮若市の環境の現状について

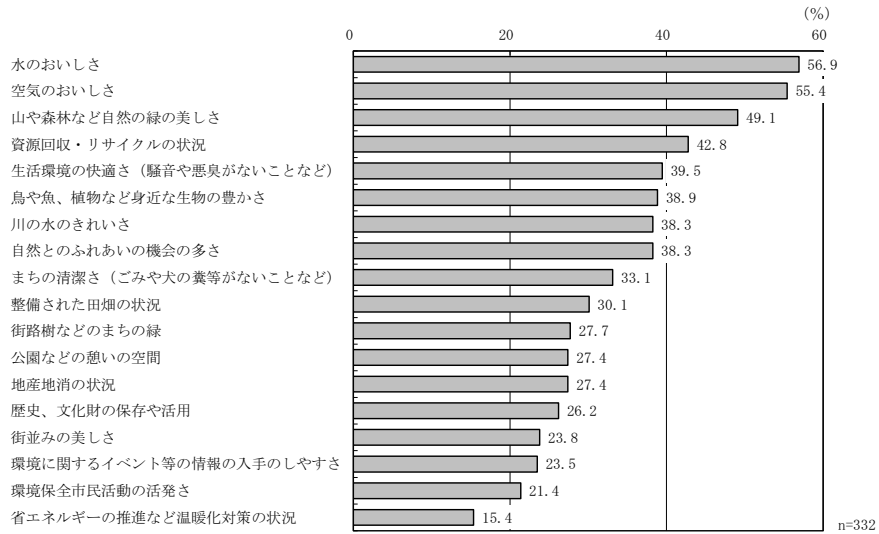
満足度

満足度が高い項目（「満足」と「やや満足」の割合の合計値が高い項目）は、「水のおいしさ（56.9%）」、「空気のおいしさ（55.4%）」、「山や森林など自然の緑の美しさ（49.1%）」などである。一方、満足度が低い項目（「やや不満」と「不満」の割合の合計値が高い項目）は、「街並みの美しさ（34.9%）」、「公園などの憩いの空間（34.3%）」、「まちの清潔さ（32.5%）」などとなっている。

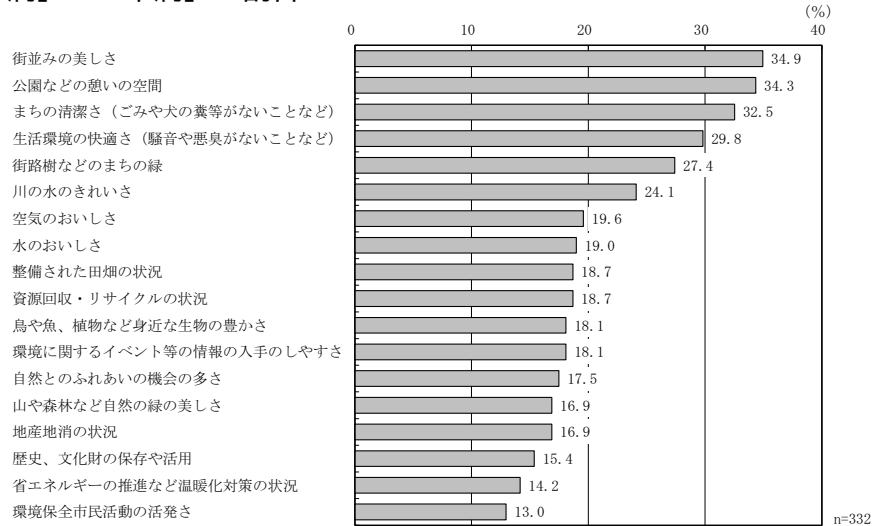
宮若市の自然環境に対しては満足度が高い一方で、まちの景観や清潔さ、憩いの空間に対し不満と感じている人が比較的多い結果となっている。



●「満足」 + 「やや満足」の割合

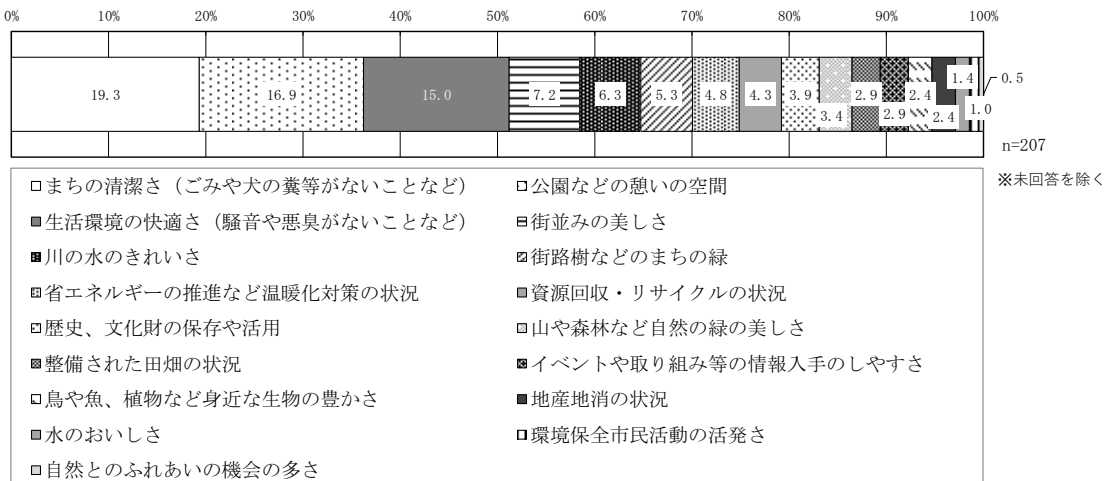


●「やや不満」 + 「不満」の割合



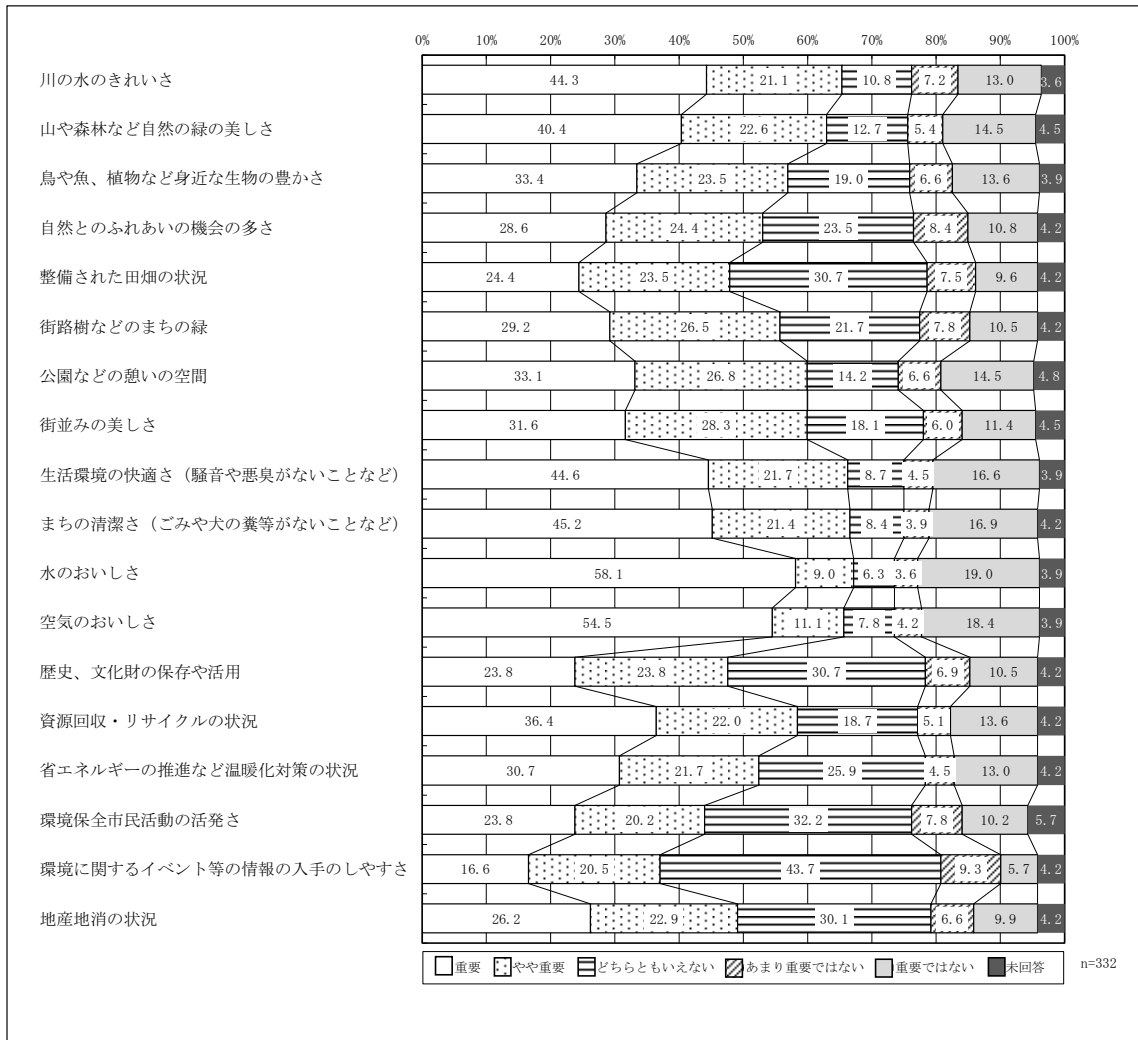
●最も不満だと感じる項目

最も不満だと感じている項目については、「まちの清潔さ (ごみや犬の糞等がないことなど) (19.3%)」、「公園などの憩いの空間 (16.9%)」、「生活環境の快適さ (騒音や悪臭がないことなど) (15.0%)」が高かった。

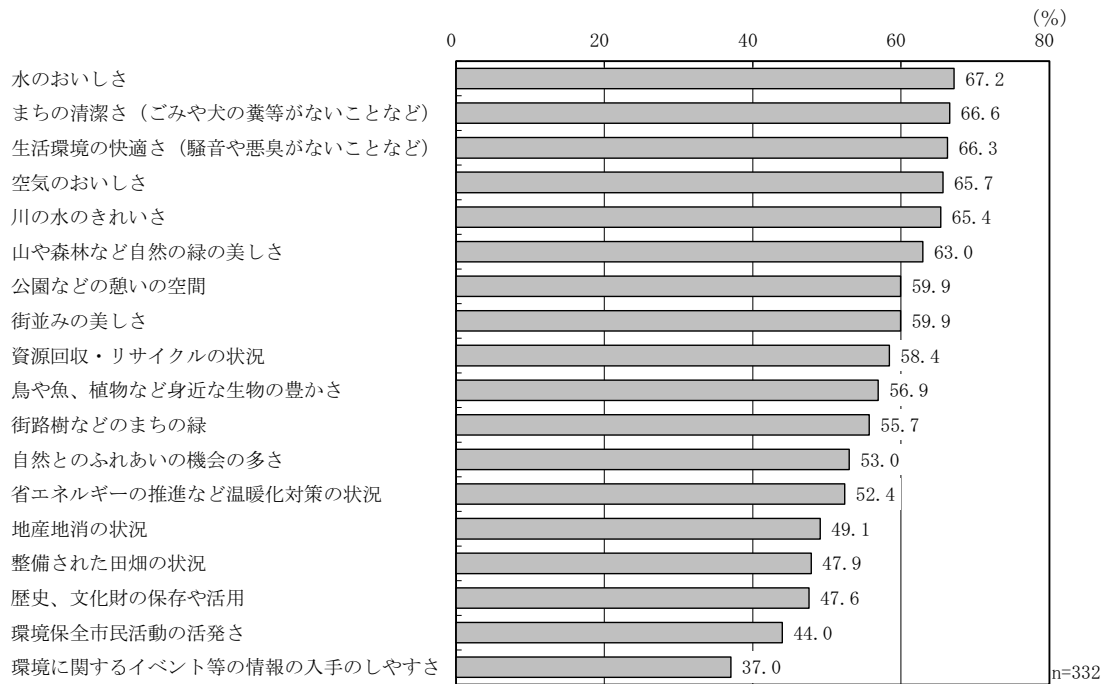


重要度

重要度が高い項目（「重要」と「やや重要」の割合の合計値が高い項目）は、「水のおいしさ（67.2%）」、「まちの清潔さ（ごみや犬の糞等がないことなど）（66.6%）」、「生活環境の快適さ（騒音や悪臭がないことなど）（66.3%）」の順となっている。

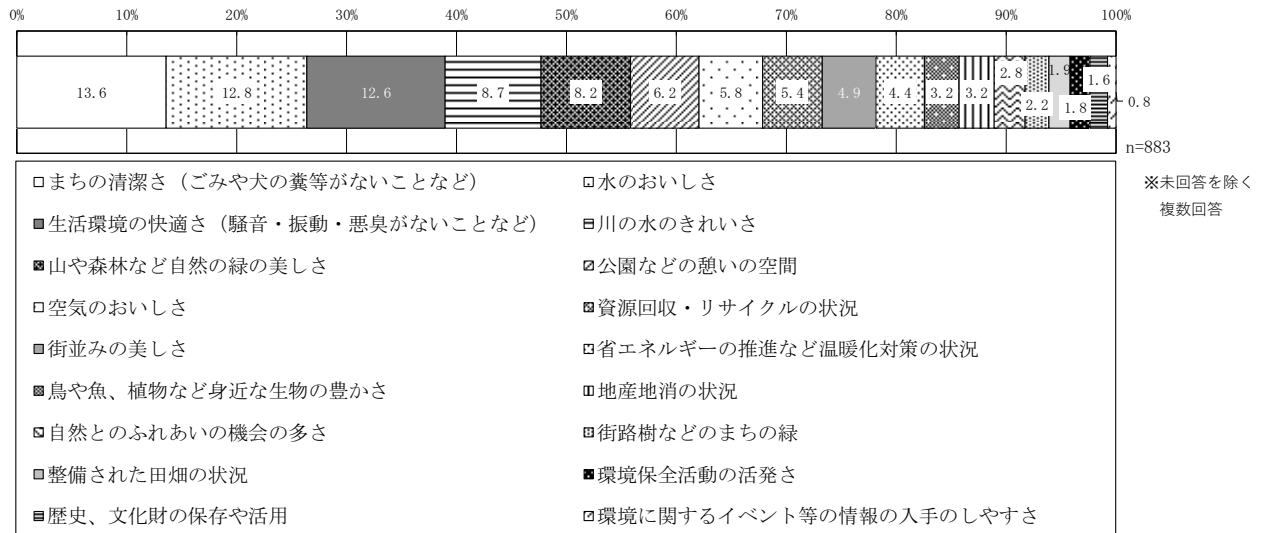


●「重要」+「やや重要」の割合



●最も重要だと思う項目

全回答を通じてみると、重要度が高い項目は、「まちの清潔さ (ごみや犬の糞等がないことなど) (13.6%)」、「水のおいしさ (12.8%)」、「生活環境の快適さ (騒音や悪臭がないことなど) (12.6%)」となっている。

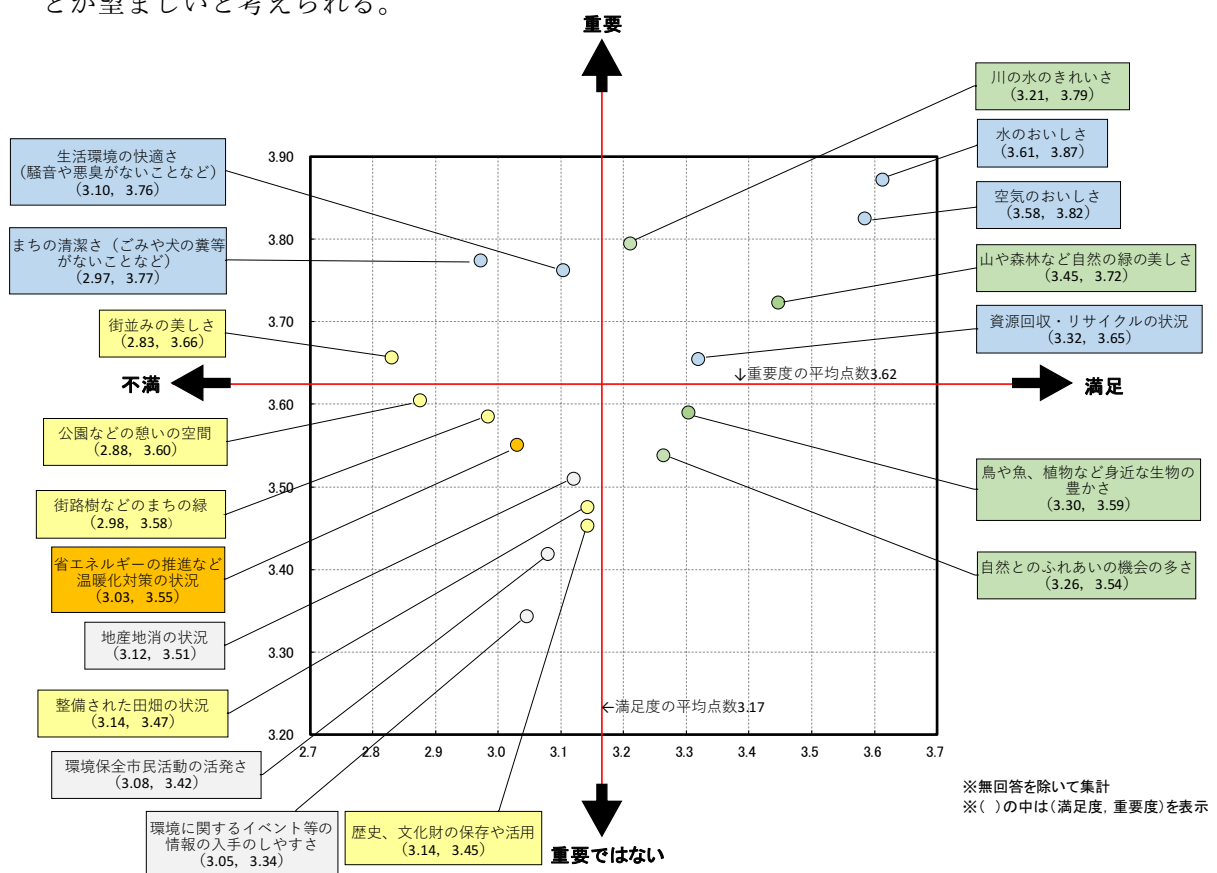


4) 重要度と満足度の関係

宮若市環境基本計画に示される5つの目標に関連する18の事項について、重要度と満足度を点数化し、相対的に比較した。

重要度指数が高く、満足度指数も高い項目は「水のおいしさ」「空気のおいしさ」「川の水のきれいさ」「山や森林など自然の緑の美しさ」「資源回収・リサイクルの状況」などであり、主に自然環境については、市民の意識としても重要と捉えており、現況の満足度も比較的高い状況であると考えられた。

一方、重要度指数が高く、かつ満足度指数が低い項目は、「生活環境の快適さ」「まちの清潔さ」「街並みの美しさ」であり、より市民に身近な生活環境・都市環境は重要である一方で、不満度が高い状況であることがうかがえる。これらについては、今後取り組みを強化することが望ましいと考えられる。



●評価点数の算出方法

5段階の評価にそれぞれ点数を与え、評価点数(満足度、または重要度)を算出する。

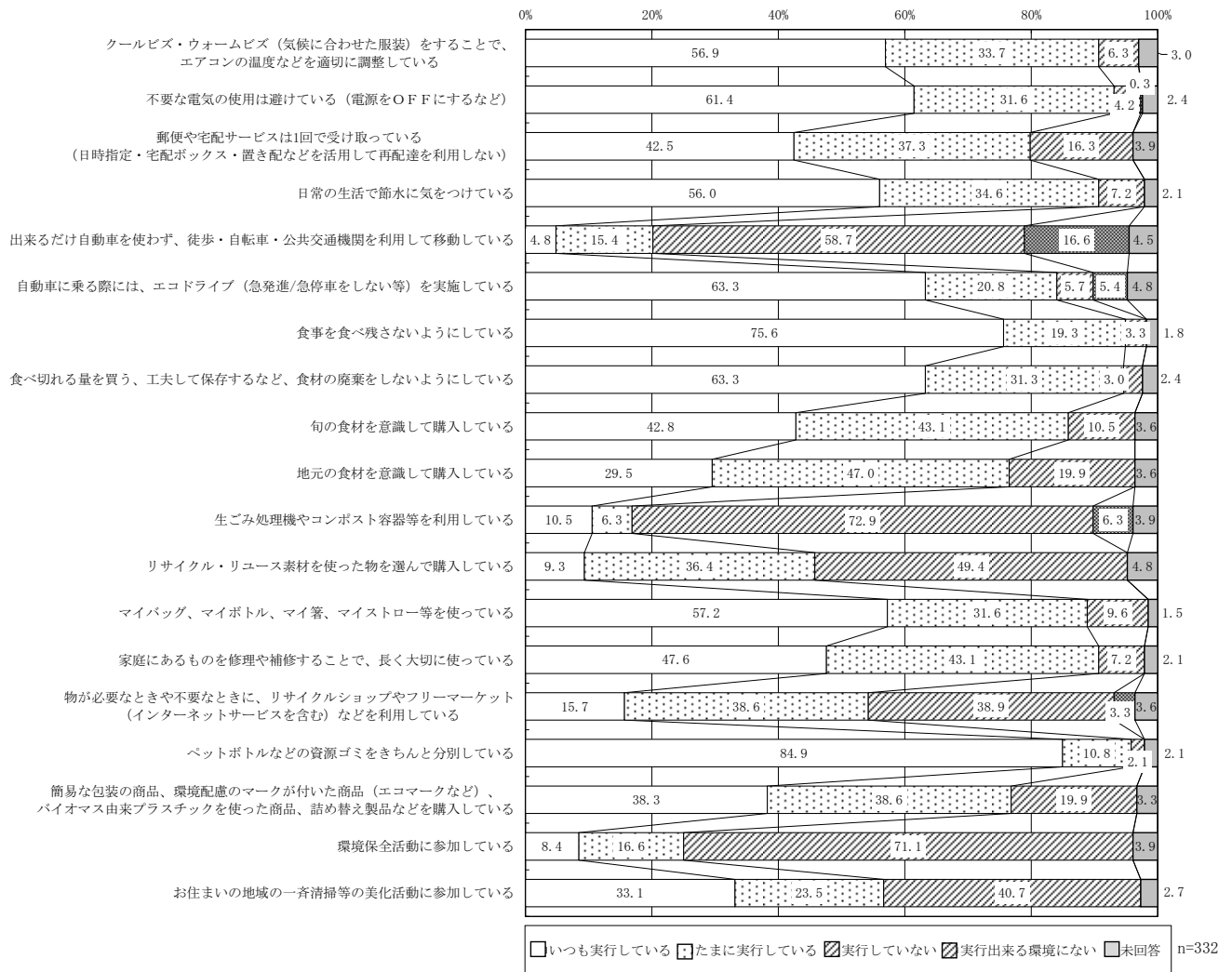
$$\text{評価点} = \frac{
 \begin{aligned}
 & \left[\begin{aligned}
 & \text{「満足(重要)」の回答者数} \times 5 \text{点} \\
 & + \text{「やや満足(重要)」の回答者数} \times 4 \text{点} \\
 & + \text{「どちらともいえない」の回答者数} \times 3 \text{点} \\
 & + \text{「やや不満(あまり重要ではない)」の回答者数} \times 2 \text{点} \\
 & + \text{「不満(重要ではない)」の回答者数} \times 1 \text{点}
 \end{aligned} \right]
 \div
 \left[\begin{aligned}
 & \text{「かなり満足(重要)」} \\
 & \text{「やや満足(重要)」} \\
 & \text{「どちらともいえない」} \\
 & \text{「やや不満(あまり重要ではない)」} \\
 & \text{「かなり不満(重要ではない)」} \\
 & \text{の回答者数}
 \end{aligned} \right]
 \end{aligned}$$

この算出方法により、評価点数(満足度、または重要度)は1点~5点の間に分布し、5点に近くなるほど評価は高くなり、逆に1点に近くなるほど評価が低くなる。

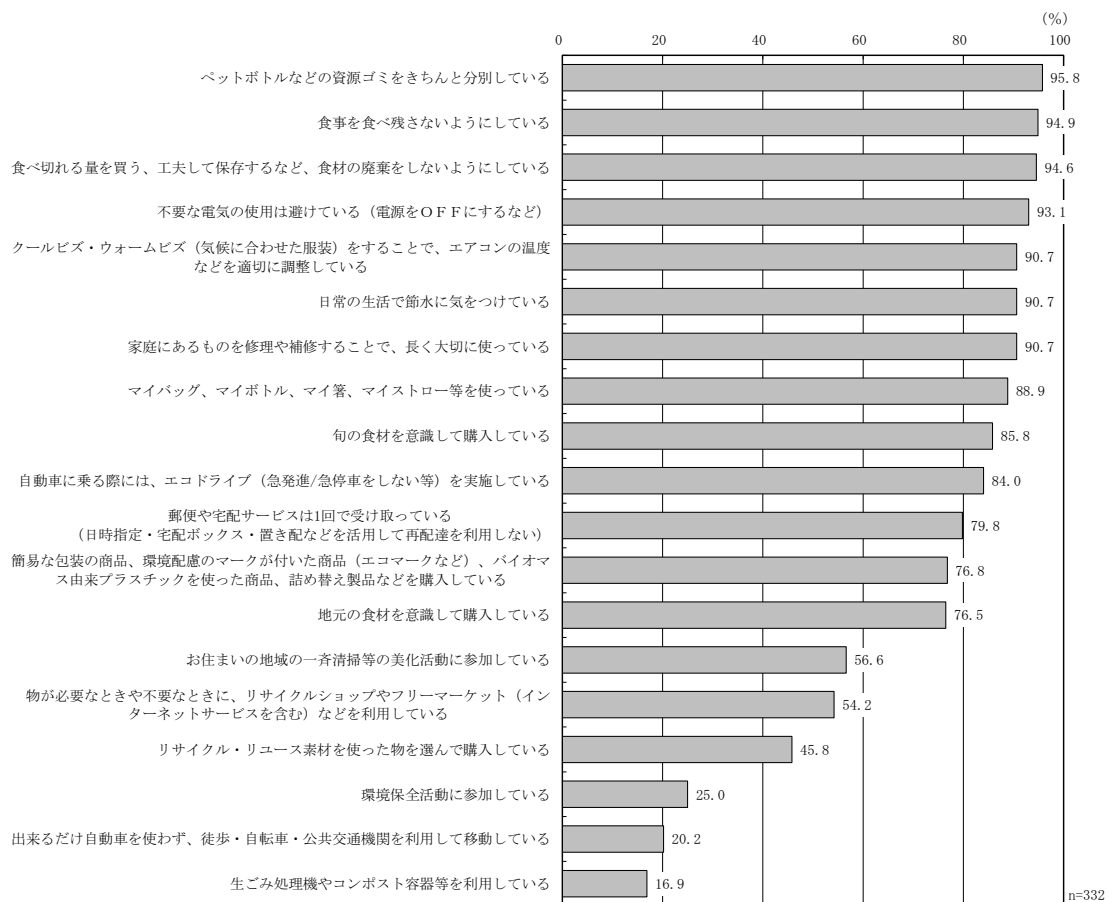
5) 環境保全や地球温暖化対策のための行動や意向について

現在

実行度が高い項目（「いつも実行している」と「たまに実行している」の割合の合計値が高い項目）は、「ペットボトルなどの資源ゴミをきちんと分別している（95.8%）」、「食事を食べ残さないようにしている（94.9%）」、「食べ切れる量を買う、工夫して保存するなど、食材の廃棄をしないようにしている（94.6%）」などである。

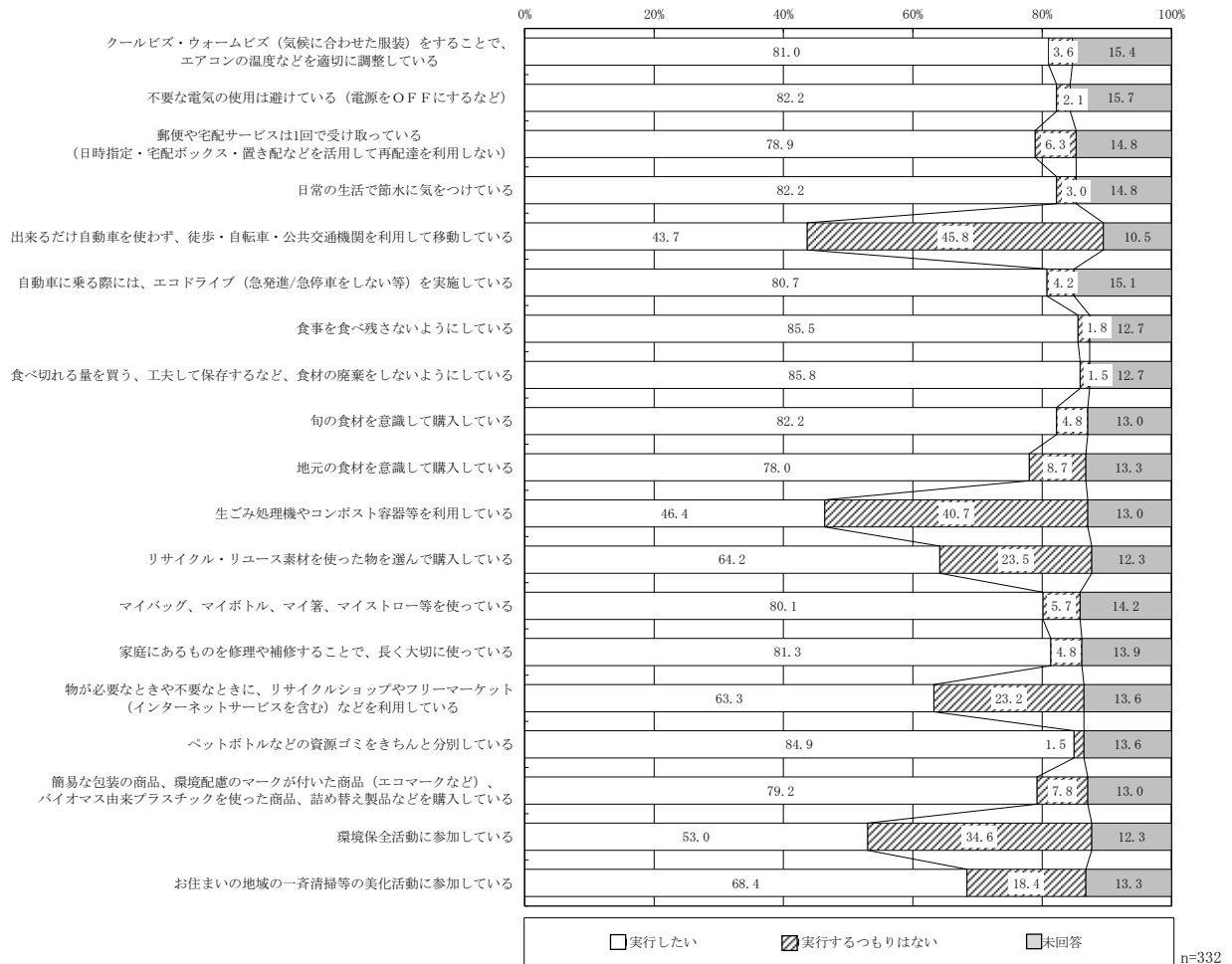


● 「いつも実行している」 + 「たまに実行している」の割合

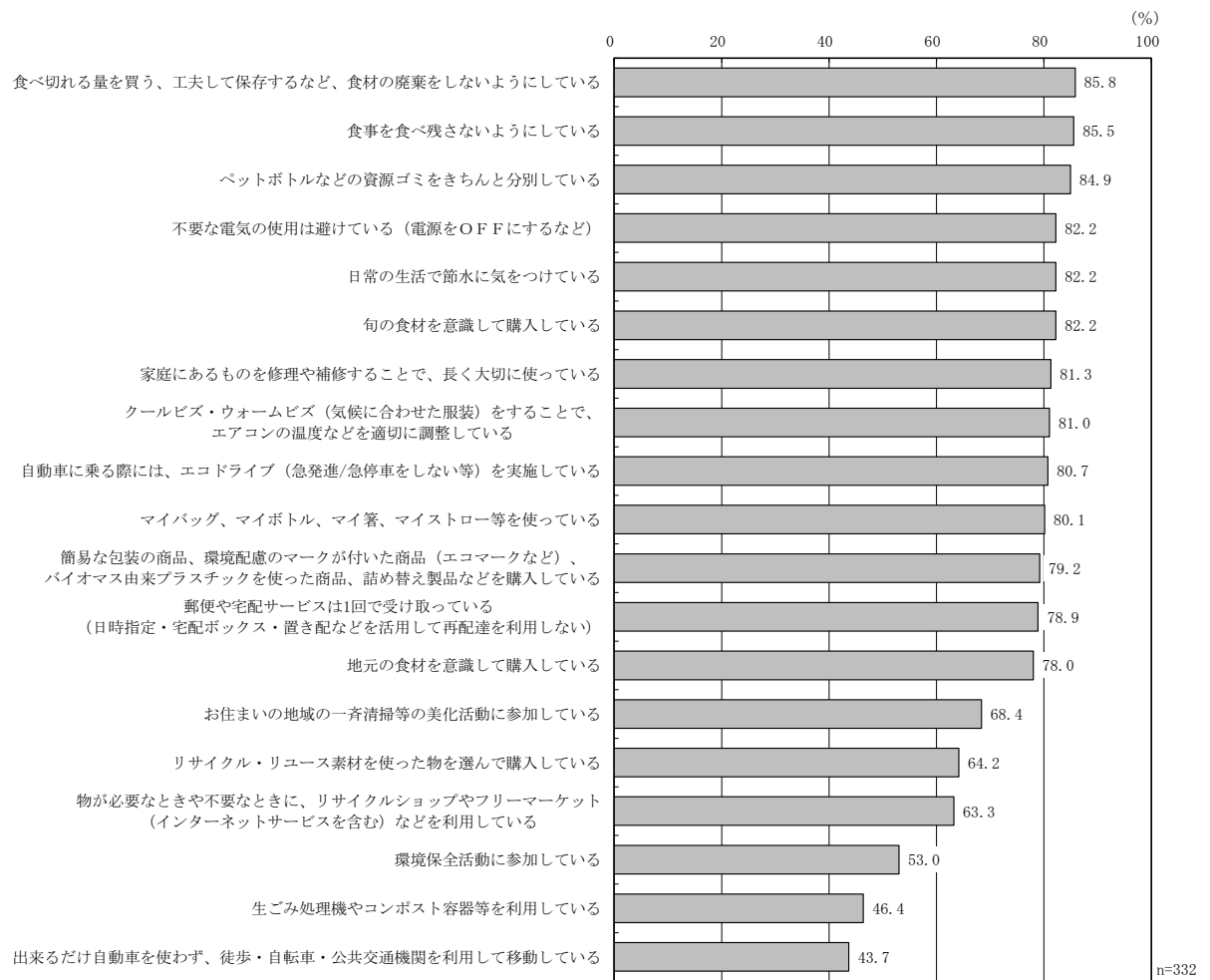


今後

今後の取り組みとして「実行したい」という意向が高い項目は、「食べ切れる量を買う、工夫して保存するなど、食材の廃棄をしないようにしている（85.8%）」、「食事を食べ残さないようにしている（85.5%）」などであり、食品ロスに関する項目が高かった。



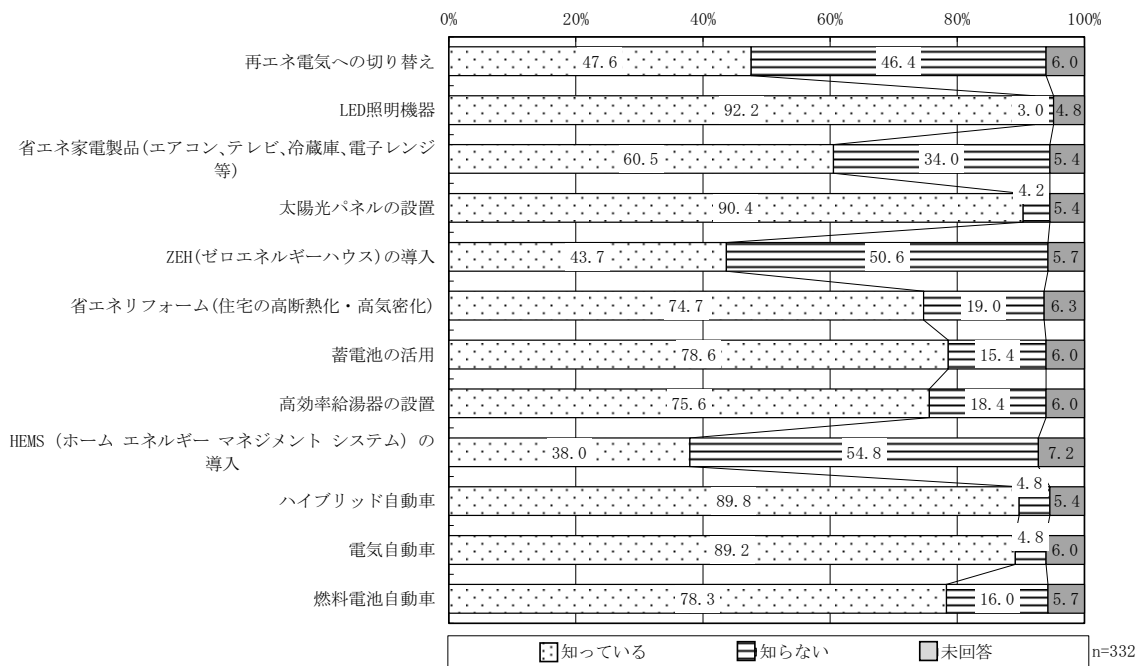
●今後「実行したい」の割合



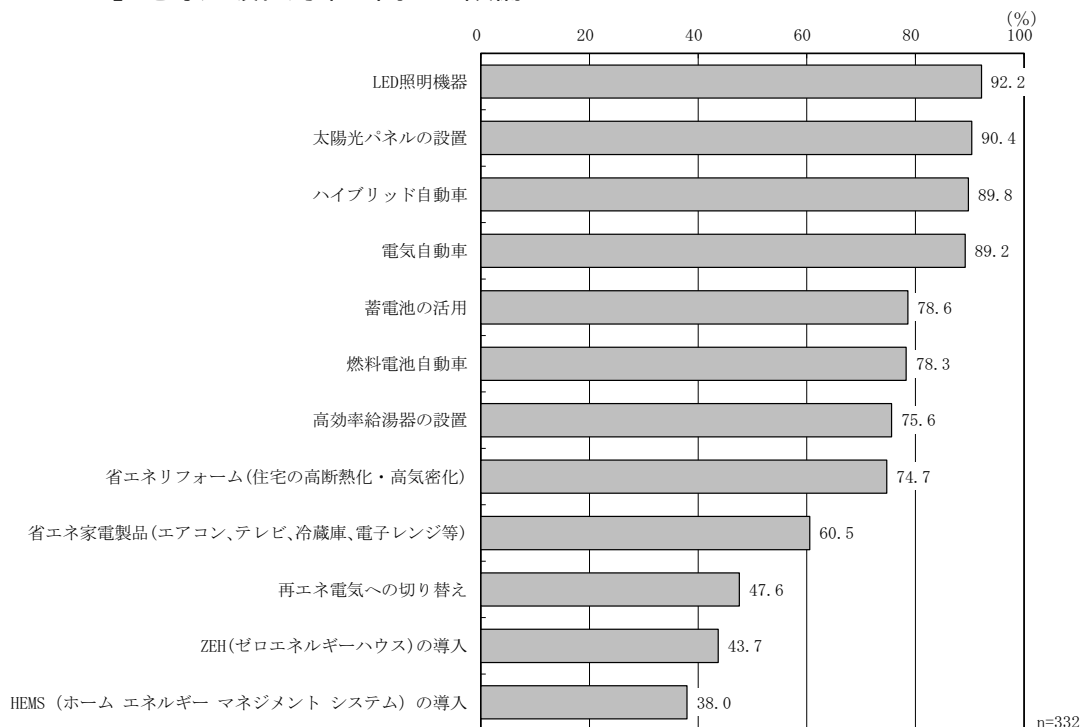
6) 地球温暖化対策に関わる設備の認知度・導入状況と今後の意向

認知度

認知度が高い取り組み（「知っている」の回答の上位）は、「LED 照明機器（92.2%）」「太陽光パネルの設置（90.4%）」となっている。一方で、「ZEH（ゼロエネルギーハウス）の導入（43.7%）」「HEMS（ホームエネルギーマネジメントシステム）の導入（38.0%）」などの認知度は低く、普及啓発等により認知度を高めていく必要がある。

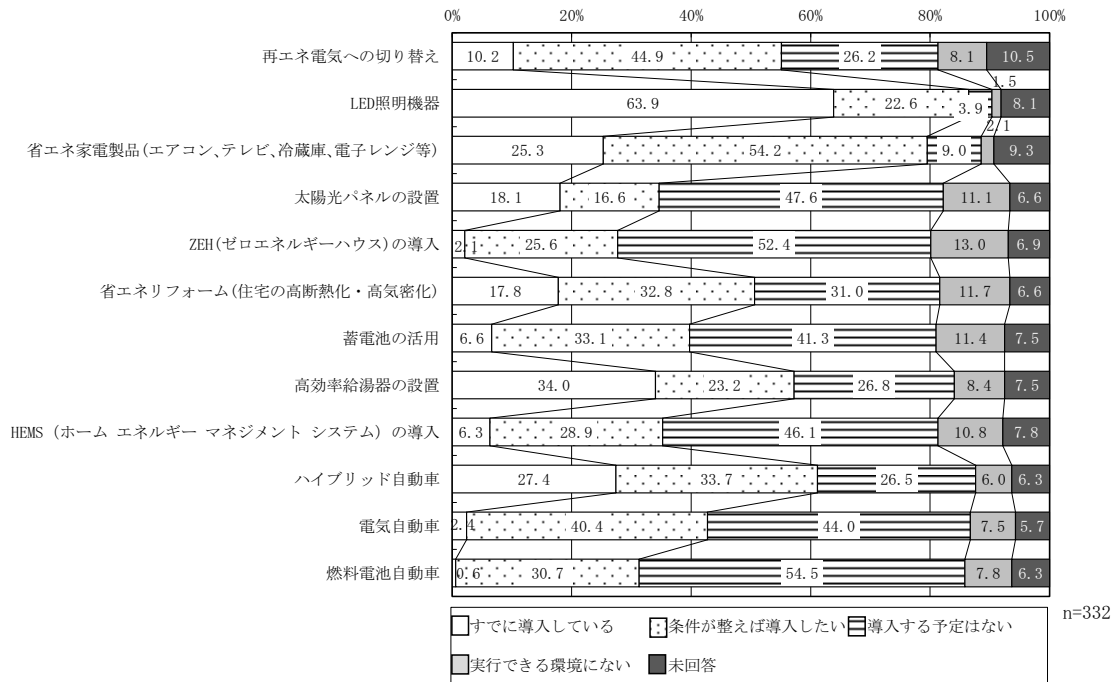


● 「知っている」地球温暖化対策に関わる設備

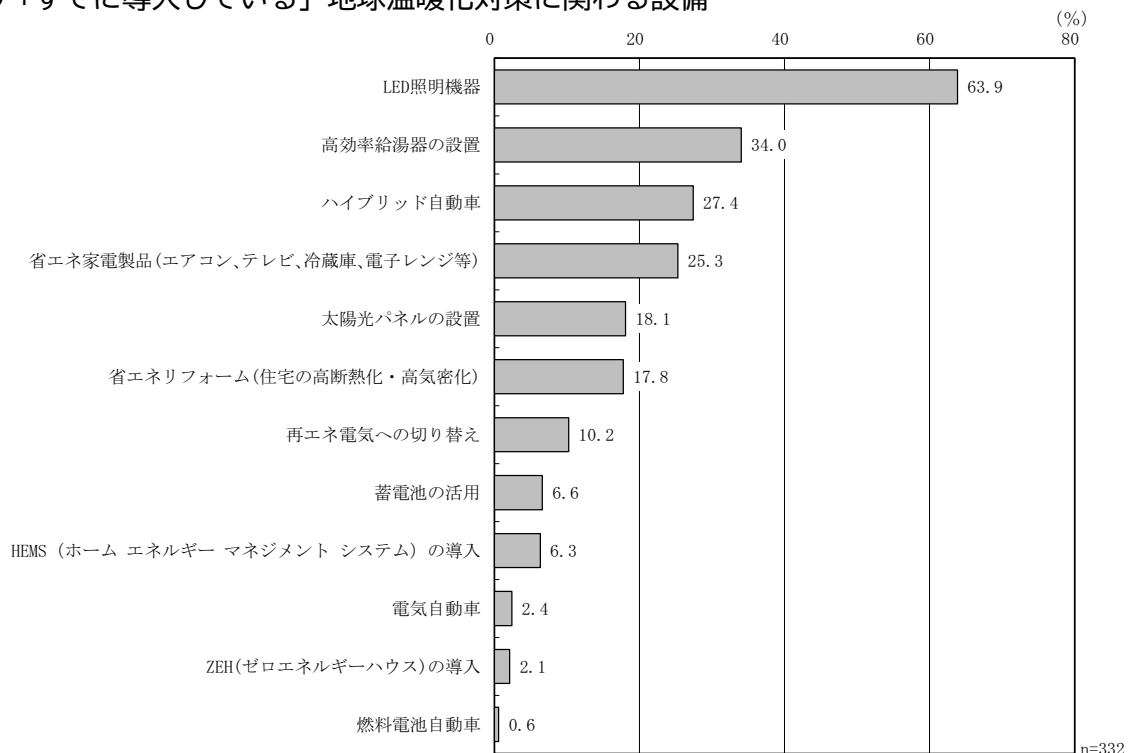


導入状況と今後の意向

導入状況と今後の意向で「すでに導入している」という回答は、「LED 照明機器 (63.9%)」が一番多く、次が「高効率給湯器の設置 (34.0%)」、「ハイブリッド自動車 (27.4%)」の順となっている。また、「条件が合えば導入したい」という回答は、「省エネ家電製品 (54.2%)」、「再エネ電気への切り替え (44.9%)」、「電気自動車 (40.4%)」が挙げられる。これらについては価格等の条件を満たせば、普及が進む可能性がある。



●「すでに導入している」地球温暖化対策に関わる設備



7) 宮若市の残したい環境や環境施策への意向について

残していきたい宮若市の環境について、分類別の主な回答は以下のとおりである。

分類	残していきたい環境の主な回答
自然、風景 (場所を特定していない意見)	桜並木 (河川公園、河川敷、赤木峠など)、きれいな水、川のきれいな水、自然・豊かな自然 など
自然、風景 (特定の場所についての意見)	犬鳴川河川公園、千石峡、犬鳴川、六ヶ岳、脇田温泉、清水寺、竹原古墳 など
歴史・文化に関する意見	石炭文化、神社・仏閣・城跡 など
環境に対する取り組み	公園・サイクリングロード、ホテルと祭り・観光 など
その他	道路整備・街路樹 など

自然、風景（場所を特定していない意見）

項目	理由	件数
桜関連		53
	河川公園の桜並木	37
	桜並木	10
	河川敷の桜並木	2
	赤木峠の桜	2
	八道園の桜	1
	千石峡の桜	1
水関連		18
	宮若市のきれいな水	8
	おいしい水	5
	水道水のおいしさ	3
	水と緑	1
水	1	
河川関連		14
	川のきれいな水、整備された川	7
	川	3
	ホテルのいる河川	3
鳥や動物が多く自然が守られた川	1	
その他（自然・風景等）		34
	自然・豊かな自然	22
	田畑、水路、田園風景	3
	田畑、河川敷の彼岸花	2
	森や山	1
	山の緑	1
	広葉樹の森	1
	風景	1
	四季	1
	ヒガンバナ	1
澄んだ空気	1	

自然、風景（特定の場所についての意見）

場所	理由	件数
犬鳴川河川公園		55
	犬鳴川河川公園の桜並木	38
	犬鳴川河川公園の彼岸花	9
	犬鳴川河川公園	8
千石峡関連		35
	千石峡の豊かな自然	22
	千石峡の川的美しさ	7
	千石峡	4
犬鳴川		7
	犬鳴川の彼岸花	2
	犬鳴川のきれいな水	2
	犬鳴川の自然	1
	犬鳴川のホタル	1
六ヶ岳関連		5
	六ヶ岳、笠置山等の登山道	2
	六ヶ岳	2
	六ヶ岳の自然	1
脇田温泉関連		4
	脇田温泉	2
	脇田温泉街	1
清水寺関連		4
	清水寺からの風景	3
	清水寺の灯籠	1
その他		11
	竹原古墳	5
	2000年公園	2
	光陵グリーンパーク	1
	なびき山	1
	毘沙門天	1
	若宮八幡宮	1

歴史・文化に関する意見

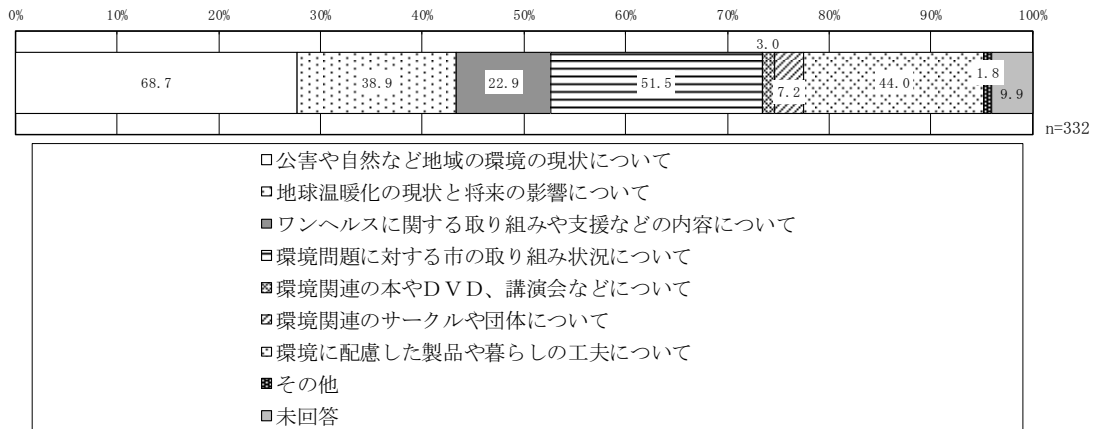
項目	理由	件数
歴史・文化		13
	石炭文化	3
	神社、仏閣、城跡など	3
	文化財	2
	イベント、祭り	2
	文化	1
	大門松	1
	稲の陰干し	1

環境に対する取り組み、その他の意見

項目	理由	件数
環境に対する取り組み		19
	公園・サイクリングロード	11
	ホテルと祭り・観光	3
	自然と利便	1
	里山の保全	1
	山の整備	1
	緑（人が集まる場所）	1
	休耕地を利用（コスモス・ヒガンバナ）	1
その他		15
	道路整備・街路樹	5
	子供、若者が住みやすい環境	2
	追い出し猫	2
	静かで利便性のある環境	1
	空き家問題	1
	農産物、特産品の展示即売	1
	未来	1
	開発より維持、管理	1
	産婦人科の必要性	1

8) 今後提供してほしい環境情報

市民が提供を希望する情報は「公害や自然など地域の環境の現状について (68.7%)」が最も多く、次いで「地球温暖化の現状と将来の影響について (38.9%)」、「ワンヘルスに関する取り組みや支援などの内容について (22.9%)」となっている。



7 環境基本計画策定のための事業所アンケート調査

(1) 調査の概要

第2次宮若市環境基本計画策定にあたり、事業所の意見を広く収集し、計画策定の基礎資料とするためアンケート調査を実施しました。

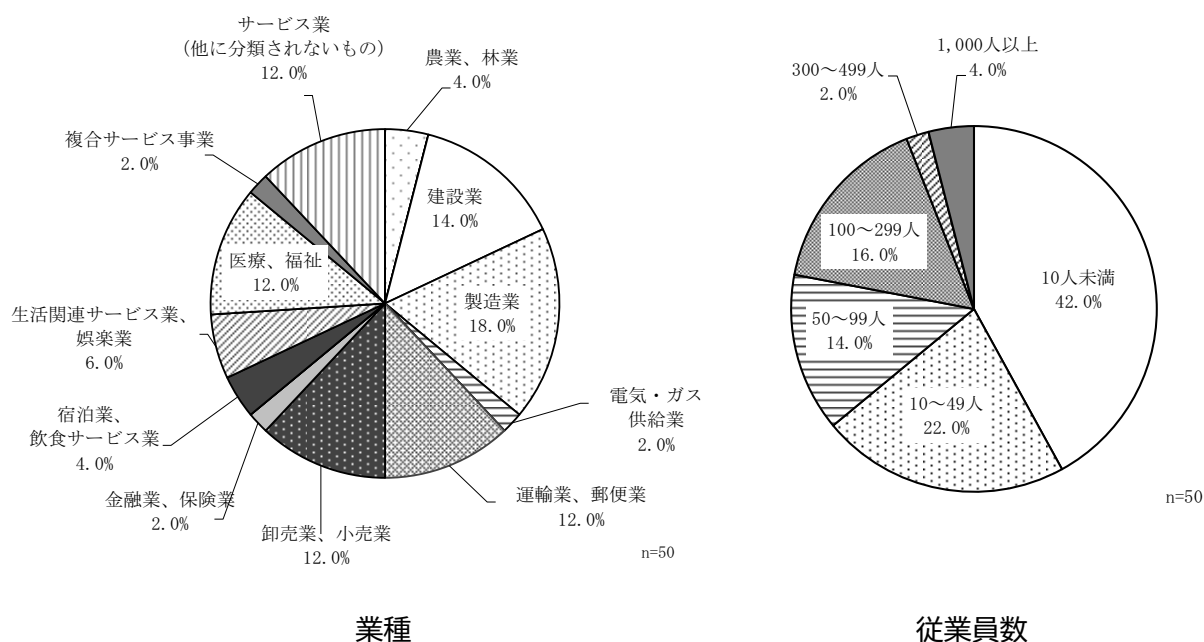
◆事業所アンケート調査の概要

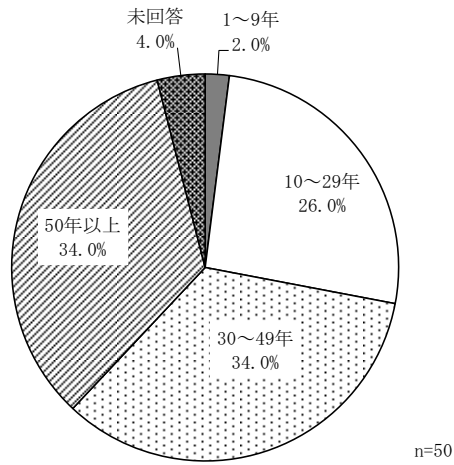
調査期間	令和5年2月13日送付 令和5年3月8日回収締切
調査方法	郵送法（回答は郵送またはウェブで受付）
調査対象	100社
対象者抽出方法	無作為抽出
回収数	50サンプル（郵送：36、ウェブ：14）
有効回収数	50サンプル
有効回収率	50.0%

(2) 調査の結果

市民アンケート調査の結果を次に示します。

1) 回答事業所の属性

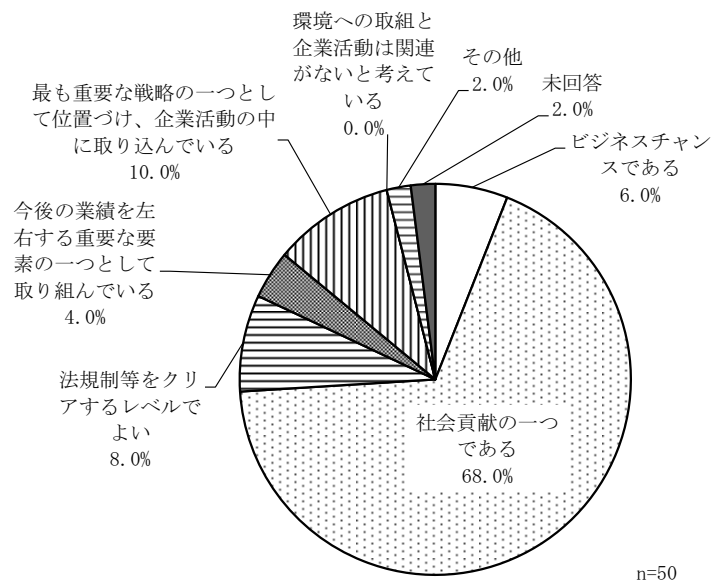




営業年数

2) 環境保全に対する企業活動の在り方について

環境への取り組みについては「社会貢献の一つである (68.0%)」が一番多く、次いで「最も重要な戦略の一つとして位置づけ、企業活動の中に取り込んでいる (10.0%)」、「法規制等をクリアするレベルでよい (8.0%)」となっている。

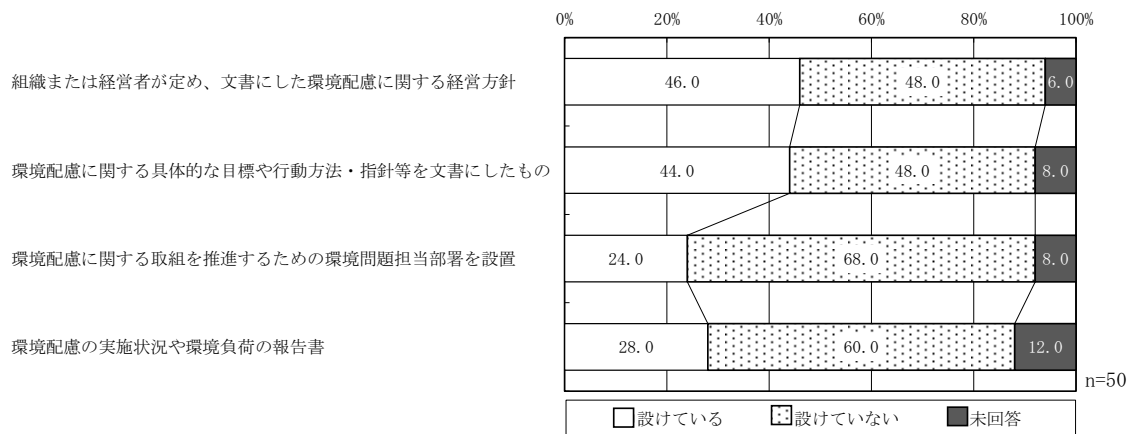


3) 環境配慮に関する計画や組織体制について

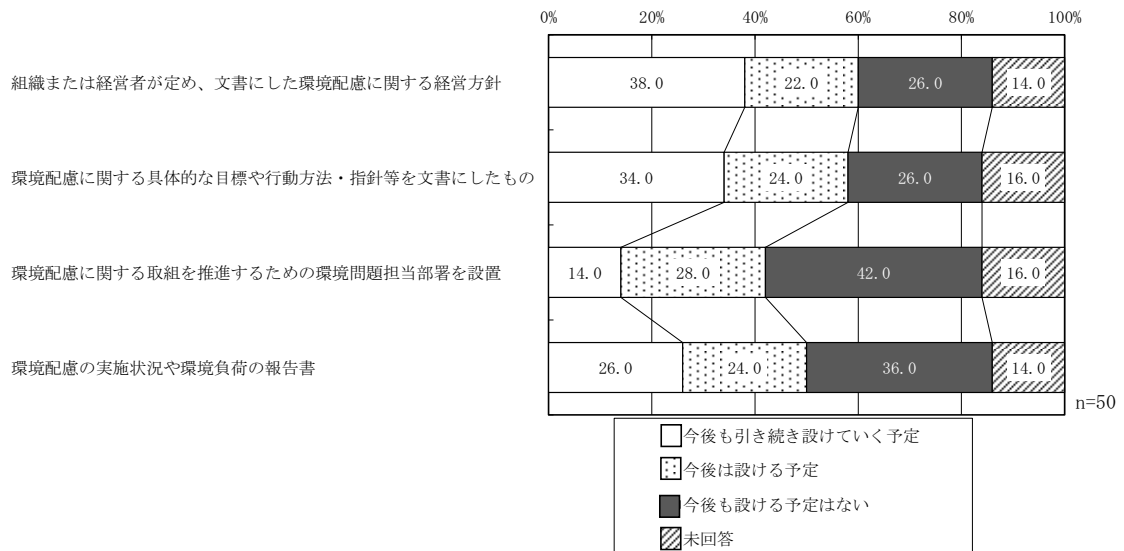
環境配慮に関する計画や組織としては、「組織または経営者が定め、文書にした環境配慮に関する経営方針（46.0%）」、「環境配慮に関する具体的な目標や行動方法・指針等を文書にしたもの（44.0%）」を、既に設けている事業所が40%を超えている。

一方、何らかの環境配慮に関する計画や組織を「今後は設ける予定」とした事業所は22.0～28.0%であった。

現在

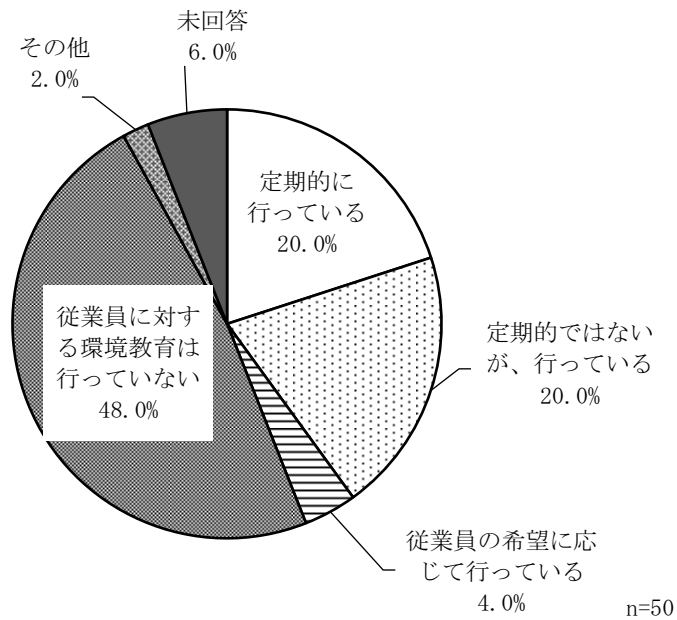


今後

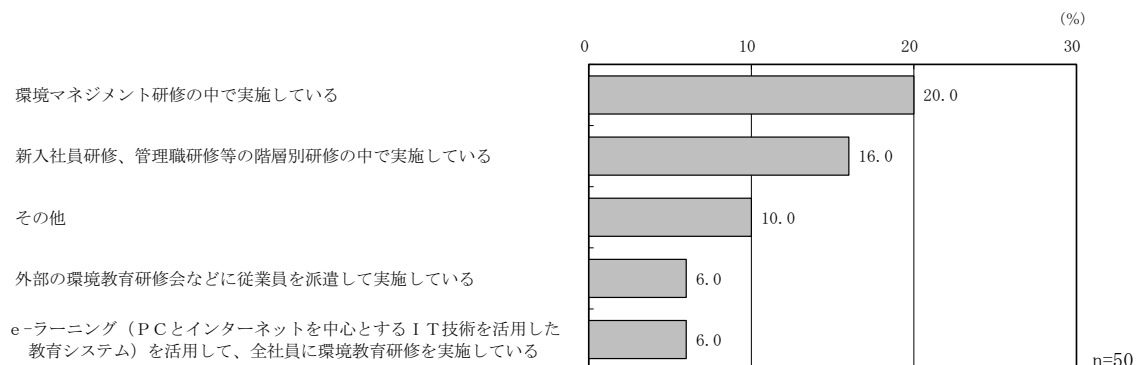


4) 環境配慮に関する社員教育について

環境配慮に関する社員教育の取り組みは、「従業員に対する環境教育は行っていない (48.0%)」が最も多く、「定期的に行っている (20.0%)」、「定期的ではないが、行っている (20.0%)」となっている。



従業員向け環境教育の方法は、「環境マネジメント研修の中で実施している (20.0%)」が最も多く、次いで「新入社員研修、管理職研修等の階層別研修の中で実施している (16.0%)」となっている。

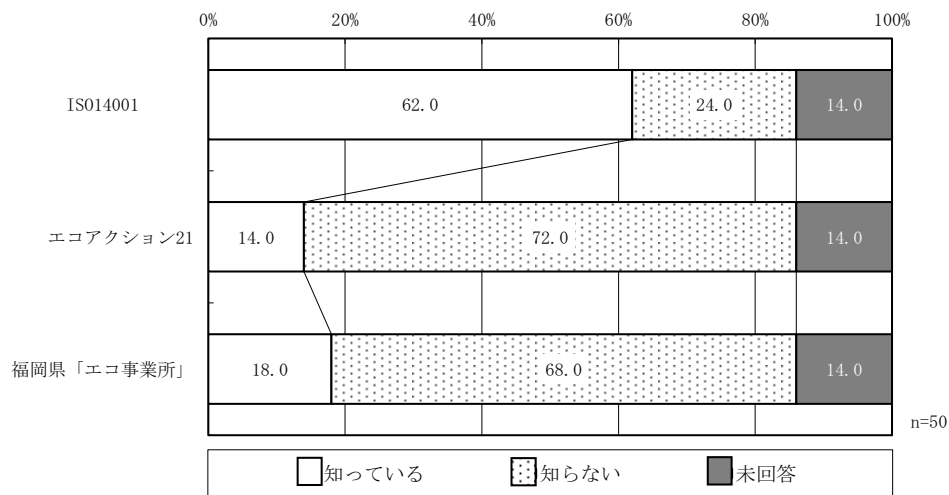


5) 環境マネジメントシステムの認知度及び取得状況と今後の予定

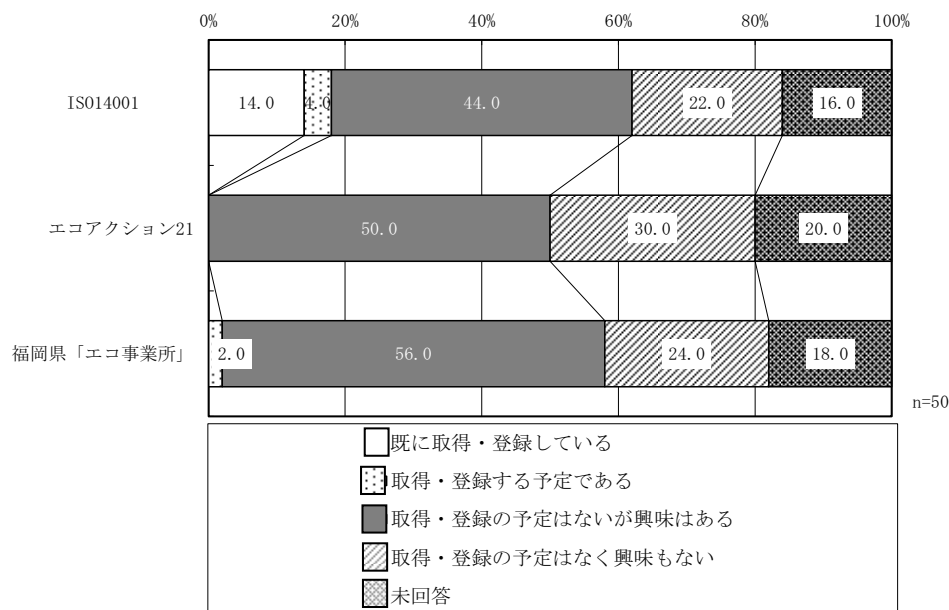
ISO14001 について、「知っている」と回答した事業所は 62.0%であり、最も認知度が高く、「既に取得・登録している」と回答した事業所も 14.0%であった。

「エコアクション 21」、「福岡県「エコ事業所」」については「知らない」と答えた事業所が 70.0%近かったが、今後の予定として、「取得・登録の予定はないが興味はある」と回答した事業所は 50.0~56.0%であった。

認知度



取り組み状況と今後の予定

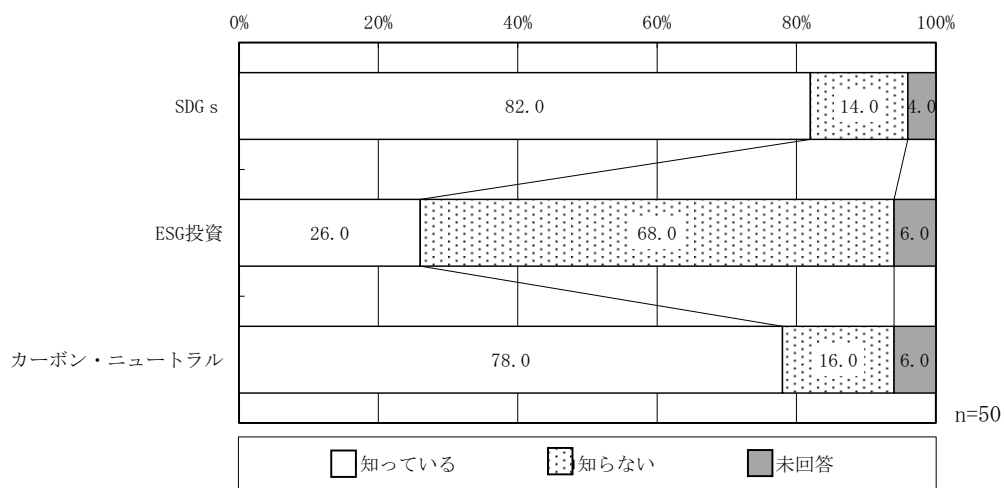


6) 環境に関する新しい取り組みについて

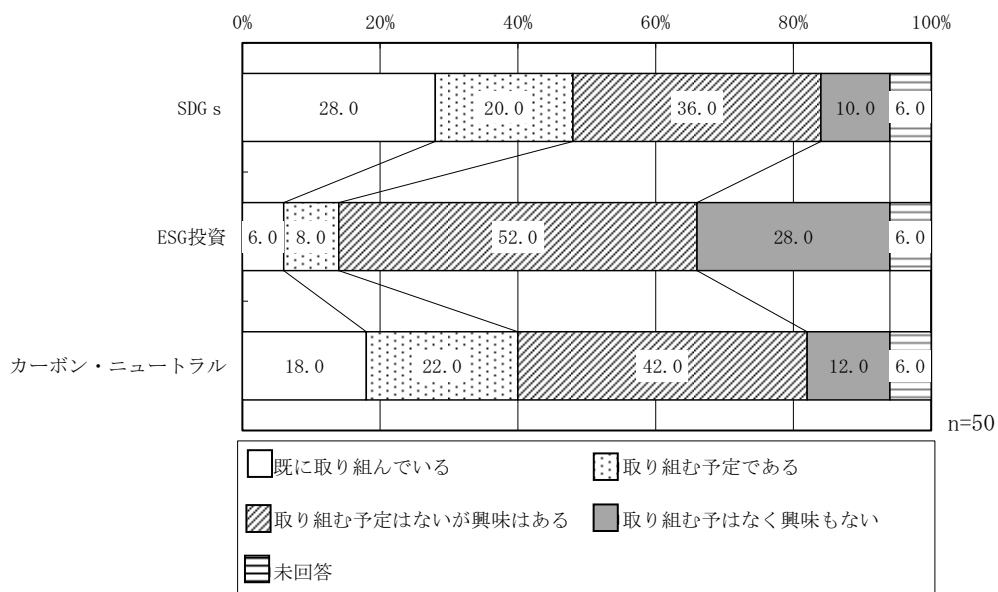
環境に関する新しい取り組みの認知度は「SDGs (82.0%)」が最も高く、次いで「カーボンニュートラル (78.0%)」となっている。ESG投資は26.0%と一番認知度が低かった。

取り組み状況と今後の予定では、SDGsは「既に取り組んでいる」「取り組む予定である」の割合が高く、カーボンニュートラルとESG投資は「取り組む予定はないが興味はある」の割合が高かった。

認知度



取り組み状況と今後の予定

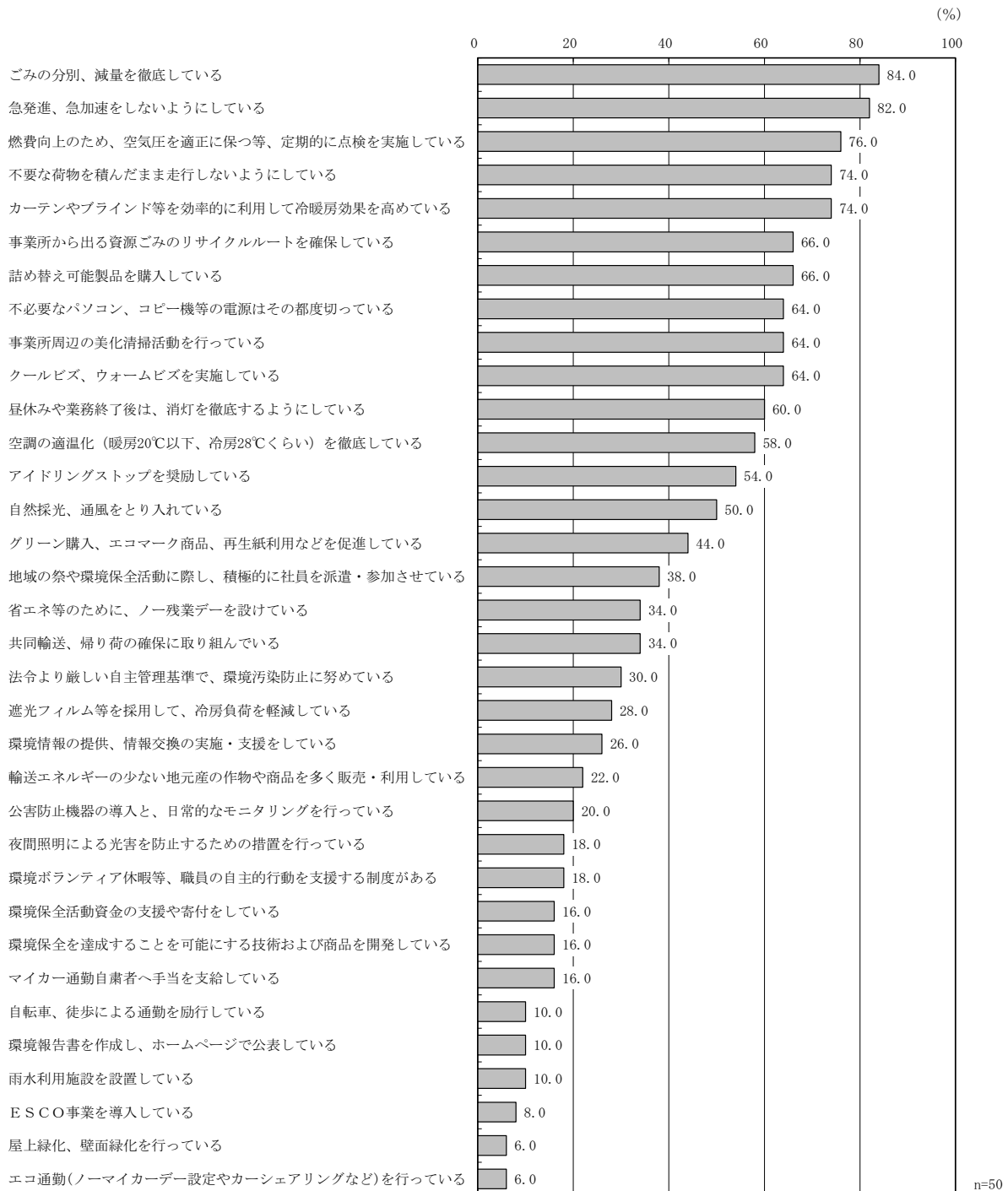


7) 地球温暖化対策、省資源対策、廃棄物の発生抑制、リサイクル等への取り組み

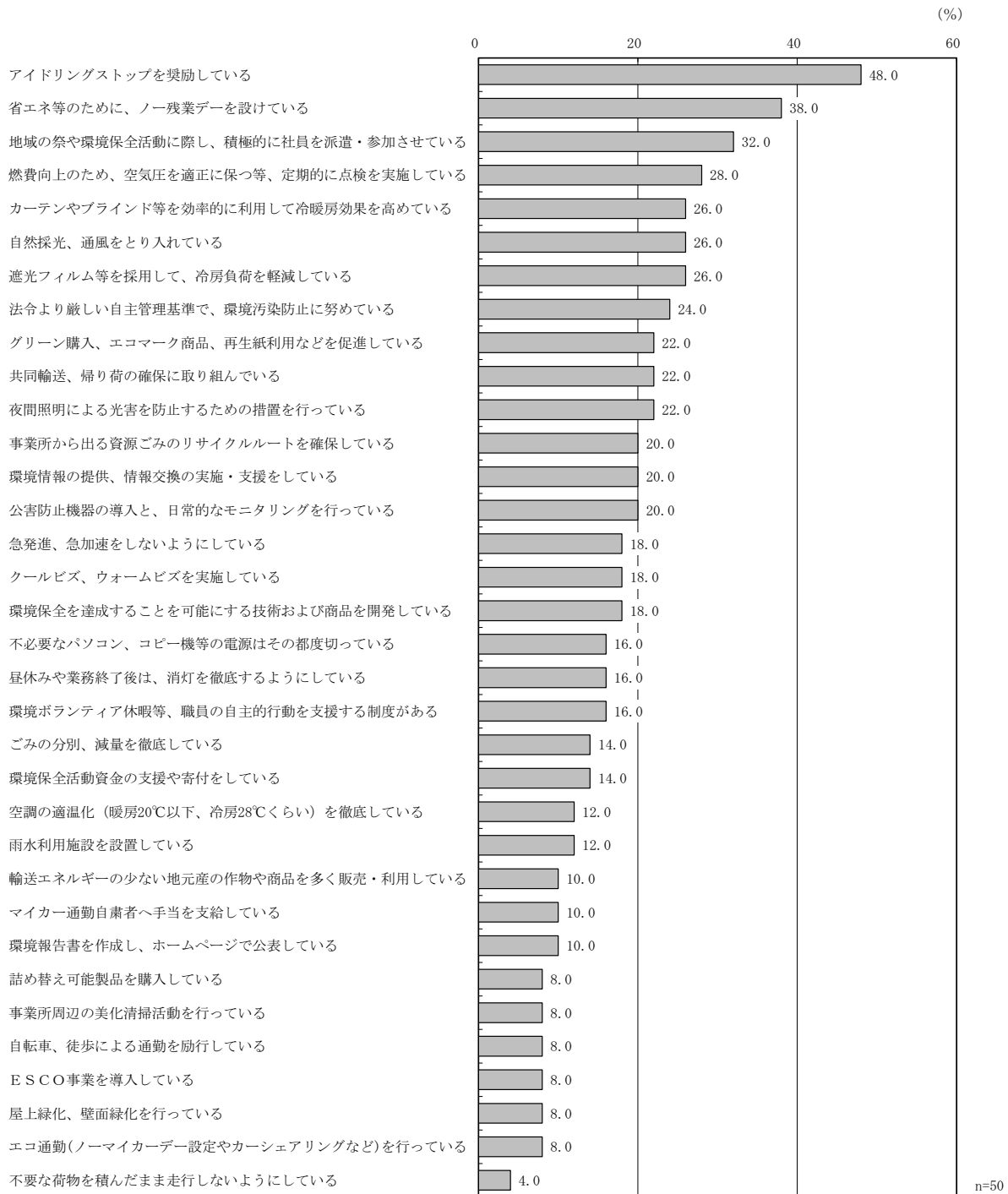
日常的な取り組みの実施状況について、「既にやっており、今後も取り組んでいく」をみると、「ごみの分別、減量を徹底している（84.0%）」、「急発進、急加速をしないようにしている（82.0%）」、「燃費向上のため、空気圧を適正に保つ等、定期的に点検を実施している（76.0%）」などの順で高く、「今はやっていないが、今後は取り組んでいく」では「アイドリングストップを奨励している（48.0%）」、「省エネ等のために、ノー残業デーを設けている（38.0%）」、「地域の祭や環境保全活動に際し、積極的に社員を派遣・参加させている（32.0%）」の順で高かった。



●「既にやっており、今後も取り組んでいく」

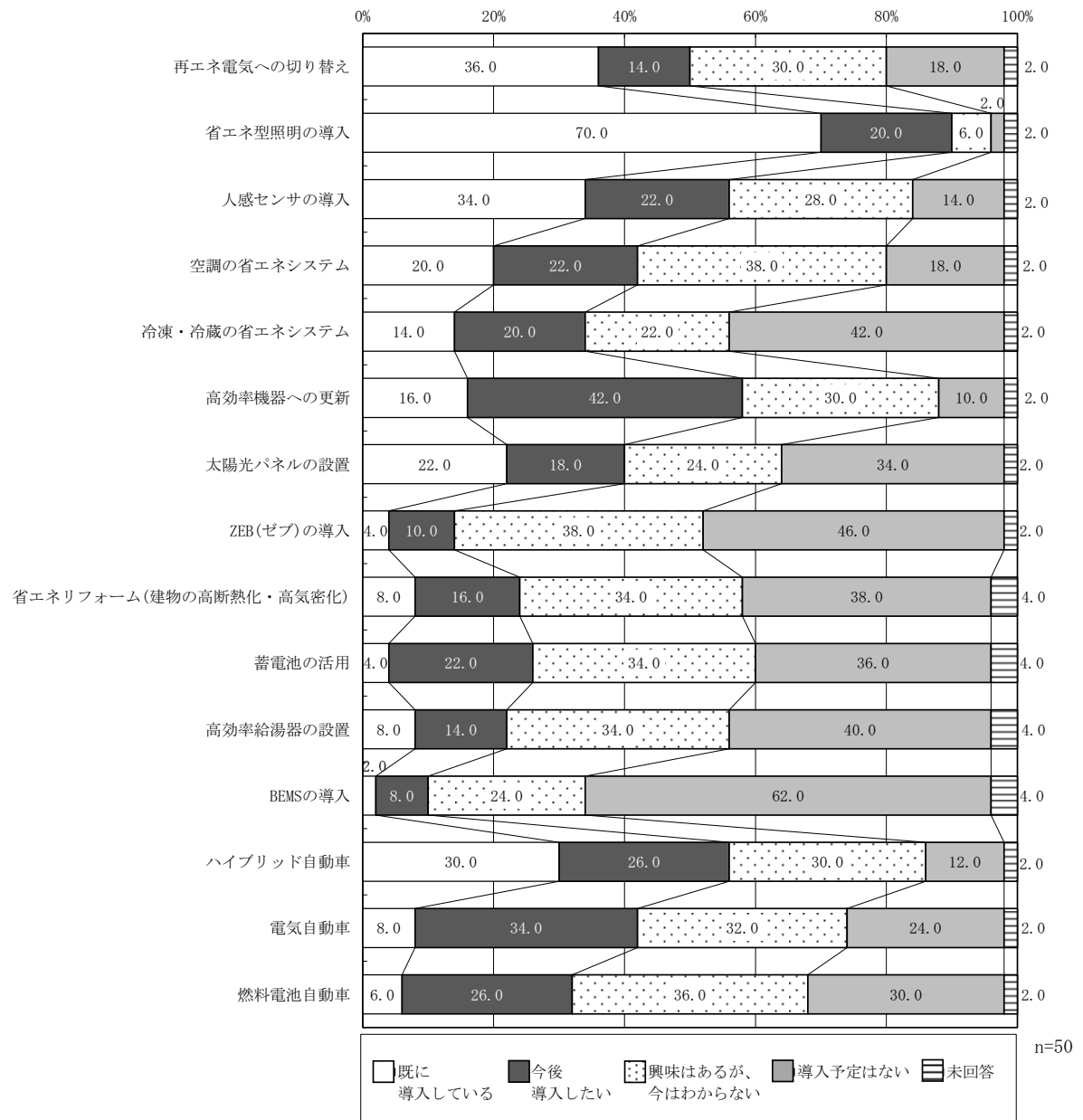


●「今はやっていないが、今後は取り組んでいく」

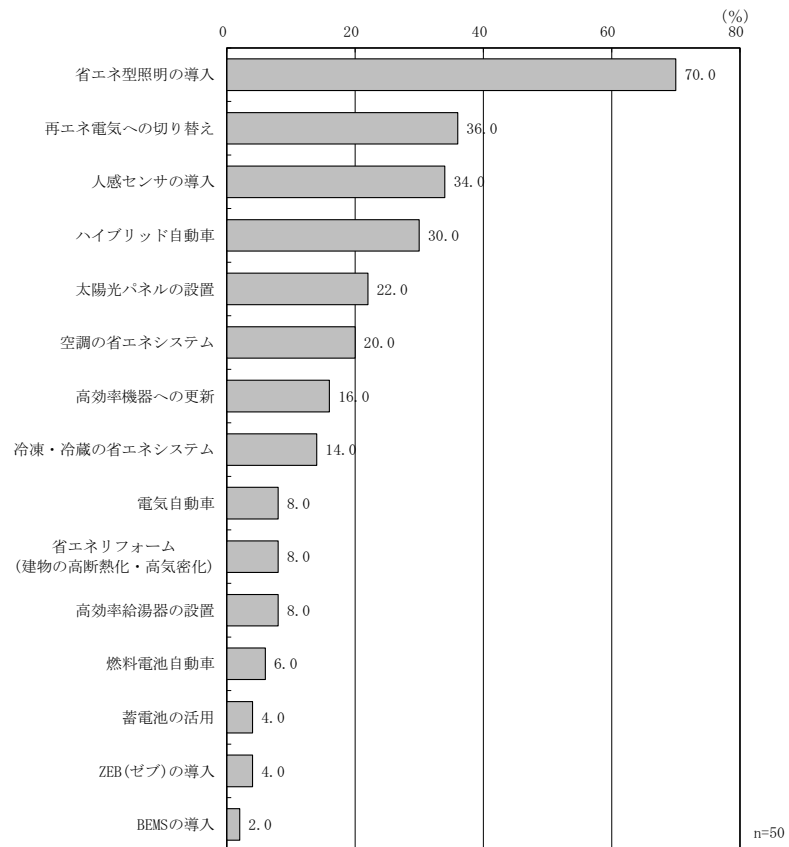


8) 地球温暖化対策に関わる設備の導入状況

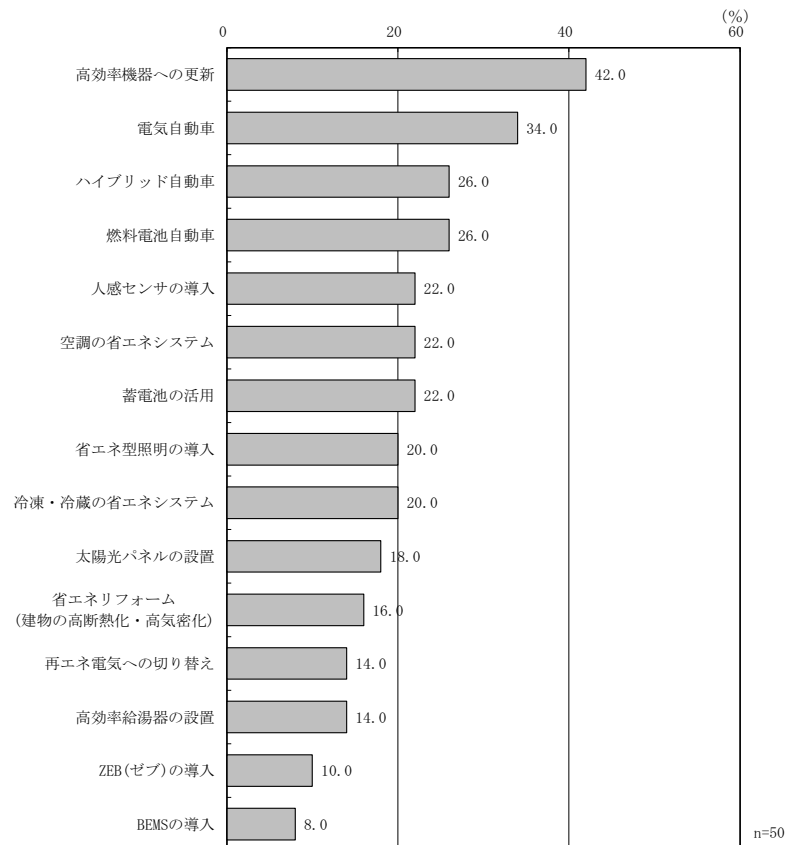
地球温暖化対策に関わる設備として、「既に導入している」で高いものは、「省エネ型照明の導入（70.0%）」、「再エネ電気への切り替え（36.0%）」、「人感センサーの導入（34.0%）」などであり、「今後導入したい」では、「高効率機器への更新（42.0%）」、「電気自動車（34.0%）」、「ハイブリッド自動車（26.0%）」の順で高かった。一方、「ZEB(ゼブ)の導入（10.0%）」、「BEMSの導入（8.0%）」は10%未満となった。



●「既に導入している」

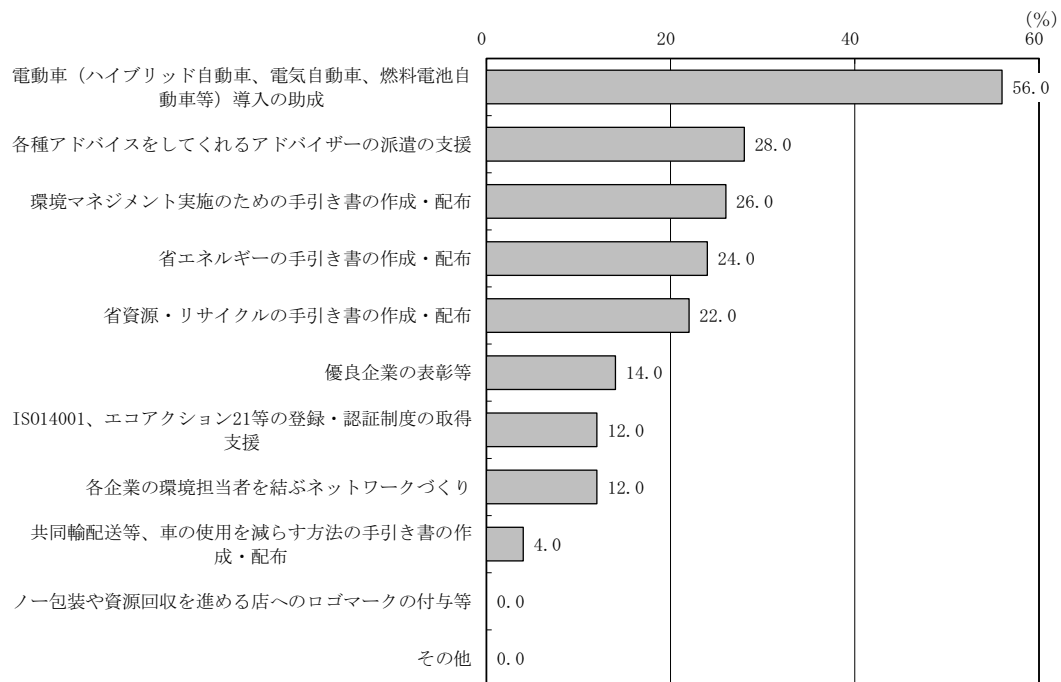


●「今後導入したい」



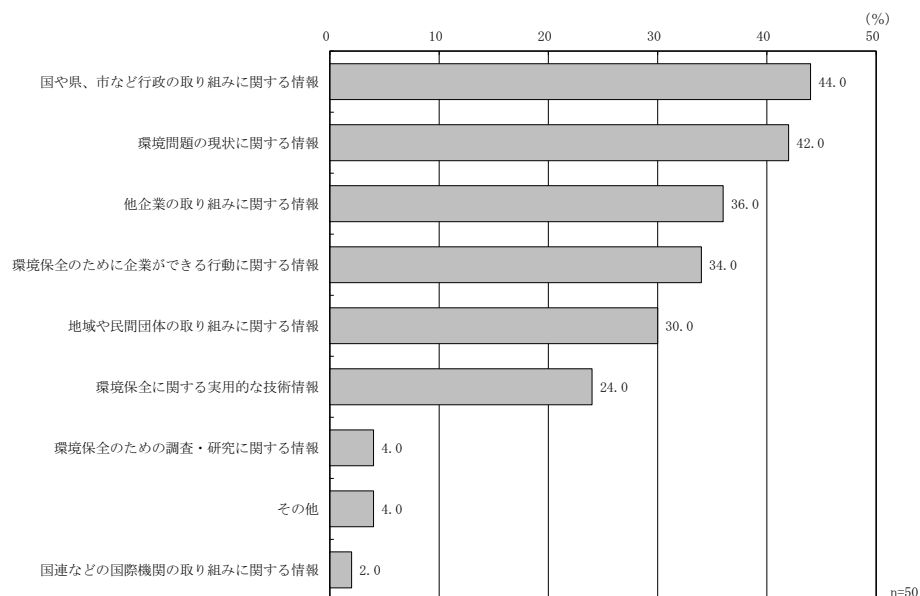
9) 行政に期待する支援策について

事業者の環境配慮を高めていくために、行政に期待する支援策は、「電動車（ハイブリッド自動車、電気自動車、燃料電池自動車等）導入の助成（56.0%）」が最も多く、次いで「各種アドバイスをしてくれるアドバイザーの派遣の支援（28.0%）」、「環境マネジメント実施のための手引き書の作成・配布（26.0%）」の順となっている。



10) 行政から提供してほしい環境保全に関する情報

行政から提供してほしい情報は、「国や県、市など行政の取り組みに関する情報（44.0%）」が最も多く、次いで「環境問題の現状に関する情報（42.0%）」、「他企業の取り組みに関する情報（36.0%）」の順となっている。



8 宮若市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）にかかる資料

（１）温室効果ガスの算定方法

温室効果ガス排出量は、「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（算定手法編）、令和5年3月、環境省）」に基づき、電気や燃料使用量等の活動量に排出係数を乗じて算定する。また、温室効果ガス排出量（二酸化炭素換算値）は、各温室効果ガスの排出量に地球温暖化係数を乗じて算出する。

温室効果ガス排出量の算定に使用した排出係数と地球温暖化係数に示す。これらの係数は、温対法施行令の改正によって見直しが行われることから、計画策定後に排出量を算定する際には、各年度に適用される係数を用いることとする。

なお、算定に用いる電気事業者の基礎排出係数は、公表時期の都合により、算定する年度の前年度の実績値を用いている。

◆温室効果ガス排出量の算定方法

温室効果ガス	ガス別排出量	二酸化炭素換算排出量 (t-CO ₂)
二酸化炭素 (CO ₂)	エネルギー使用量×排出係数	—
メタン (CH ₄)	公用車の走行距離×排出係数	ガス別排出量×地球温暖化係数
一酸化二窒素 (N ₂ O)	し尿処理量×排出係数 浄化槽人口×排出係数	
ハイドロフルオロ カーボン (HFC134-a)	カーエアコンの使用台数×排出係数	

◆二酸化炭素排出係数（電力の基礎排出係数）

電気 事業者名	二酸化炭素排出係数 (kg-CO ₂ /kWh)									
	2013 (基準年)	2014	2015	2016	2017	2018	2019	2020	2021	2022
九州電力 (株)	0.612	0.613	0.584	0.509	0.462	0.438	0.319	0.344	0.365	0.296
(株)北九州 パワー	—	—	—	0.164	0.164	0.276	0.069	0.180	0.219	0.239

(株)北九州パワーの係数は、100%再エネ電力ではない場合の値

◆二酸化炭素排出係数（電力以外）

項目	排出係数	
	係数	単位
ガソリン	2.322	kg-CO ₂ /ℓ
灯油	2.489	kg-CO ₂ /ℓ
軽油	2.585	kg-CO ₂ /ℓ
A重油	2.710	kg-CO ₂ /ℓ
L P G	2.963	kg-CO ₂ /kg

出典：温対法施行令第3条

◆メタン排出係数

項目			排出係数	
			係数	単位
自動車の走行	ガソリン・L P G	普通・小型乗用車 (定員 10 名以上)	0.000010	kg-CH ₄ /km
		ガソリン	バス	0.000035
	軽乗用車		0.000010	kg-CH ₄ /km
	普通貨物車		0.000035	kg-CH ₄ /km
	小型貨物車		0.000015	kg-CH ₄ /km
	軽貨物車		0.000011	kg-CH ₄ /km
	普通・小型・軽特種用途車		0.000035	kg-CH ₄ /km
	軽油	普通・小型乗用車 (定員 10 名以上)	0.0000020	kg-CH ₄ /km
		バス	0.000017	kg-CH ₄ /km
		普通貨物車	0.000015	kg-CH ₄ /km
		小型貨物車	0.0000076	kg-CH ₄ /km
		普通・小型・特種用途車	0.000013	kg-CH ₄ /km
施設における 下水等の処理		し尿処理施設	0.038	kg-CH ₄ /m ³
		浄化槽	0.59	kg-CH ₄ /人

出典：温対法施行令第3条

◆一酸化二窒素排出係数

項目			排出係数	
			係数	単位
自動車の走行	ガソリン・LPG	普通・小型乗用車 (定員 10 名以上)	0.000029	kg-N ₂ O/km
		ガソリン	バス	0.000041
	軽乗用車		0.000022	kg-N ₂ O/km
	普通貨物車		0.000039	kg-N ₂ O/km
	小型貨物車		0.000026	kg-N ₂ O/km
	軽貨物車		0.000022	kg-N ₂ O/km
	普通・小型・軽特種用途車		0.000035	kg-N ₂ O/km
	軽油	普通・小型乗用車 (定員 10 名以上)	0.0000007	kg-N ₂ O/km
		バス	0.000025	kg-N ₂ O/km
		普通貨物車	0.000014	kg-N ₂ O/km
		小型貨物車	0.0000009	kg-N ₂ O/km
		普通・小型・特種用途車	0.000025	kg-N ₂ O/km
	施設における 下水等の処理	し尿処理施設		0.00093
浄化槽		0.023	kg-N ₂ O/人	

出典：温対法施行令第3条

◆ハイドロフルオロカーボン排出係数

項目	排出係数	
	係数	単位
自動車エアコンディショナーの使用	0.010	kg-HFC/台・年

出典：温対法施行令第3条

◆地球温暖化係数

二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	HFC-134a
1	25	298	1,430

(2) 2022 年度におけるエネルギー使用量

◆施設別エネルギー使用量

施設名	エネルギー使用量					
	灯油 (L)	A重油 (L)	B重油 (L)	C重油 (L)	L P G (m ³)	電力 (kWh)
本庁舎※	0	0	0	0	6,527	468,437
宮田北幼稚園	0	0	0	0	0	17,214
宮田東幼稚園	0	0	0	0	0	378
宮田南幼稚園	0	0	0	0	0	15,306
若宮幼稚園	0	0	0	0	0	39,919
宮田小学校	0	0	0	0	0	28,348
宮田北小学校	0	0	0	0	0	107,756
宮田東小学校	0	0	0	0	0	20,361
宮田南小学校	0	0	0	0	0	157,141
光陵小学校※	0	0	0	0	0	439,127
旧若宮小学校	0	0	0	0	0	34,651
旧若宮西小学校 (文化財収蔵・展示・交流センター)	0	0	0	0	0	44,038
旧若宮南小学校	0	0	0	0	0	15,672
旧宮田中学校 (柔剣道場含む)	0	0	0	0	0	26,202
学校給食共同調理所	0	0	0	0	16,542	72,068
第二保育所	0	0	0	0	0	0
旧第三保育所 (子育て支援センター)	0	0	0	0	0	327
宮田隣保館	0	0	0	0	5	8,090
向田隣保館	0	0	0	0	7	11,405
下隣保館	0	0	0	0	6	10,860
竹原隣保館	0	0	0	0	7	5,174
宮田文化センター	0	0	0	0	0	54,437
マリーホール宮田	0	0	0	0	0	59,128
笠松研修センター	0	0	0	0	0	52,910
石炭記念館	216	0	0	0	0	3,660
竹原古墳保護施設	0	0	0	0	0	2,761
中央公民館	0	0	0	0	23	2,180
中央公民館若宮分館	0	0	0	0	15	35,435
吉川コミュニティセンター	0	0	0	0	71	4,762
中コミュニティセンター	0	0	0	0	0	617
山口コミュニティセンター	0	0	0	0	1	6,353
宮田 B&G 海洋センター	0	0	0	0	0	38,830
西鞍の丘総合運動公園	0	0	0	0	1	46,946

施設名	エネルギー使用量					
	灯油 (L)	A重油 (L)	B重油 (L)	C重油 (L)	L P G (m ³)	電力 (kWh)
市民体育館	0	0	0	0	0	5,203
市民グラウンド	0	0	0	0	0	665
犬鳴川河川公園	0	0	0	0	0	35,060
2000年公園 (上大隈農園緑地公園)	0	0	0	0	0	7,128
し尿処理施設(緑水園)	0	130,000	0	0	33	1,824,073
桐野浄水場	0	0	0	0	0	552,222
沼口浄水場	0	0	0	0	0	266,058
権助ポンプ場	0	170	0	0	0	8,137
生見浄水場	0	0	0	0	0	553,224
保健センター(パレット)	0	0	0	0	68	76,852
公営住宅(浄化槽)	0	0	0	0	0	219,142
若宮コミュニティセンター 「ハートフル」※	0	0	0	0	118	162,643
生涯学習センター「宮若リ コリス」※	0	0	0	0	3,749	237,969
光陵グリーンパーク野球場	0	0	0	0	0	26,405
光陵グリーンパークアリー ナ	0	0	0	0	6	50,826
宮若東中学校※	0	0	0	0	0	331,988
宮若西小中一貫校※	0	0	0	0	3,767	578,839
教育支援センター	0	0	0	0	7	23,812
宮若市火葬場(桜華苑)※	21,000	0	0	0	0	157,731
原田公園管理施設	0	0	0	0	0	3,503
宮若西学童保育所・支援セ ンターたけんこ	0	0	0	0	0	35,905
光陵学童保育所・支援セン ターさくらんぼ	0	0	0	0	2,247	35,041
合計	21,216	130,170	0	0	33,167	7,022,424

※太陽光発電設備が導入されている施設。

◆管理部署別公用車燃料使用量

管理部署名	燃料使用量	
	ガソリン (L)	軽油 (L)
集中管理	15,032	829
総務課（防災）	1,250	837
保護人権課（人権）	276	0
健康福祉課（パレット）	939	153
環境保全課	591	1,017
土木建設課	3,936	2,406
水道課	4,099	161
教育総務課	688	0
学校給食課	325	2,654
議会事務局	311	0
まちづくり推進課	0	0
社会教育課	3,149	342
農政課	644	0
子育て支援課	347	0
健康福祉課（包括）	939	153
合計	32,525	8,551

第 2 次宮若市環境基本計画

令和 6 年 2 月

発 行

宮若市 環境保全課

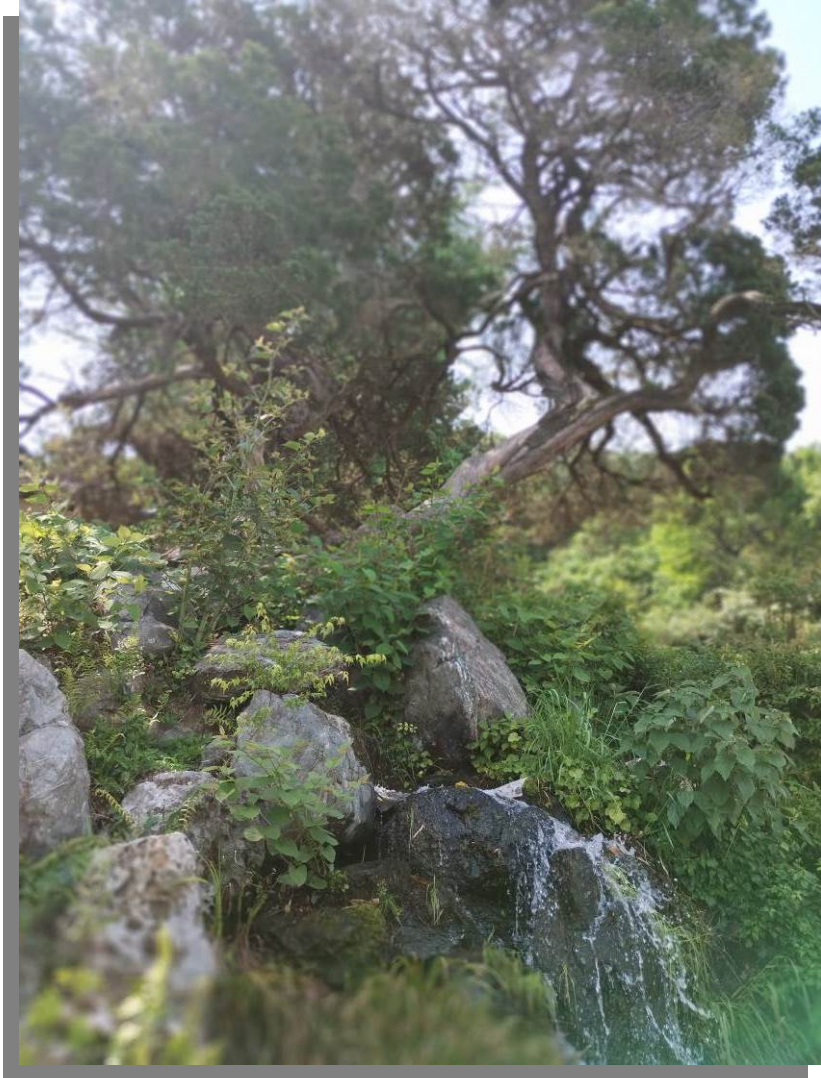
〒823-0011 宮若市宮田 29 番地 1


電 話 0949-32-0516

F A X 0949-32-9430

U R L <http://www.city.miyawaka.lg.jp/>

E-mail kankyotaisaku@city.miyawaka.lg.jp



 宮若市